資料２

第４期スポーツ基本計画の策定について
答申

スポーツの「楽しさ」で
人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く

令和８年11月

スポーツ審議会

第４期スポーツ基本計画策定に当たって

◆ スポーツ基本法の改正と第３期スポーツ基本計画の中間評価等

○ 令和７年６月、スポーツに関し、基本理念を定め、国・地方公共団体の責務やスポーツ団体の努力などを明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めるスポーツ基本法が14年ぶりに改正された。

○ 今回の改正は、スポーツを取り巻く社会環境が大きく変化し、スポーツの価値や社会的役割の重要性のより一層の高まりを受け、スポーツを通じた社会課題の解決への期待に応えるとともに、スポーツ権の実質化を図り、国民や社会全体のウェルビーイングの向上を図る観点から必要な改正が行われたものである。

○ また、スポーツ審議会及びその下に設けたスポーツ基本計画部会における議論を経て、令和７年７月には、現行の第３期スポーツ基本計画の前半期の取組状況に係る中間評価が取りまとめられ、パリ大会における日本選手団の輝かしい結果をはじめ、これまでの取組が一定の役割を果たしてきたことを評価している。一方で、計画策定時以降も社会が刻々と変化していく中で、新たな時代にふさわしい目標や指標の在り方や新たに顕在化してきた課題の対応の必要性についても指摘された。

◆ 第４期スポーツ基本計画の策定について

○ これらを踏まえ、令和９年度から令和13年度までを対象期間とする第４期スポーツ基本計画を新たに策定するため、令和７年11月、スポーツ庁長官からスポーツ審議会に対して諮問が行われた。

○ スポーツ審議会では、総会において４回、スポーツ基本計画部会において９回、健康スポーツ部会において６回にわたって精力的に審議を行い、このたび、これまでの検討結果を答申として取りまとめた。

○ 第４期計画は、ねらい（スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く）の実現に向け、３つの重点課題を定め、重点課題の取組の対応を通じて、スポーツの楽しさや意義の実感、スポーツの価値の更なる向上を図り、人や組織の関心や行動の変化につなげることを目指す。

○ ねらいの実現のためには、国、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等の幅広い分野の関係者の連携・協働が不可欠である。より多くの皆様に、より分かりやすく伝わるよう、第４期計画は、第１章・第２章においては図やグラフなどを用いてより分かりやすい計画となるように作成し、第３章においては文章形式で今後５年のスポーツ政策の全体像を示している。

目　次

第１章　第４期スポーツ基本計画のねらい　4

Ⅰ　改正スポーツ基本法の理念とスポーツの価値　5

Ⅱ　基本計画策定の考え方　7

第２章　第４期スポーツ基本計画の重点課題　8

Ⅰ　重点課題設定の背景とねらいの実現　9

Ⅱ　ねらいの実現に向けた３つの課題と重点施策　24

1　国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

(1)スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進　29

(2)ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進　31

(3)多様な背景に着目したスポーツ施策の推進　42

(4)スポーツ施策の位置付け強化の推進　46

(5)スポーツ実施を促す環境整備の推進　50

2　ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

(1)スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現　54

(2)スポーツ・インテグリティの強化　61

(3)競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化　65

3　スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

(1)スポーツの成長産業化　69

(2)地域スポーツ資源の活用　75

(3)スポーツを通じた国際交流・協力の推進　84

第３章　第４期スポーツ基本計画の総合計画編　88

用語解説・索引　143

第１章　第４期スポーツ基本計画のねらい

Ⅰ　改正スポーツ基本法の理念とスポーツの価値
Ⅱ　基本計画策定の考え方

第１章　第４期スポーツ基本計画のねらい
Ⅰ　改正スポーツ基本法の理念とスポーツの価値

スポーツの「振興」とそれを通じた社会課題の「解決」へ

○　令和７年、平成23年にスポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）が制定されてから14年、スポーツを取り巻く社会環境の変化と新たな課題に対応するとともに、ウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に良い状態をいう。以下同じ。）の向上に向け、スポーツ権の実質化を図る観点から、同法は大幅改正され、改正スポーツ基本法が同年９月１日より施行された。

○　急速に社会環境が変化する中で、スポーツに求められる役割は多様化してきた。スポーツを「する」「みる」「ささえる」といった参画を通じて人々に楽しさや喜びをもたらす、スポーツそのものが有する価値だけでなく、スポーツを通じて人々が「集う」「つながる」ことによって、スポーツが地域や経済の活性化、健康長寿社会や共生社会の実現、持続可能な社会の実現、デジタル化の中での豊かなつながりなどの社会課題の解決に寄与することへの期待が高まっていることを踏まえ、基本理念等の充実が図られた。

○　また、基本理念の改正等を踏まえ、発達段階に応じたスポーツの推進、部活動の地域展開等、気候変動への対応についての留意、デジタル技術の活用等（スポーツＤＸ、ｅスポーツ）、まちづくりと一体的なスポーツ施設の整備等（スポーツコンプレックス）、多様な需要に応じたスポーツを楽しむ機会等の確保（スポーツホスピタリティ）、スポーツの公正及び公平の確保（スポーツ・インテグリティの確保）といった必要な基本的施策が盛り込まれた。

第４期計画は、これらの理念を踏まえ、スポーツの価値を生かした社会課題解決への貢献を目指して策定を行う。

スポーツの価値を生かした社会課題解決への貢献



◆スポーツによるウェルビーイングの向上

経済的・物質的な豊かさのみならず、精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがいをとらえるウェルビーイングの向上が期待できる。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、人種、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず、全ての国民がスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はスポーツを支える活動に参画する機会等が確保されなければならない。



◆スポーツによる健康で活力に満ちた社会の実現

我が国が直面する社会課題の中でも、健康で活力に満ちた長寿社会の実現は、社会保障費適正化への貢献の観点からも最重要課題の一つ。スポーツには誰もが心身ともに健やかに暮らし、生涯にわたり健康増進を促す役割がある。

スポーツの価値を生かした社会課題解決への貢献



◆スポーツによる共生社会の実現

共生社会の価値を実感させた東京2020大会のレガシーをはじめとする共生社会の実現への動きを踏まえ、スポーツには、障害の有無等にかかわらず、多様な人々が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現へ貢献することができる。



◆スポーツによる地域振興の推進

スポーツが持つエンターテイメント性、情報発信力、人と人との間につながりを作りだす力、コンテンツや施設などの特性を活用することで、地域の人々の交流促進のみならず、各地域の実情に応じた多様な形の地域振興に寄与できる。

◆スポーツと文化芸術等の他の分野との連携

スポーツと文化芸術との連携が、人々に感動と希望をもたらし、創造性を育み、ともに生きる絆の形成に広く寄与するなど、スポーツと他の分野との連携は、ウェルビーイングの向上につながる。



第１章　第４期スポーツ基本計画のねらい
Ⅱ　基本計画策定の考え方

第４期スポーツ基本計画は、以下の考え方に基づいて策定を行う

１．スポーツを通じた社会課題※の解決や、自然・社会環境の変化に対応した持続可能な社会の実現を目指し、目標等を設定　※ 健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での豊かなつながり等

- スポーツ基本法改正の趣旨も踏まえ、スポーツの「振興」からスポーツを通じた社会課題の「解決」へシフトチェンジを行う
- ターゲットとすべき重点対象を明確化し、効果的な取組を重点的に進めていく
- 目標は重点課題ごとに設定し、目標に掲げる指標等は、単なる積み上げではなく、社会課題解決の観点から検討。目標達成に必要な手段（対策）も念頭に置き、必要かつ現実的な指標となるよう留意
- 施策の効果や影響を質的に測定・評価するための指標の設定についても検討
- 気候変動への対応等も含め、持続可能な社会の実現の観点も踏まえながら、施策を推進していく

２．幼児期から高齢期まで生涯を見通したウェルビーイングの実現と、社会の成長・発展に貢献する視点を重視

- 一人一人の生活習慣や環境の違い、地域差等も踏まえつつ、意識や行動の変化を促す
- ライフステージごとの課題を踏まえ、ターゲットとすべき重点対象を明確化する
- 誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境を整備し、スポーツを活用した「健康インフラ」※の構築を目指す

※「運動・スポーツを活用して経済成長を支える心身の健康の保持・増進の基盤」として整理し、運動・スポーツが持つ心身の健康増進という効果・価値を生かし、成長分野を支える人材の定着、継続的な能力発揮、生産性の維持・向上及び就労期間の延伸を図る。

３．ウェルビーイングを土台としたハイパフォーマンスの追求と、その成果・知見を社会に還元していく視点を重視

- メダル獲得数だけではなく、アスリートやそれに関わる全ての人のウェルビーイングに配慮した国際競技力の向上を目指す
- ハイパフォーマンスを追求する社会的意義を国民に分かりやすく示していく
- ハイパフォーマンスの成果・知見を国民のライフパフォーマンスの向上へ還元するなど、その成果を地域や社会へと還元していく視点を意識

４．幅広い分野の関係者が共感でき、目標実現に必要な投資や人の流れを生み出す視点を重視

- 分野縦割りではなく、体系的にわかりやすく示すことを意識
- 国の役割だけではなく、関係するステークホルダーも含めて、それぞれに期待する役割や取組についても記載するなど、オールジャパン体制での取組となるよう留意
- スポーツの投資意義・活用価値を示すことを意識

第１章Ⅰ・Ⅱを踏まえ、第４期のねらいとして以下を定める

第４期のねらい　スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く

第２章　第４期スポーツ基本計画の重点課題

Ⅰ　重点課題設定の背景と基本計画のねらいの実現
Ⅱ　ねらいの実現に向けた３つの課題と重点施策

第２章　第４期スポーツ基本計画の重点課題
Ⅰ　重点課題設定の背景とねらいの実現

第４期スポーツ基本計画の実施に当たっては、３つの重点課題の取組を通じて第４期計画のねらいを実現することを目指す

第４期スポーツ基本計画のねらい（スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く）の実現に当たっては、幅広い分野の関係者が連携・協働し、スポーツの楽しさや意義、価値の実感に基づくスポーツへの関心向上や日常生活などでの行動変容を起こすことが必要である。

健康長寿社会や共生社会の実現、地域や経済の活性化、デジタル化の中での人と人との豊かなつながりなど、スポーツを通じた社会課題の解決に期待が高まっている現状に鑑み、社会課題の解決につながる以下の３つの重点課題を設定する。

重点課題１：国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

重点課題２：ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

重点課題３：スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

重点課題の対応を通じて、スポーツの楽しさや意義の実感、スポーツの価値の更なる向上を図ることで、人や組織の関心や行動の変化につなげることを目指す。

■ **第２章の構成**

Ⅰ　重点課題設定の背景とねらいの実現
- 各重点課題の対応を通じて第４期計画のねらいの実現を目指すイメージ図を示すとともに、各重点課題の背景及び重点課題の対応によってどのように社会課題の解決に寄与できるのか等について、各重点課題のモデルとともに示す

Ⅱ　ねらいの実現に向けた３つの課題と重点施策
- 各重点課題に対応するための今後５年間の重点施策を示す（※関連施策も含めた総合計画編は第３章で示す）

重点課題への取組と第４期計画のねらいの実現

スポーツの「楽しさ」で人や地域の可能性を引き出し、未来を切り拓く

社会と一人一人のウェルビーイングの向上

日本の経済成長・持続可能な社会の実現

健康長寿社会/生涯現役社会の実現

共生社会の実現

国際的なプレゼンスの向上

など

国民一人一人のスポーツへの関心向上・実施向上

スポーツを支える地域や企業、人材等の基盤強化

スポーツの楽しさや意義の実感、スポーツの価値の更なる向上

- 国民・社会のスポーツに対する意識の変化
- ウェルビーイングを土台としたアスリート等を取り巻く環境の整備
- アスリートの企業等での活躍機会の創出・増加
- スポーツを通じた国際的関与の促進

など

※スポーツの価値の棄損防止を含む

重点課題１：

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

重点課題２：

ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

スポーツの「楽しさ」



など

重点課題３：

スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

■ 国民のウェルビーイング向上への貢献

○　スポーツは自発的な参画を通じて「楽しさ」や「喜び」を感じることに本質を有する活動である。スポーツ基本法前文においても、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持・増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」であると位置付けられている。

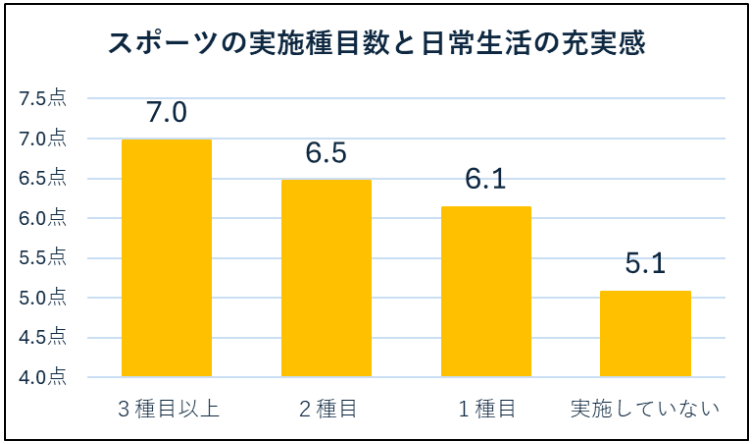
○　こうした、多様なスポーツに親しみ、ともに楽しむことを通じて、人々の生活や心の豊かさを高めるというスポーツが有する本質的な価値を生かし、全ての国民にスポーツの普及を図ることで、国民一人一人のウェルビーイングを向上させ、ひいては、社会全体のウェルビーイングを向上させることを、第４期計画の基本的な目標とする。

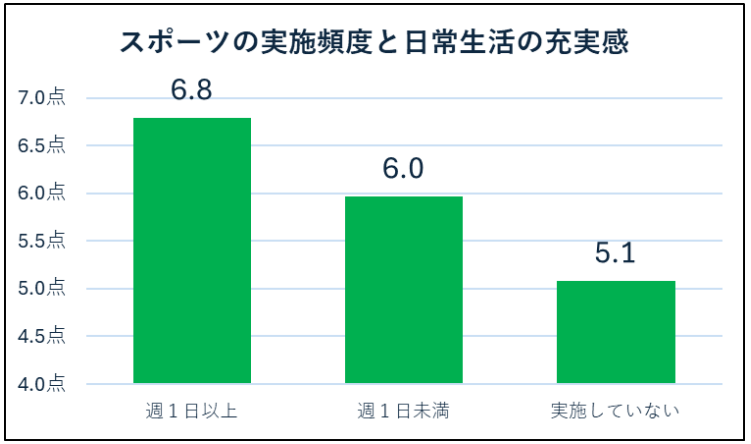
○　また、スポーツの実施は、個人のウェルビーイングの向上にとどまらず、心身の健康の保持・増進や生産性の向上などの効果にもつながることが国内外の研究により示されており、第４期計画では、こうしたスポーツの多様な価値を生かして、現在我が国が直面している以下に示す社会課題の解決にも貢献することを目指す。

✓ 労働力不足対策と生産性向上、経済成長と豊かな社会の実現への貢献
✓ 社会保障費の適正化への貢献
✓ 共生社会の実現への貢献

※各課題の背景等については次ページ以降で詳述する

＜スポーツの実施と日常生活における充実感＞





出典：「令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和７年11月　スポーツ庁）

■ 労働力不足対策と生産性向上、経済成長と豊かな社会の実現への貢献

○ 少子高齢化が進み、人口・生産年齢人口の減少が本格化する中にあっても、社会・経済の活力を維持・成長させていくためには、その基盤となる国民一人一人の心身の健康及び体力を保持・増進し、多くの方がより長い期間社会活動に参画し、持続的に能力を発揮できる環境を整備することが極めて重要である。

○ 一方で労働人口の高齢化や仕事に関して強い不安やストレスを感じている労働者の割合が高い水準で推移しているほか、就業を希望する中高齢層において自身や家族の健康上の理由により就業を断念する事例が見られ、特に60歳以上においては転倒による骨折や墜落・転落等の労働災害発生率が加齢に応じて高まっているなど、身体面・精神面の要因による就業面での課題が顕在化している。

○ スポーツの実施は、体力の向上、生活習慣病の予防、睡眠の質の向上、転倒の予防、認知機能低下や認知症の予防といった身体的効果に加え、ストレスや抑うつの軽減、メンタルヘルスの改善といった精神的効果があることが国内外の研究で明らかにされており、スポーツの実施を促進することで、こうした課題の改善にも寄与する。また、こうした心身の健康増進を通じて労働生産性の向上、人的資本の強化、労働災害の防止の効果があることも国内外の研究で明らかにされており、スポーツ実施による心身の健康改善が生み出す経済効果は年間約13兆円に上るという試算結果もある。

○ このため、スポーツが持つ心身の健康増進という効果・価値を最大限に活用し、就労継続、継続的な能力発揮及び就労期間の延伸を図る観点から、スポーツの実施促進を図ることにより、国民の心身の健康の保持・増進の基盤、すなわち「健康インフラ」の構築を進め、我が国の経済成長と豊かな社会の実現を支えることが重要である。

＜運動・スポーツの実施による心身の健康改善が生み出す経済効果＞

出典：「運動実施による心身の健康改善がもたらす経済効果の簡易試算 令和８年度更新」
（筑波大学人間総合科学学術院　久野研究室）

	生産性向上					就労期間	直接効果
	体力向上による疲労軽減	メンタル不調	睡眠の質	女性特有の健康課題（月経痛・更年期）	男性の健康課題（更年期）	就労期間延伸	医療・介護費削減効果
経済損失額	15.1 兆円	7.6 兆円	18.9 兆円	0.6（月経痛）兆円 0.8（更年期）兆円	0.6 兆円	―	―
改善効果	2.70 %	1.52 %	1.72 %	23.0（月経痛）% 25.0（更年期）%	19.0 %	3.3年	20.2※1 万円 74.0※2 %
経済効果（1年当たり）	0.41兆円/年	0.12兆円/年	0.32兆円/年	0.34兆円/年	0.11兆円/年	8.19兆円/年	3.54兆円/年
総額 生産性＋就労期間						9.49兆円/年（直接効果除く、経済効果）	13.03兆円/年（直接効果を含む総計）

試算結果はあくまで簡易試算となるため、今後検証が必要。
※1 SWC健幸ポイント事業参加による一人当たり医療費抑制効果額（60歳代：16.2万円、70歳代：24.2万円）を活用して算出。抑制総額の算出は、参加率（スポーツ実施率 60歳代：55.1%、70歳代：65.1% ※スポーツ庁令和7年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」引用）と継続率（SWC健幸ポイント事業の実績：85%）を掛け合わせて算出。
※2 SWC健幸ポイント事業参加による介護支援1以上の発生リスク74%を活用して算出。本試算の前提となる身体活動の健康効果については、R6年度スポーツ庁「スポーツを通じた健康づくりによる社会保障費の効果検証のガイドライン」において示されている知見を踏まえている。

■ 社会保障費の適正化への貢献

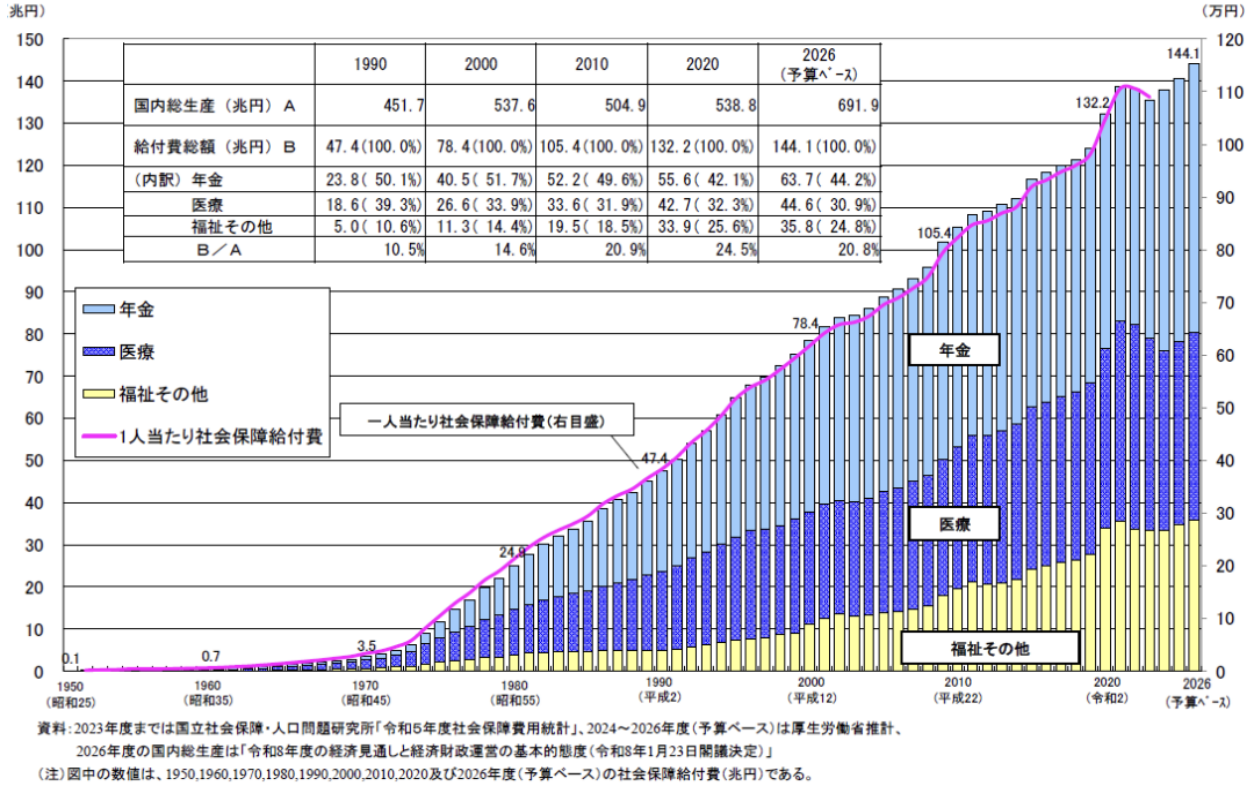
○　高齢化の進展に伴い、社会保障給付費は年々増加しており、令和８（2026）年度（予算ベース）では144.1 兆円（対ＧＤＰ比20.8%）に達している。このうち社会保障に係る国庫負担は30兆円を超え、一般歳出の56%を占めており*1、今後も社会保障給付費の増加が見込まれている*2。

○　こうした状況を踏まえ、社会保障費の適正化は我が国にとって喫緊の課題となっているが、スポーツは、生活習慣病、筋力低下、転倒等の健康障害・怪我のリスク低減やストレスや抑うつの軽減、メンタルヘルスの改善に効果があり、医療・介護費の適正化効果があるとする研究も多数報告されており、この課題解決に貢献することが可能である。

○　このため、メタボリックシンドローム、ロコモティブシンドローム予防や介護予防等の取組と連携しつつ、スポーツの実施促進を図ることで、病気や怪我を予防し、健康寿命を延伸させ、医療・介護費等の社会保障費の適正化に寄与することが重要である。

*1：厚生労働省HP資料（政府一般歳出と社会保障関係費の関係）（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026年6月閲覧）
*2：厚生労働省HP資料（社会保障の給付と負担の現状）（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026年6月閲覧）

＜社会保障給付費の推移＞



	1990	2000	2010	2020	2026（予算ベース）
国内総生産（兆円）A	451.7	537.6	504.9	538.8	691.9
給付費総額（兆円）B	47.4（100.0%）	78.4（100.0%）	105.4（100.0%）	132.2（100.0%）	144.1（100.0%）
（内訳）年金	23.8（50.1%）	40.5（51.7%）	52.2（49.6%）	55.6（42.1%）	63.7（44.2%）
医療	18.6（39.3%）	26.6（33.9%）	33.6（31.9%）	42.7（32.3%）	44.6（30.9%）
福祉その他	5.0（10.6%）	11.3（14.4%）	19.5（18.5%）	33.9（25.6%）	35.8（24.8%）
B／A	10.5%	14.6%	20.9%	24.5%	20.8%

資料：2023年度までは国立社会保障・人口問題研究所「令和5年度社会保障費用統計」、2024～2026年度（予算ベース）は厚生労働省推計、
2026年度の国内総生産は「令和8年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和8年1月23日閣議決定）」
（注）図中の数値は、1950,1960,1970,1980,1990,2000,2010,2020及び2026年度（予算ベース）の社会保障給付費（兆円）である。

出典：「社会保障の給付と負担の現状」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026年６月閲覧 厚生労働省ホームページ）

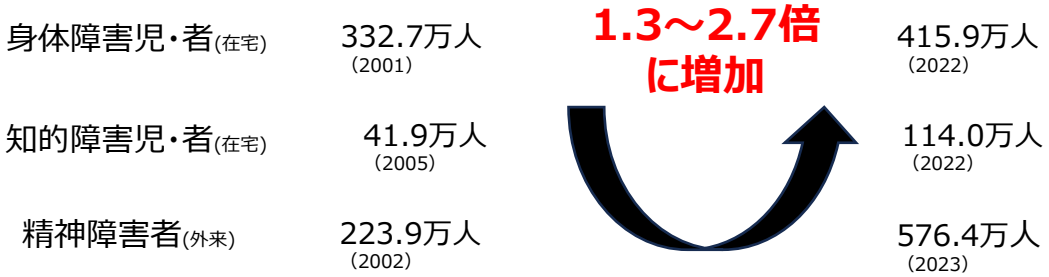
■ 共生社会の実現への貢献

○　令和７年に改正されたスポーツ基本法においては、障害の有無等にかかわらず、スポーツを身近に親しむことができる社会の実現を図ることが明確に位置付けられた。我が国の障害者は年々増加傾向にあり、障害の有無にかかわらず誰もが相互に尊重し合いながら共生する社会の実現がますます重要となっている。

○　また、近年我が国に在留する外国人が増加しており、地域社会との共生も大きな課題となっている。さらに、単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進展する中にあって、孤独・孤立対策が重要な社会課題となっている。

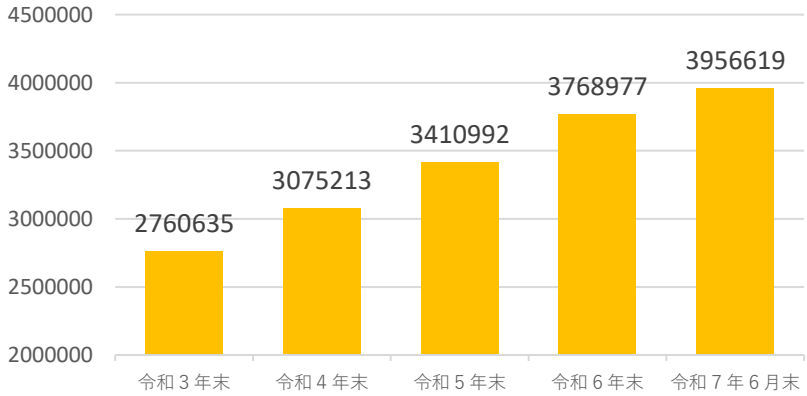
○　こうした喫緊の課題に対し、スポーツは、人と人とのつながりの形成、自己肯定感や達成感の醸成、居場所づくりなどに寄与するとともに、言葉の壁や文化の違い、障害の有無等を越えて、多様な人が共に参加し、コミュニケーションを促進する場や機会を提供することも可能であることから、こうしたスポーツが有する多様な価値を生かした活動を推進し、孤独・孤立の予防や共生社会の実現に貢献することが重要である。

＜障害者の人数の推移＞



出典：「令和６年度　障害者施策の概況（令和７年版障害者白書）」（令和７年６月　内閣府）よりスポーツ庁作成

＜在留外国人数の推移＞



出典：「令和７年６月末現在における在留外国人数について」（令和７年10月　出入国在留管理庁）よりスポーツ庁作成

○　以上のとおり、スポーツは、国民一人一人の心身の健康や社会的つながりを支え、国民及び社会全体のウェルビーイングを向上させ、様々な社会課題を解決する重要な役割を担っている。

○　このため、**国民のスポーツ実施促進を図り、誰もが生涯を通じてスポーツを継続できる環境を実現するための施策を強力に推し進めていく必要**があるが、限られた財源・人材等のリソースから高い政策効果を生み出すためには、選択と集中により施策のターゲットとなる重点対象を明確化し、戦略的に取組を進めていくことが必要である。あわせて、スポーツ政策だけでなく、関連する様々な政策との連携を強化することで効果を高め、関係省庁、地方公共団体、民間企業等と適切な協力や役割分担を行い、持続可能かつ効率的な実施体制の構築を図る必要がある。

重点課題１

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

施策

意識啓発
- ✓ スポーツの価値に関するリテラシー向上
- ✓ スポーツ実施意欲の向上
- ✓ スポーツを活用した取組に関わる主体（地方公共団体、大学、企業等）への意識啓発

スポーツの推進
- ✓ 多様なスポーツの提供と参加促進
- ✓ 部活動の地域展開等の全国的な実施の推進
- ✓ スポーツに対する企業の取組促進
- ✓ スポーツに対する地方公共団体の取組の充実強化
- ✓ AI、eスポーツを含むデジタル技術活用

スポーツ環境の整備
- ✓ 学校施設を含めたスポーツをする場所の確保・充実
- ✓ スポーツ施設のユニバーサルデザイン化・ＤＸ化
- ✓ まちづくり施策との連携
- ✓ 安全対策（ソフト・ハード両面）の推進
- ✓ スポーツにおけるあらゆる暴力の根絶（指導者養成等、ガバナンスコード）
- ✓ スポーツツーリズムの推進
- ✓ 地域スポーツコミッションの設立・取組の推進

短期的な効果

意識の変化
- ✓ スポーツを続けたいと思う子供の増加
- ✓ 心理的安全性を含む安全なスポーツ環境の拡大
- ✓ 指導者への信頼向上
- ✓ スポーツ実施希望率向上
- ✓ スポーツ推進に取り組む企業の割合増加
- ✓ スポーツ推進に取り組む地方公共団体の増加
- ✓ 地域における多様な主体の連携拡大
- ✓ 国内におけるスポーツツーリズムへの関心の増加
- ✓ 地域スポーツコミッションの活動の活発化
- ✓ 大学スポーツに主体的に関与する大学・学生の増加
- ✓ 学校体育施設を地域で共同利用する学校の増加

スポーツ実施の変化
- ✓ スポーツ実施率の向上
- ✓ スポーツ実施時間の増加
- ✓ 体力向上
- ✓ スポーツ事故・暴力・ハラスメントの減少
- ✓ 地域スポーツの活性化
- ✓ 地方公共団体によるスポーツ推進の取組の拡大
- ✓ スポーツ実施率の地域格差の縮小
- ✓ スポーツによるコミュニケーションの増加

中・長期的な効果

身体的・精神的健康の向上
- ✓ 生活習慣病予防、心血管疾患リスク低減
- ✓ ロコモ・フレイル・転倒予防
- ✓ 筋骨格系疾患予防、腰痛・関節痛軽減
- ✓ 睡眠の質の向上
- ✓ 女性特有の健康課題の改善
- ✓ ストレスの軽減、メンタルヘルスの改善
- ✓ 主観的幸福感の向上
- ✓ 認知機能・遂行機能向上

生産性の向上・人的資本の強化
- ✓ 働きがい（ワークエンゲージメント）の向上
- ✓ 労働適応能力（ワークアビリティ）の向上
- ✓ 労働損失（プレゼンティーズム、アブセンティーズム）の改善
- ✓ 労働災害の防止
- ✓ 就労期間の延伸
- ✓ ワークエンゲージメント、従業員満足度、組織コミットメント、人材定着率の向上
- ✓ 女性の活躍推進
- ✓ 社会全体でのハラスメントに対する意識の向上

スポーツ振興と地域課題解決の好循環
- ✓ スポーツを活用した事業の創出・拡大、域内消費の向上
- ✓ 地域コミュニティの拡大・活性化
- ✓ 地域における交流機会の拡大による孤独・孤立の解消

社会課題等へのインパクト

- 国民のウェルビーイング向上
- 社会保障費の適正化
- 健康長寿社会/生涯現役社会の実現
- 労働生産性向上 労働力の確保
- 日本の経済成長・豊かな社会の実現
- 企業の利益率 成長率向上
- 地域経済・社会の活性化
- 共生社会の実現

※各階層において継続的なエビデンスの構築・蓄積、検証、改善が重要(以下同。)

■　国民のスポーツへの関心向上、社会の活力創出・ライフパフォーマンスの向上への貢献

○　東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会などの国際競技大会において、多様な選手が活躍し、スポーツが持つ力と可能性が国内外に広く示されたことは、我が国のスポーツ史における重要な成果の一つである。2026年のミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする世界の舞台における我が国のアスリートの活躍は、国民に誇りと喜び、夢と感動を届けるものであり、ひいては、国民の運動・スポーツへの関心向上につながり、スポーツ全体の振興に資するものである。

○　さらに、近年、トップアスリートへのサポートで得られる、ＤＸの活用や医・科学等に係る知見が、アスリートだけでなく、一般の人々が日常生活で抱える課題の解決等に生かされ、ライフパフォーマンス*の向上につながることが期待されている。ハイパフォーマンスの追求によって生まれる知見は一般の人々の健康の保持・増進に生かすことができる可能性を秘めており、全ての人が元気に活躍し続けられる、活力ある健全な社会の形成に貢献するものである。

○　このように、ハイパフォーマンスの追求による国際競技力向上の取組は、アスリートを含めたスポーツ界のみへの直接的な効果にとどまらず、社会的に重要な意義を有している。

*：困難な状況に陥ったとしてもそれを乗り越える力であり、それぞれのライフステージにおいて、環境変化や心身の変化を知覚し、心身機能を適応させながら、個々の課題解決や目標達成に向けて発揮できる能力をいう。

＜オリンピック・パラリンピック競技大会におけるメダル数及び入賞数の推移＞

■オリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2026	ミラノ・コルティナ（イタリア）	5	7	12	24	24	48
2024	パリ（フランス）	20	12	13	45	70	115
2022	北京(中国)	3	6	9	18	25	43
2021	東京（日本）	27	14	17	58	78	136
2018	平昌(韓国)	4	5	4	13	30	43
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	12	8	21	41	47	88

■パラリンピック競技大会

開催年	開催都市（国）	メダル獲得数				4位-8位	入賞数
		金	銀	銅	計		
2026	ミラノ・コルティナ（イタリア）	0	3	1	4	24	28
2024	パリ（フランス）	14	10	17	41	101	142
2022	北京（中国）	4	1	2	7	34	41
2021	東京（日本）	13	15	23	51	107	158
2014	ソチ（ロシア）	3	1	2	6	20	26
2016	リオデジャネイロ(ブラジル)	0	10	14	24	73	97

出典：JOC、JPCホームページ等を参考に、スポーツ庁において作成。※入賞は原則8位まで

■ ウェルビーイングを土台としたアスリート等を取り巻く環境整備

○　アスリートは、過酷なトレーニングや競技環境において怪我のリスクや選考のプレッシャー、移行期での適応など多様な課題に継続的に対処しなければならない。

○　アスリートが「勝つために全てを犠牲にする」ことなく、アスリートのウェルビーイングに配慮した国際競技力向上を実現するために、包括的なケアの必要性が高まっており、そのためには情報の一元化、問題の抽出、支援サービス、専門家の発掘・育成、連携ネットワーク等による支援体制・仕組みの構築が重要である。

○　これまでも、医師、歯科医師や、看護師、理学療法士等のコメディカルスタッフも含めたスポーツ医・科学の素養を持つ多様な職種を配置して、アスリートのサポートを行う体制の充実が進んできたものの、包括的なケアの仕組みについては十分に確立されておらず、アスリートやそれに関わる全ての人の身体的・精神的・社会的観点から支援の質を高め、アスリート等に配慮した国際競技力向上の仕組みを構築する必要がある。



2023年の世界選手権に出場した五輪4競技のエリート選手562名を対象とした調査では、健康問題とａｂｕｓｅ（虐待・ハラスメント等）との関連が示され、過去1年間に多くのアスリートが身体的・精神的不調を経験していた。心理的な不適切言動や、競技成績向上を名目とした不適切な指導・行為は健康悪化と関連し、包括的なケアと予防体制の重要性が指摘された。

出典：
“Exploring the hidden link: high-performance athletes, health and abuse” （リンク）



ＩＯＣは、パリ2024で約240万件の投稿を監視し、1万件超の誹謗中傷等の不適切投稿を確認。



ＩＯＣは、パリ2024でＭｉｎｄ　Ｚｏｎｅの設置や、24時間対応の多言語心理相談ホットラインなど、メンタルヘルスに関する取組を実施。

出典：
“World Menatal Health Day: How the IOC ran the largest online abuse prevention programme ever conducted in sport at Paris 2024” (リンク)

■ 健全で公正な社会基盤の構築と共生社会の実現への貢献

○ 国民一人一人が享受するスポーツの価値の根底にあるのは、スポーツの公正性・公平性の確保、いわば"クリーンでフェアなスポーツ" であり、スポーツ・インテグリティに関わる多角的な施策や課題解決は、スポーツの価値を守るとともに、スポーツの健全化を超え、持続可能な社会を支える公平・公正な基盤そのものの構築につながる。

○ 令和元年に「スポーツ団体ガバナンスコード」が策定され、中央競技団体（以下「ＮＦ」という。）は毎年自己点検を行い、４年に１度は公益財団法人日本スポーツ協会（以下「ＪＳＰＯ」という。）・公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「ＪＯＣ」という。）・公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「ＪＰＳＡ」という。）による適合性審査を受けることとなっているほか、令和５年に「スポーツ団体ガバナンスコード」の改定を行い、よりきめ細やかな対応を行うなど、スポーツ・インテグリティ*を守る文化の定着が進んでいるが、今後は、ＳＮＳ上の誹謗中傷、競技の不正操作など新たな課題にも、柔軟かつ倫理的な視点で向き合う必要がある。

○ さらに、アスリートは、競技外においても、競技で培った判断力や適応力、自己管理力や目標達成能力等を生かし、企業・団体等の組織に留まらず、広く社会で活躍できる可能性を持っている。企業・団体等において、こうしたアスリートの能力を活用し、人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化などを実現していくことにより、変化の激しい社会や国際競争の中で、企業等の持続的な成長に貢献でき、国民のスポーツの関心を高めることができる。このため、社会で活躍するアスリートのキャリアモデルやそのような環境づくりに取り組む企業・団体等のモデルを示すことで、社会全体での共生社会の実現にも資する。

*：スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

<スポーツ・インテグリティ施策と社会課題解決の関係性>

✓ ユネスコで取りまとめられた文書において、スポーツ・インテグリティの強化は、「**誰もが尊重され、安全で、透明性の高い公正な社会**」実現のための広範な社会変革の触媒として捉えられている。

出典：ユネスコ カザン行動計画
ユネスコ スポーツ・インテグリティ・ガイドライン

インテグリティを構成する3つの主要な柱：
- 人々のインテグリティ（暴力や虐待からの保護、人々の安全と安心の確保等）
- 競技のインテグリティ（競技操作対策及びドーピングとの闘い等）
- 組織のインテグリティ（グッドガバナンス（適切な組織統治）等）

スポーツ・インテグリティに関わる多角的な施策及び課題解決がもたらす総体的なインパクトは、スポーツの健全化を超え、持続可能な社会を支える公平・公正な基盤そのものの構築である

<アスリートのキャリア形成支援>



スポーツ庁作成

○ このように、**ハイパフォーマンスの追求による国際競技力向上の取組は**、アスリートを含めたスポーツ界への直接的な効果にとどまらず、**一般の人々の健康の保持・増進に生かすことができる可能性を秘めており、全ての人が元気に活躍し続けられる、活力ある健全な社会の形成に貢献するもの**である。また、**アスリートの多様な活躍は、企業等の持続的な成長や共生社会の実現にも資する。**

○ **スポーツ・インテグリティの確保は、持続可能な社会を支える公平・公正な基盤そのものの構築につながるものである。今後は、ＳＮＳ上の誹謗中傷、競技の不正操作など新たな課題にも、柔軟かつ倫理的な視点で向き合う必要**がある。

重点課題２　ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

施策

中長期の強化戦略プランに基づく競技力向上の支援
- ✓ 強化戦略プランの実効化の継続支援や指導者等の人材の育成・配置
- ✓ 戦略的な発掘・育成・強化に向けたアスリート育成パスウェイの構築支援

スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援
- ✓ HPSCと外部団体や地域のスポーツ医・科学センター等との連携による、医・科学支援や研究の推進
- ✓ HPSCの知見を活用したトータルコンディショニングの実施
- ✓ HPSCの利用方法や施設改修の検討
- ✓ 大学スポーツにおけるスポーツ医・科学サポートの体制整備・充実

地域における競技力向上を支える体制
- ✓ NTC競技別強化拠点機能強化、地域の関係機関・施設とのネットワーク構築
- ✓ 国民スポーツ大会の改革を引き続き推進

スポーツ・インテグリティの強化
- ✓ 誹謗中傷発生時における関係団体の法務等伴走支援体制の強化
- ✓ ガバナンスコードの適切な周知と適合性審査（２巡目）を踏まえた見直しの検討
- ✓ スポーツ仲裁制度に関する普及啓発
- ✓ ハラスメント等の防止、競技の不正操作からアスリート・審判を保護するための環境整備
- ✓ ドーピング防止活動の推進

スポーツ団体の組織基盤強化
- ✓ 役職員等の人員体制整備や現代的・人材的な組織基盤強化、効率的・効果的な組織運営への支援

アスリートのキャリア形成支援

短期的な効果

強化基盤の構築
- ✓ 効果的な強化戦略プランを策定・実行するNFの増加
- ✓ オリンピック・パラリンピック競技におけるMPA増加
- ✓ 競技別パスウェイモデルの浸透
- ✓ 研究成果の蓄積

居住地域等にかかわらずサポートを受けられる環境の実現
- ✓ 地域の大学・病院等と連携した、地域におけるスポーツ医・科学支援対象の拡大、支援の質の向上
- ✓ 関係団体との連携強化及び専門知識等を地域へ還元する取組増加

安全・安心な競技環境の構築
- ✓ 誹謗中傷等を不安に感じるアスリートの減少
- ✓ 各団体におけるガバナンスコードを遵守した組織運営の実現
- ✓ スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択したNFの増加
- ✓ ドーピング防止規則違反件数の低水準維持

自走可能な組織運営の実現
- ✓ NFにおける収入増加・収支改善等の経営改革

アスリートや企業等の意識の変化
- ✓ 企業等において、アスリートの能力や特性を生かす意識の向上
- ✓ アスリートが能力や特性を生かし様々な組織で活躍するロールモデルの創出・増加

中・長期的な効果

持続可能な国際競技力の向上
- ✓ オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会における、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数
- ✓ アスリート及びアスリートに関わる全ての人のウェルビーイングの向上
- ✓ HPSCの機能強化、知見の展開
- ✓ ハイパフォーマンススポーツの価値の創出
- ✓ 大学スポーツにおける競技力の向上

国民のスポーツへの関心の向上

地域社会への知見の提供

公正・公平なスポーツの実現
- ✓ スポーツが、ガバナンス欠如、八百長、各種ハラスメント、誹謗中傷、ドーピング等の脅威により欠けるところがなく、価値ある高潔な状態の実現
- ✓ スポーツ団体の持続可能で強固な組織基盤の構築

アスリートの能力や特性を生かした企業等の人材育成、組織活性化
- ✓ アスリート雇用の拡大
- ✓ 企業等における業務運営の改善・柔軟化
- ✓ 多様な働き方・キャリアモデルの普及
- ✓ 企業等の持続的な成長

社会課題等へのインパクト

国際的なプレゼンスの向上

社会の活力創出・ライフパフォーマンスの向上

健全で公正な社会基盤の構築

共生社会の実現

■　日本の経済成長の実現への貢献

○　スポーツがある場所には自然と人が「あつまる」。そして、感動や体験を共有することで人と人が「つながる」。我が国の総人口が減少する中、かつて人口増加期に作り上げられた経済社会システムから中長期的に信頼される持続可能なシステムへと転換していくことが求められているなど*1、我が国が直面する課題が複雑化、多様化する一方で、スポーツは地域経済の活性化、交流人口の拡大や地方誘客、自然を含めた地域資源の活用等を通じて、豊かなつながりをもたらすとともに、追い風となる変化をもたらすことができる。また、持続可能なスポーツ振興のためには、各スポーツ団体において、収益・財務基盤の強化を進めることが重要である。

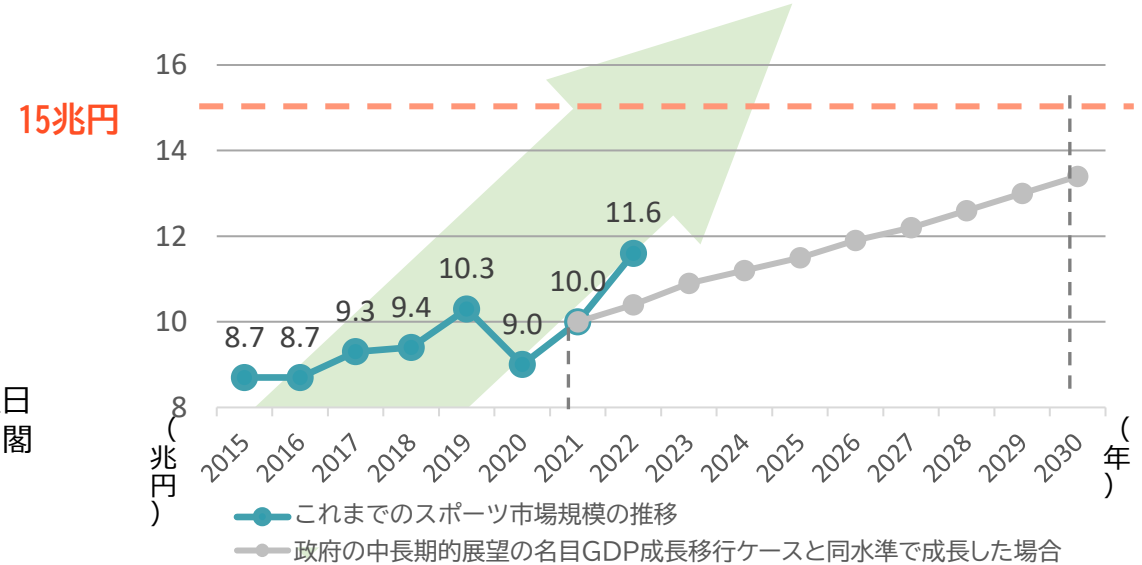
○　スポーツ市場規模は、2022年に11.6兆円となり、国の名目GDP成長率を上回る成長を見せ*2、成長産業の一つとしての役割を果たしている。世界的に見ても、スポーツ市場は、今後も周辺産業を巻き込んで高い成長が期待される分野であり、日本の経済成長に貢献することができる。

○　スポーツの成長産業化を確かなものとするためには、スポーツを地域の資源や文化と結び付けて新たな価値を生み出すといった、他分野との連携、スポーツに関心がなかった層を巻き込むといった「横の広がり」、そして、スポーツＤＸ等による観戦や体験の質を高める「縦の深化」が求められる。加えて、これら「横」と「縦」を組み合わせて、スポーツを生活に根付かせる必要があり、あわせて、スポーツの浸透を担う組織・人材育成を行うことも重要である。

*1：「地方創生2.0基本構想」（令和７年６月13日閣議決定）

*2：「わが国スポーツ産業の経済規模推計　日本版スポーツサテライトアカウント 2011～2022年推計」（2026年3月株式会社日本政策投資銀行 産業調査部（監修：スポーツ庁、経済産業省）及び内閣府「中長期の経済財政に関する試算」等を基にスポーツ庁にて試算

＜スポーツ市場規模の推移と今後の成長イメージ＞



出典：「わが国スポーツ産業の経済規模推計」（2026 年３月　株式会社日本政策投資銀行）及び「中長期の経済財政に関する試算」（内閣府）等を基にスポーツ庁にて試算

■ 地域経済の活性化、共生社会の実現への貢献

○　日本全体の急速な人口減少や少子高齢化に加え、地方部から都市圏、特に東京圏への転入超過が続き、地方部では労働力が大きく減少する傾向が続いており*1、我が国経済の半分程度を占める地域の経済停滞や活力の低下など、地域・社会が抱える問題は厳しさを増している。

○　特に、2020年の新型コロナウイルスの影響により減少していたインバウンドの需要が回復傾向にある中、観光をめぐる課題が顕在化・深刻化してきており、地方誘客・需要分散やオーバーツーリズムの未然防止・抑制が求められる。

○　高度経済成長期に整備されたインフラの老朽化が進行し、著しい劣化や損傷が「災害耐力の低下」をもたらし、災害時に被害を拡大させることが懸念されている。また、スポーツ環境の整備に当たっては、まちづくりとの一層の連携が重要となっているとともに、ユニバーサルデザインの考え方や環境に配慮した持続可能な施設等の充実が求められている。

○　インターネットの普及等に伴う情報通信社会の急速な進展、人口減少、少子高齢化の進展により、地域社会を支える地縁・血縁といった人と人との関係性や「つながり」は希薄化の一途をたどっている。*2スポーツ施設のユニバーサルデザイン化等を引き続き推進し、誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するとともに、スポーツ施設の文化芸術・防災拠点等の多目的利用やオープンスペースも含めたまちづくりの中での位置付けなど、スポーツによって、集まる・つながる空間の創出を目指し、スポーツを通じて自分らしく生きられる社会を実現することが重要である。

*1：「地方創生2.0基本構想」（令和７年６月13日閣議決定）
*2：「孤独・孤立対策に関する施策の推進を図るための重点計画」（令和６年６月11日（令和７年５月27日一部改定）孤独・孤立対策推進本部）

<スポーツを核としたまちづくりにより創出される価値>

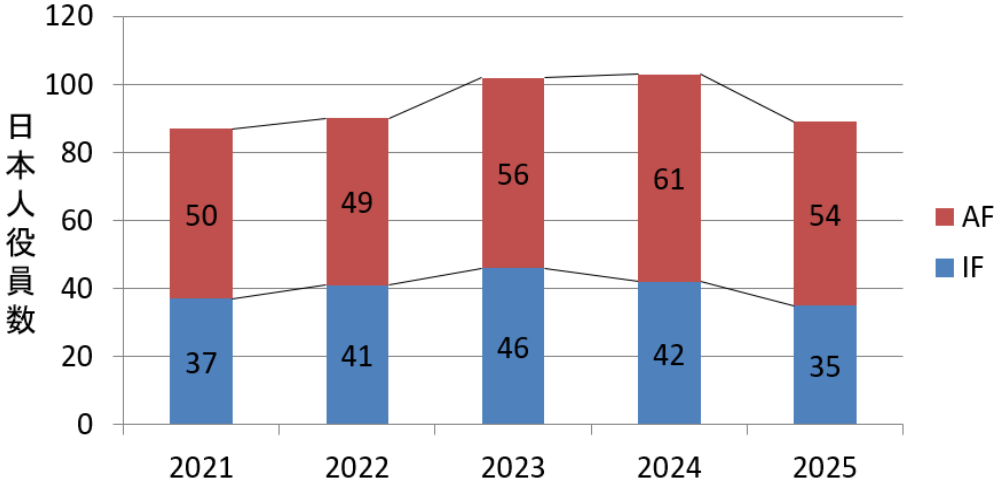


出典：スポーツ庁資料

■ 持続可能で包摂的な社会づくりへの貢献と国際的なプレゼンスの向上への貢献

○　スポーツの意義や価値を生かした社会への貢献は、地域や国内にとどまらない。日本には、スポーツの力で持続可能な社会や共生社会の実現に向け、国際的な動きをリードする立場から一層取り組むことが期待されており、スポーツ界における我が国の発言力を高めるとともに、国際的なルール作りなどの決定過程に積極的に参画していくことも重要である。世界のよりよい未来のために、国際競技大会や国際交流・協力の機会を通じて、世界のあらゆる世代の人々にスポーツの価値を広めていくことは、持続可能で包摂的な社会づくりに貢献するとともに、我が国の国際的なプレゼンス向上に貢献することが期待できる。

＜国際競技連盟（以下「ＩＦ」という。）・アジア競技連盟（以下「ＡＦ」という。）における日本人役員数＞



出典：ＪＯＣ調べ、スポーツ庁調べ

＜我が国で開催される主な国際競技大会＞

2026年

第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)
（9月19日-10月4日　愛知県・名古屋市ほか）

第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)
（10月18日-24日　愛知県・名古屋市ほか）

2027年

ワールドマスターズゲームズ2027関西
（５月14日-30日　関西広域）

2028年

オリンピックQシリーズ2028東京
（５月４日-７日 東京都）

○　スポーツには、その意義や価値を生かして地域・社会が抱えている様々な課題解決へ貢献することができる。その際には、単なるスポーツ振興のみならず、**まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・ＤＸ・環境等の他の関連施策においてスポーツ資源を最大限活用**するとともに、**縦割りを排し、国、地方公共団体、スポーツ関係団体、民間企業、大学等の様々ステークホルダーが連携し、オールジャパンの体制の構築を図ることが重要**である。

重点課題３　スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

施策

スポーツの成長産業化
- ✓ スポーツコンプレックスの推進
- ✓ スポーツ団体と他産業連携による新規事業の創出・拡大支援、DXの推進支援
- ✓ スポーツ事業運営人材の獲得・育成と経営力の向上支援

地域のスポーツ資源の活用
- ✓ まちづくりと連携したスポーツ環境の整備の推進
- ✓ スポーツツーリズムの推進
- ✓ 地方公共団体を中心とするスポーツを活用した地方創生の普及啓発や支援
- ✓ 学校施設等の既存の地域資源の活用推進
- ✓ 地域スポーツコミッションによる取組の推進
- ✓ 大学スポーツ資源の活用
- ✓ 幅広い関係者の連携協働による、部活動の地域展開等の全国的な実施の推進
- ✓ 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の普及
- ✓ 地域防災等他分野の取組との連携

スポーツを通じた国際交流・協力の推進
- ✓ 官民連携による国際交流・協力の推進
- ✓ 国際人材育成支援
- ✓ 国際競技大会の招致・開催

短期的な効果

意識や行動の変化
- ✓ スポーツ無関心層の取り込み、スポーツへの関心の高まり
- ✓ スポーツ実施率・観戦者数の向上
- ✓ スポーツに関わる企業増加
- ✓ スポーツ資源を活用し、地方創生等に資する取組を実施する地方公共団体・大学・団体の増加
- ✓ 新規事業創出に取り組むスポーツ団体の増加
- ✓ 地域全体でのスポーツを支える機運醸成と仕組みづくり
- ✓ スポーツ施設の機能向上

- ✓ 国内外からの来訪者の増加、交流人口の増加

スポーツ団体の運営高度化
- ✓ スポーツ団体のDX推進、新たなビジネスモデルの構築
- ✓ スポーツ事業運営人材の増加・能力向上、待遇向上
- ✓ ファンの顧客体験価値向上

国際的関与の促進
- ✓ 日本の国際的認知度の向上
- ✓ スポーツ分野を通じた国際協力の実績・知見の蓄積
- ✓ 国際貢献人材（ IF・AF等役員、指導者・学生等）の育成
- ✓ スポーツ分野を通じた諸外国との信頼関係の構築、国際交流人的ネットワークの拡大
- ✓ スポーツ産業の国際展開

中・長期的な効果

スポーツによる地域・社会への貢献
【経済】
- ✓ スポーツ関連市場の収益拡大
- ✓ 他業種との連携機会の増加
- ✓ 域内消費の拡大
- ✓ 雇用拡大
- ✓ 人口・税収の増加

【交流】
- ✓ スポーツ関係人口の増加
- ✓ 人流増加・賑わい創出

【ローカルブランド】
- ✓ 地域への愛着やシビックプライドの醸成

【健康】
- ✓ 地域スポーツ全体の活性化

【環境等その他】
- ✓ 持続的な地域活性化・まちづくり
- ✓ 環境への貢献
- ✓ 防災機能の向上
- ✓ DX化の推進
- ✓ 社会的レガシーの形成

スポーツを通じた国際的な貢献
- ✓ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展への貢献
- ✓ スポーツ産業の国外での認知度の向上、市場規模の拡大
- ✓ 国際的信頼・ソフトパワーの強化

社会課題等へのインパクト
- 健康長寿社会の実現
- 地域経済の活性化
- 日本の経済成長
- 共生社会の実現
- 持続可能で包摂的な社会づくり
- 国際的なプレゼンスの向上

第２章　第４期スポーツ基本計画の重点課題
Ⅱ　ねらいの実現に向けた３つの課題と重点施策

重点課題　１

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

重点課題１

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

施策

意識啓発
- ✓ スポーツの価値に関するリテラシー向上
- ✓ スポーツ実施意欲の向上
- ✓ スポーツを活用した取組に関わる主体（地方公共団体、大学、企業等）への意識啓発

スポーツの推進
- ✓ 多様なスポーツの提供と参加促進
- ✓ 部活動の地域展開等の全国的な実施の推進
- ✓ スポーツに対する企業の取組促進
- ✓ スポーツに対する地方公共団体の取組の充実強化
- ✓ AI、eスポーツを含むデジタル技術活用

スポーツ環境の整備
- ✓ 学校施設を含めたスポーツをする場所の確保・充実
- ✓ スポーツ施設のユニバーサルデザイン化・ＤＸ化
- ✓ まちづくり施策との連携
- ✓ 安全対策（ソフト・ハード両面）の推進
- ✓ スポーツにおけるあらゆる暴力の根絶（指導者養成等、ガバナンスコード）
- ✓ スポーツツーリズムの推進
- ✓ 地域スポーツコミッションの設立・取組の推進

短期的な効果

意識の変化
- ✓ スポーツを続けたいと思う子供の増加
- ✓ 心理的安全性を含む安全なスポーツ環境の拡大
- ✓ 指導者への信頼向上
- ✓ スポーツ実施希望率向上
- ✓ スポーツ推進に取り組む企業の割合増加
- ✓ スポーツ推進に取り組む地方公共団体の増加
- ✓ 地域における多様な主体の連携拡大
- ✓ 国内におけるスポーツツーリズムへの関心の増加
- ✓ 地域スポーツコミッションの活動の活発化
- ✓ 大学スポーツに主体的に関与する大学・学生の増加
- ✓ 学校体育施設を地域で共同利用する学校の増加

スポーツ実施の変化
- ✓ スポーツ実施率の向上
- ✓ スポーツ実施時間の増加
- ✓ 体力向上
- ✓ スポーツ事故・暴力・ハラスメントの減少
- ✓ 地域スポーツの活性化
- ✓ 地方公共団体によるスポーツ推進の取組の拡大
- ✓ スポーツ実施率の地域格差の縮小
- ✓ スポーツによるコミュニケーションの増加

中・長期的な効果

身体的・精神的健康の向上
- ✓ 生活習慣病予防、心血管疾患リスク低減
- ✓ ロコモ・フレイル・転倒予防
- ✓ 筋骨格系疾患予防、腰痛・関節痛軽減
- ✓ 睡眠の質の向上
- ✓ 女性特有の健康課題の改善
- ✓ ストレスの軽減、メンタルヘルスの改善
- ✓ 主観的幸福感の向上
- ✓ 認知機能・遂行機能向上

生産性の向上・人的資本の強化
- ✓ 働きがい（ワークエンゲージメント）の向上
- ✓ 労働適応能力（ワークアビリティ）の向上
- ✓ 労働損失（プレゼンティーズム、アブセンティーズム）の改善
- ✓ 労働災害の防止
- ✓ 就労期間の延伸
- ✓ ワークエンゲージメント、従業員満足度、組織コミットメント、人材定着率の向上
- ✓ 女性の活躍推進
- ✓ 社会全体でのハラスメントに対する意識の向上

スポーツ振興と地域課題解決の好循環
- ✓ スポーツを活用した事業の創出・拡大、域内消費の向上
- ✓ 地域コミュニティの拡大・活性化
- ✓ 地域における交流機会の拡大による孤独・孤立の解消

社会課題等へのインパクト

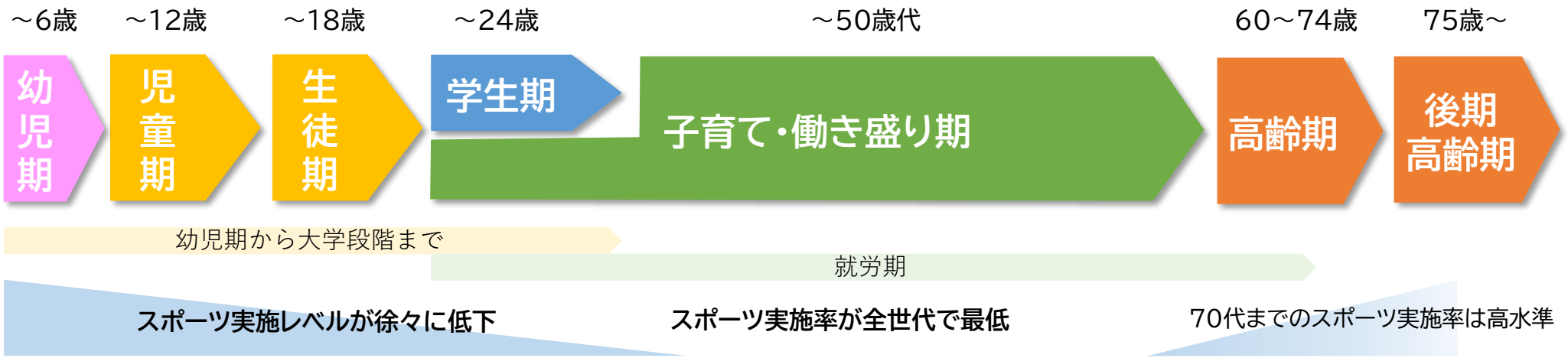
- 国民のウェルビーイング向上
- 社会保障費の適正化
- 健康長寿社会/生涯現役社会の実現
- 労働生産性向上 労働力の確保
- 日本の経済成長・豊かな社会の実現
- 企業の利益率 成長率向上
- 地域経済・社会の活性化
- 共生社会の実現

※各階層において継続的なエビデンスの構築・蓄積、検証、改善が重要(以下同。)

重点課題１

国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

＜ライフステージを通じたスポーツ実施に関する課題＞



＜幼児・児童・生徒期＞
- 幼児期に園外で外遊びをしない幼児も多い
- 児童・生徒の体力水準がコロナ前の水準に回復していない
- 継続的に運動・スポーツをしたいと考える子供の割合低下
- 部活動におけるチームスポーツが十分に実施できない状況

＜学生期＞
- スポーツの実施レベルの大幅な低下

＜子育て・働き盛り期＞
- 仕事・家事・育児による忙しさ
- スポーツ実施率の低さ（全世代で最も低い）
- スポーツ実施時間の短さ（他の世代と比べて顕著に短い）
- 30～40代女性の体力低下、スポーツ実施率の低さ（男性との差の拡大）、スポーツ実施時間の短さ（男性の約半分）

＜高齢期＞
- 85歳以上人口の大幅な増大
- 身体機能低下等のフレイル、要介護者や罹患者の増加

- 10～40代女性における「やせ」の割合の高さ

各ライフステージの取組がその後のライフステージにも影響を与えていくことを念頭に、ライフステージ全体を見通したシームレスな取組が重要

（注）ライフステージごとの課題については、具体的なアプローチを想定して整理しているが、個々人の発達段階や、キャリアに応じて多様性があることに留意する。

重点施策　国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

【項目】

（１）スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進

（２）ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

① ライフステージを見通したシームレスな施策・取組の推進

② 幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上

ア．子供の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

イ．部活動の地域展開等の全国的な実施の推進

③ 学生期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

④ 子育て・働き盛り期（20～50代）のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

（３）多様な背景に着目したスポーツ施策の推進

① 女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進

② 障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現

（４）スポーツ施策の位置付け強化の推進

① 国や地方公共団体の重点政策におけるスポーツ推進政策の位置付け

② 企業経営における労働力不足対策や人への投資としてのスポーツの位置付け

（５）スポーツ実施を促す環境整備の推進

①スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大

重点施策１（１）　スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進

背景・現状

- スポーツの実施を促し継続につなげるためには、単に健康増進のための運動や身体活動だけでなく、スポーツが持つ多面的な「楽しさ」という価値を軸にしていくことが重要である。
- 様々な志向を持つ人々がスポーツの多面的な「楽しさ」を実感できるようにするためには、スポーツに対する画一的なイメージを変え、多様なスポーツができる環境をつくっていくことが重要である。
- スポーツ庁の調査では、複数人で実施する割合が高いほど、また、多様な種目を実施しているものほど、ウェルビーイングが高い傾向がみられる。

＜各運動・スポーツ種目の「複数実施率」「Well-being」及び「他種目実施数」＞

種目名	回答人数	【複数人】で行う方が多い	【1人】で行う方が多い	充実感	幸福感	他種目実施数	（参）実施順位
ゴルフ（コースでのラウンド）	1,779	96.3	3.7	7.10	7.32	3.7	8
バドミントン	566	96.1	3.9	7.17	7.30	5.1	16
テニス・ソフトテニス	801	95.8	4.2	7.31	7.51	4.7	12
卓球（ラージボール含む）	513	94.9	5.1	7.14	7.28	6.2	18
野球（硬式・軟式等）	568	93.0	7.0	7.36	7.28	5.4	19
ボウリング	505	90.5	9.5	6.98	7.27	5.8	13
スキー	552	74.1	25.9	7.05	7.24	6.3	15
ハイキング・ワンダーフォーゲル・オリエンテーリング	577	71.4	28.6	7.01	7.37	5.9	14
登山・トレッキング・トレイルランニング・ロッククライミング	1,127	65.0	35.0	7.02	7.21	5.1	10
釣り	594	56.6	43.4	6.41	6.72	5.8	17
エアロビクス・ヨガ・バレエ・ピラティス	2,176	50.6	49.4	7.04	7.28	3.1	7
アクアエクササイズ・水中ウォーキング	580	40.1	59.9	7.55	7.70	4.8	20
水泳（競泳・水球・飛び込み・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング等）	1,145	31.5	68.5	7.25	7.34	5.1	11
体操（ラジオ体操・職場体操・美容体操・太極拳等）	3,824	29.4	70.6	6.63	7.03	3.2	5
ゴルフ（練習場・シミュレーションゴルフ）	1,378	26.6	73.4	7.06	7.27	4.3	9
ウォーキング（散歩・ぶらぶら歩き・一駅歩き・自ら進んで行う歩行等）	23,962	15.4	84.6	6.45	6.74	1.6	1
トレーニング（筋力トレーニング・トレッドミル・エアロバイク・室内運動器具を使ってする運動等）	4,767	10.8	89.2	6.87	6.99	3.2	3
ランニング（ジョギング）・マラソン・駅伝	4,023	10.5	89.5	7.09	7.12	3.7	4
サイクリング・自ら進んで行う自転車利用	3,178	9.2	90.8	6.60	6.78	3.6	6
階段昇降（2アップ３ダウン・エレベーターに乗らず階段を使用する等）	8,220	5.3	94.7	6.55	6.85	2.9	2
(参考)この1 年間に運動・スポーツはしなかった・わからない	9,824	－	－	5.11	5.61	0.0	－

出典：「令和７年度『スポーツの実施状況等に関する世論調査』」（令和８年３月　スポーツ庁）

◆複数実施率とWell-being（本調査において「充実感、幸福感」とされている。）との間には正の相関が認められ、**<u>複数人で実施する割合が高い種目ほど、Well-beingが高い傾向</u>**がみられる。

◆運動・スポーツ種目別にその種目以外に実施している種目数（他種目実施数）をみると、「スキー（6.3種目）」「卓球（6.2種目）」「ハイキング・ワンダーフォーゲル・オリエンテーリング（5.9種目）」の順に多かった。また、他種目実施数とWell-being（充実感、幸福感）との間にも正の相関が認められ、**<u>多様な種目を実施している者ほどWell-beingが高い傾向</u>**が見られる。

※本調査での「充実感」「幸福感」の整理。
充実感：本人の日常生活における充実感
幸福感：本人の現在の幸福感

目標	・　誰もがスポーツの多面的な「楽しさ」を実感できるよう、より幅広いスポーツのイメージを発信しつつ、多様なスポーツができる環境整備を進める。 ・　単一のスポーツ種目、個人中心のスポーツ実施にとどまらず、多様なスポーツに親しむこと、集団でスポーツを実施することを推奨し、スポーツ実施行動の多様化とウェルビーイングの向上を図る。
重点施策	**◆スポーツの持つ「楽しさ」の普及** ・　スポーツの持つ多面的な「楽しさ」や、生涯にわたってスポーツを続けることの重要性の発信を行い、生涯続けられるスポーツの振興を行う。 ・　競技志向のスポーツ活動に加え、スポーツを楽しむことや交流を重視したスポーツ活動（レクリエーショナルスポーツ）も含めた、幅広い意味での「スポーツ」のイメージの社会への浸透に向けた普及啓発を実施する。 ・　レクリエーショナルスポーツや健康増進活動として楽しめるスポーツとして、フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動など、幅広いスポーツの社会への浸透と普及を実施する。 ・　スポーツの動機付け、効果を実感できる仕組み（ライフパフォーマンス向上に効果的な身体機能チェック・改善エクササイズと目的を持った多様なスポーツ）の普及を行う。 **◆スポーツの複数種目の実施や集団でのスポーツの推奨** ・　単一のスポーツだけでなく複数のスポーツを実施することの重要性を発信する。 ・　単独でスポーツを実施することだけでなく、家族・仲間等とのスポーツやイベント、スクール、クラブ活動等の場を活用した集団でのスポーツを推奨することを発信する。 ・　部活動の地域展開等の推進を通じて、生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等）の機会を創出する。

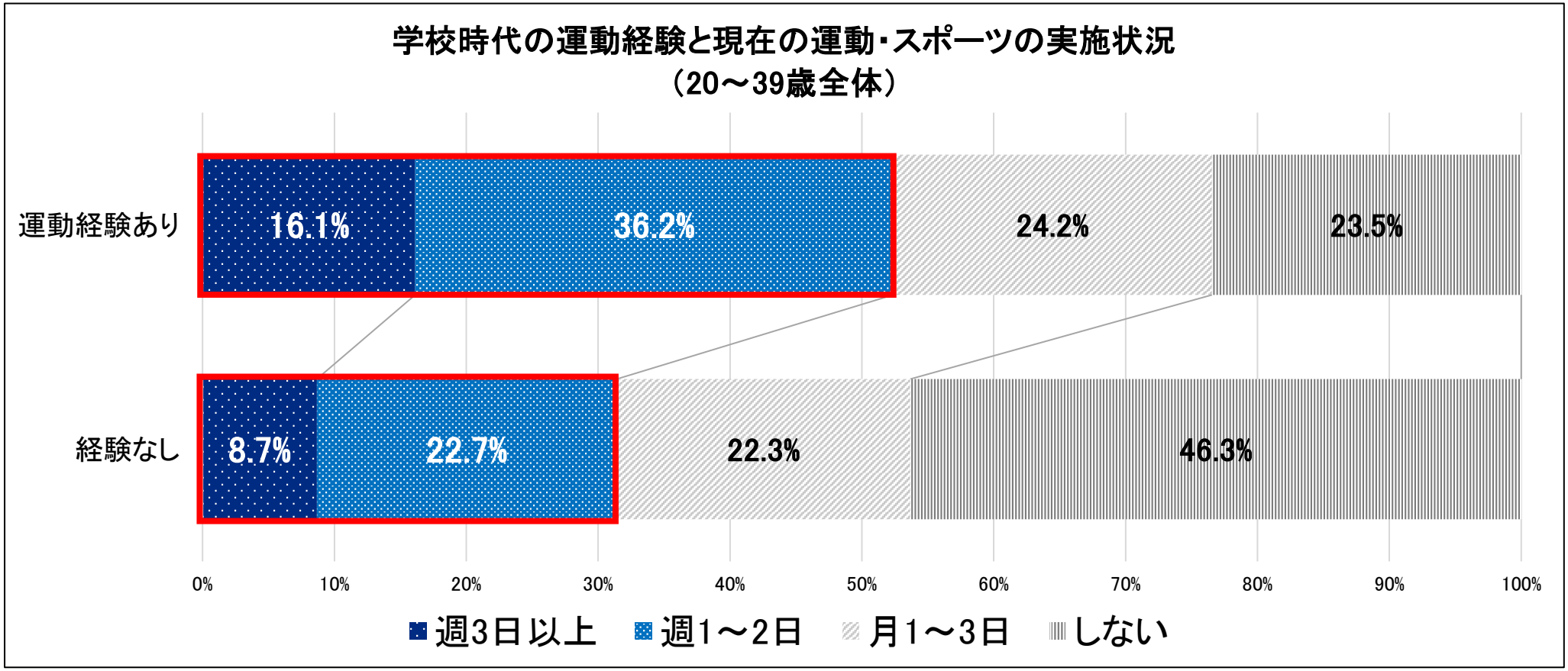
重点施策１（２）

ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

①ライフステージを見通したシームレスな施策・取組の推進

背景・現状

・　幼児期の外遊びの状況が小学校段階の運動習慣や体力にも影響し、学校時代の運動経験が20代～30代の運動・スポーツ実施頻度に影響する（週１日以上の運動・スポーツ実施は、学校時代の運動経験がある方が20.9ポイント高い）など、運動習慣はライフステージを超えて影響を及ぼすことから、ライフステージごとにばらばらに取り組むのではなく、ライフステージを見通して連続・連携した取組を進める必要がある。



出典：「令和７年度『体力・運動能力調査』」（令和８年10月　スポーツ庁）

目標

・ 誰もが生涯にわたってスポーツを継続できるように環境整備を進める。
・ 生徒期・学生期の運動部活動・地域クラブ活動から社会人でのスポーツ活動につなげられるよう、ライフステージで断絶しないスポーツ習慣を形成していく。

重点施策

◆生涯を通じた国民のスポーツ行動形成の推進

・ 国民のスポーツ行動や傾向を分析しつつ、幼児・児童・生徒期から学生期を経て社会人につながるスポーツとの付き合い方の検討とその環境整備を行う。
・ 国民運動としてのスポーツ推進方策（スポーツの日や体力づくり強調月間の活用方策）を検討する。
・ 国民のスポーツ実施促進に向けた様々な面からの民間事業者との連携・協働の促進を行う。

◆多世代の地域スポーツ活動の推進

・ 部活動の地域展開等の全国的な実施を推進するとともに、中学生のみならず小学生・高校生・成人・高齢者等を含めた多様な関係者の地域クラブ活動への参画を促進する。
・ 子供から高齢者まで多様な地域住民がスポーツに親しむ機会を提供するため、ＪＳＰＯの総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の普及・活用により、中間支援組織が取り組む総合型地域スポーツクラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援するなど、各種施策の展開を図る。

◆多様なスポーツ活動を推進する質の高い指導者等の養成への支援

・ ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進するため、審判員、スポーツボランティアや、組織の運営人材等の養成を行うスポーツ団体及び地方公共団体等を支援する。また、ＪＳＰＯの公認スポーツ指導者制度及びＪＰＳＡの公認パラスポーツ指導者制度等と連携し、質の高い指導者の養成を支援する。
・ 各団体同士の連携促進を図り、専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場を拡充する。

重点施策１（２）

ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

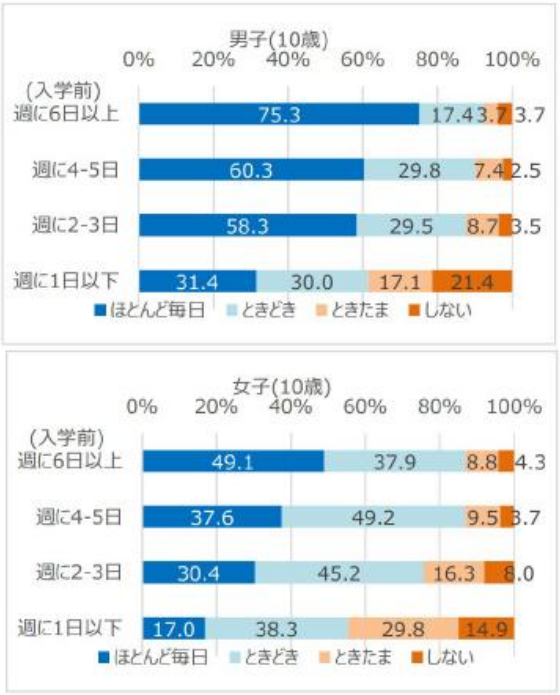
②幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上

ア．子供の日常的な運動習慣の確立と体力の向上

背景・現状

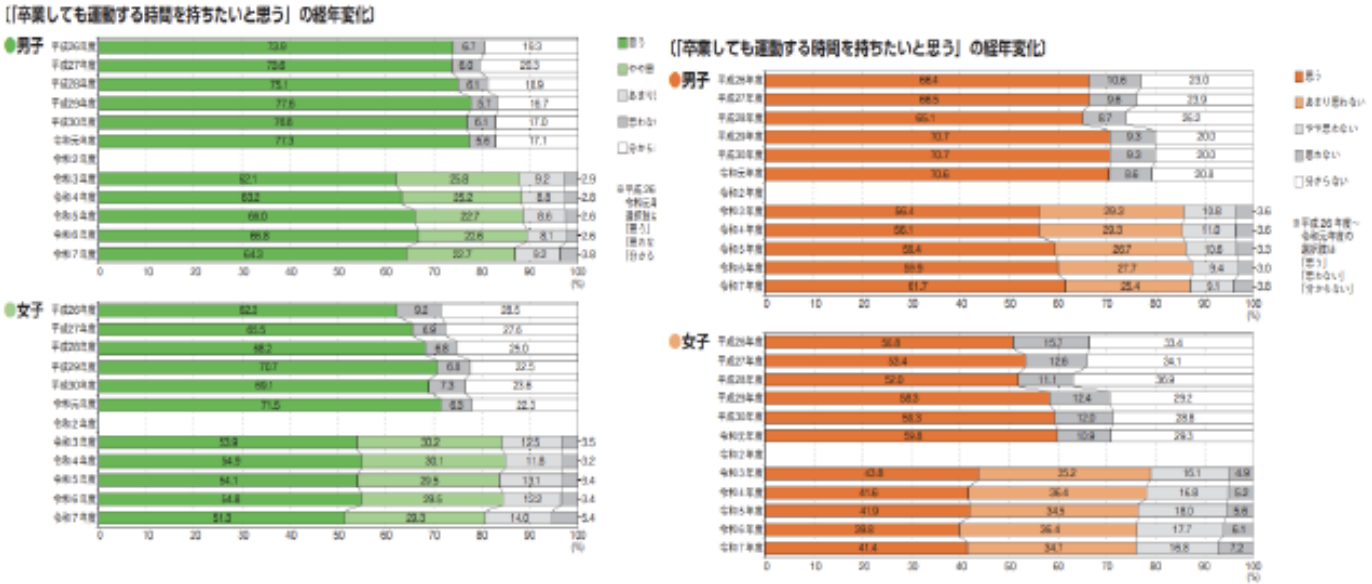
- 平日に園外で全く外遊びをしない幼児も多く、また、幼児期の外遊びの状況が小学校段階の運動習慣や体力にも影響。
- 新型コロナウイルス感染症拡大以降、子供の運動時間は減少傾向にある。
- 生活習慣の変化が運動習慣にも影響を与える要因の一つと考えられる（スクリーンタイムが長い児童生徒ほど運動時間が短い傾向）。
- 継続的に運動やスポーツをしたいと考える子供の割合が低下する傾向にある。
- 特に幼児期からの運動習慣形成には、保護者等の意識・行動が大きな影響を及ぼす。

＜入学前の外遊びの実施状況別に見た運動・スポーツ実施状況（10歳）＞



出典：「令和元年度『体力・運動能力調査』」
（令和２年10月　スポーツ庁）

＜卒業しても運動する時間を持ちたいと思う児童・生徒の割合＞



出典：「令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」
（令和７年12月　スポーツ庁）

目標

・　幼児期からの運動習慣形成、幼児期と小学校体育等との接続や、発達段階等を踏まえた子供たちの内発的動機付けに基づく活動機会の一層の充実等を図り、体育をはじめとする学校教育活動を通じて、性別・障害の有無等にかかわらず生涯にわたって心身の健康を保持・増進し豊かなスポーツライフの実現につながる資質・能力の育成を目指す。
※今後、中央教育審議会での学習指導要領改訂の議論も踏まえ、更に検討を進める

【数値目標】
・　運動・スポーツをする中で、体を動かすことや友達との交流・協力などの多様な「楽しさ」を実感することができている児童・生徒の割合についての指標を設定予定（児童生徒が楽しいと感じる場面についても具体的に質問項目を設定（例：いろいろな種目を体験したとき、友達と交流したり協力できたとき　など））
・「卒業後も運動・スポーツを続けたい」と答える児童・生徒の割合：児童平均70%、生徒平均65%
※運動時間、新体力テストの結果についても参考指標として設定
・　就学前の外遊びの実施状況：週に６日以上　32.3%以上
（参考）「令和７年度『体力・運動能力調査』」６歳児回答：32.3%

重点施策

◆幼児期からの屋内外の運動遊び機会の充実
・　幼児期からの屋内外の運動遊びの機会充実を促進するため、その重要性に関する保護者、幼児教育・保育関係者等への普及啓発に取り組む。
・　多様な動きを経験し、体の基本的な動きを身に付けるとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性等を育むために、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム※を活用した運動遊びの機会の充実を図る。
※ＪＳＰＯが開発した子供が発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

◆学校体育等の充実
・　体育をはじめとする学校教育活動を通じて、全ての子供たちが運動の多様な楽しさを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現することにつながる実践事例を普及展開する。
・　学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、幼児期と児童期の円滑な接続、遊びの要素を取り入れた活動や内発的動機付けに基づく活動機会の充実に資する指導参考資料等の展開・教師等の研修機会の充実に取り組むとともに、体育の専科教員の配置や地域の人的・物的資源の活用を推進する。

◆地域における子供のスポーツ機会の充実
・　子供のスポーツ機会の更なる充実に向け、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の幅広い関係団体や、大学、民間企業等と連携・協働した部活動の地域展開等を推進する。

重点施策１（２）

ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

②幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上

イ．部活動の地域展開等の全国的な実施の推進

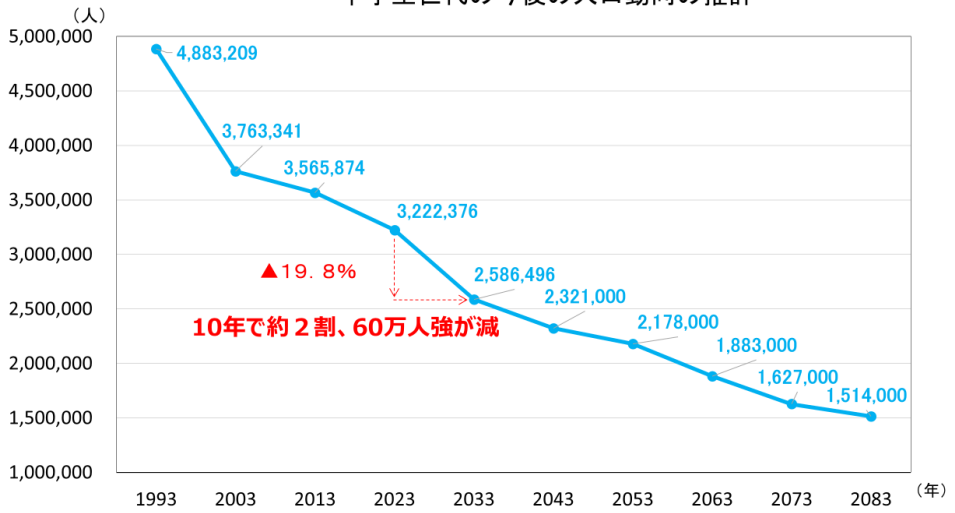
背景・現状

- 少子化の進展等により、部活動においてチームスポーツなどが十分に実施できない状況が生じている。
- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保・充実するため、これまで学校単位で行われてきた部活動を地域全体で関係者が連携して支えることによって新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指し、主に公立中学校を対象として、部活動の地域展開等を進めている。
- 部活動の地域展開等は着実に進捗しているものの、指導者確保をはじめとした課題解決等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体もあるなど、進捗について地域差が存在している。

少子化の進展（中学生世代の人口の急激な減少）

● 学校数の減少、それ以上に進む少子化で**生徒数／学校はさらに小さく**なる中、部活動は持続困難。

中学生世代の今後の人口動向の推計

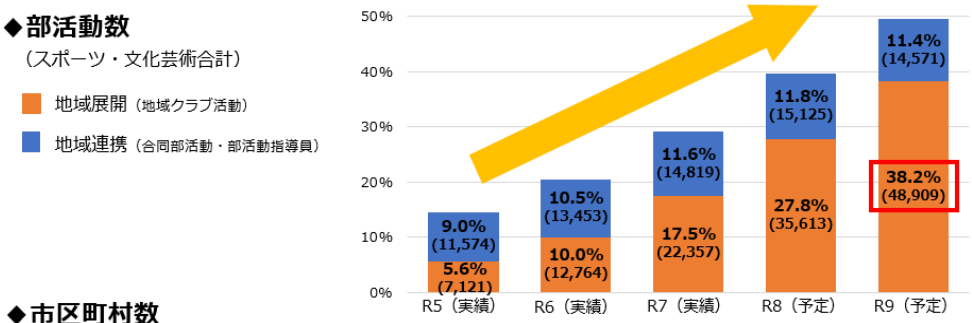


中学生世代の人口数は4月1日時点において12～14歳の者の数
厚生労働省作成「人口動態統計」月報（2023年４月）」により算出するとともに、将来の出生者数について、国立社会保障・人口政策研究所作成「日本の将来推計人口（令和５年推計）詳細結果表」の「１．出生中位（死亡中位）推計」）を基に算出。

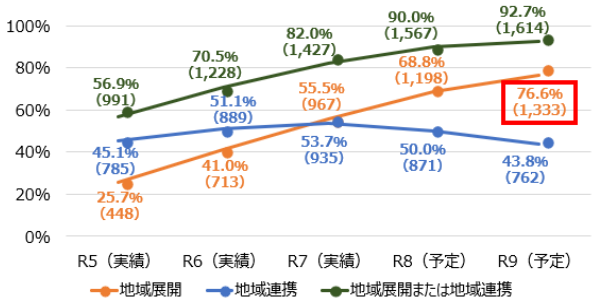
部活動の地域展開等の進捗状況（休日）

● 「改革推進期間」が始まった**令和５年度以降、部活動の地域展開等が着実に進捗**
● 「改革実行期間」の２年目となる**令和９年度**には、**約38%の部活動が地域展開**し、地域クラブ活動となる予定。**地域展開に取り組む市区町村も、約77%にまで上昇**する見込み。

◆部活動数
（スポーツ・文化芸術合計）



◆市区町村数
（スポーツ・文化芸術合計）



【出典】部活動改革の取組状況に関する調査（スポーツ庁・文化庁）
＜調査期間＞2026年4月22日～5月22日
＜調査対象＞全ての都道府県、市区町村等

※1 「地域展開」は、地域展開が完了している、又は地域展開に取り組んでいる状態、「地域連携」は、合同部活動の実施と部活動指導員の活用の両方又はいずれかを行っている状態を指す
※2 部活動数の母数を128,000部（スポーツ100,000部、文化芸術28,000部）として割合を算出

目標

- 部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する （休日については、令和13年度までに原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。）。
- 障害の有無や運動の得意・不得意等を問わず全ての生徒がそれぞれの希望に応じた多種多様な活動に参加できるよう、地域の実情等に応じた環境を整備する。
- 地域クラブ活動において、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するとともに、認定制度を通じて適切な指導の実施体制や安全確保の整備等を含めた質の担保等を図る。
- 生徒のみならず全ての人々のスポーツ活動の充実や地域社会の維持・活性化につなげていく。

※地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。

【数値目標】

- 令和13年度までに、休日については、原則全ての学校部活動において地域展開を実現
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、部活動指導員の配置等を推進）

重点施策

◆部活動改革に関する関係者の理解促進

- 部活動の地域展開等の全国的な実施に向け、令和７年12月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の理解促進を図るとともに、全国の好事例の横展開を進める。

◆地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援の実施

- 部活動の地域展開等を円滑に進めるため、休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援など、地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援を行う。
- 地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要であり、部活動指導員の配置等について、引き続き地方公共団体に対する支援を行う。

◆幅広い関係団体・大学・民間企業等の参加促進に向けた機運醸成

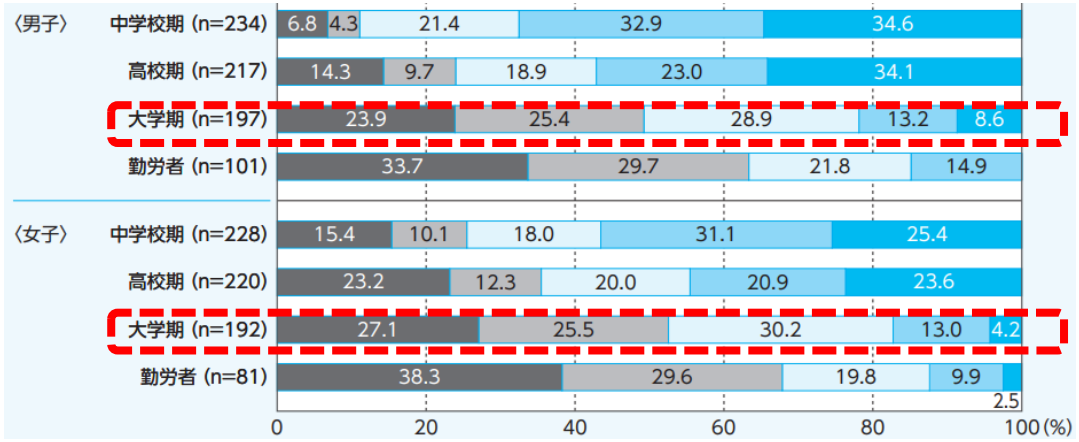
- 部活動の地域展開等を推進するため、指導者の確保・育成、活動場所の確保、資金の確保等の課題に対する課題解決のための各種資源等を有する幅広い関係団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、スポーツ推進委員等）・大学・民間企業等と連携して、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等に取り組む。

重点施策１（２）　ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進
③学生期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

背景・現状

- 学生期にスポーツ実施レベルが大きく低下する傾向にある。
- スポーツ実施率の低下は男女ともに高校生から始まり、学生期も低下している。
- 運動・スポーツを実施しない理由として、「面倒くさいから（44.8%）」、「特に理由はない（19.2%）」、「運動・スポーツが嫌いだから（18.1%）」、「仕事が忙しいから（14.9%）」と続く。

＜運動・スポーツ実施レベル（学校期別・性別）＞

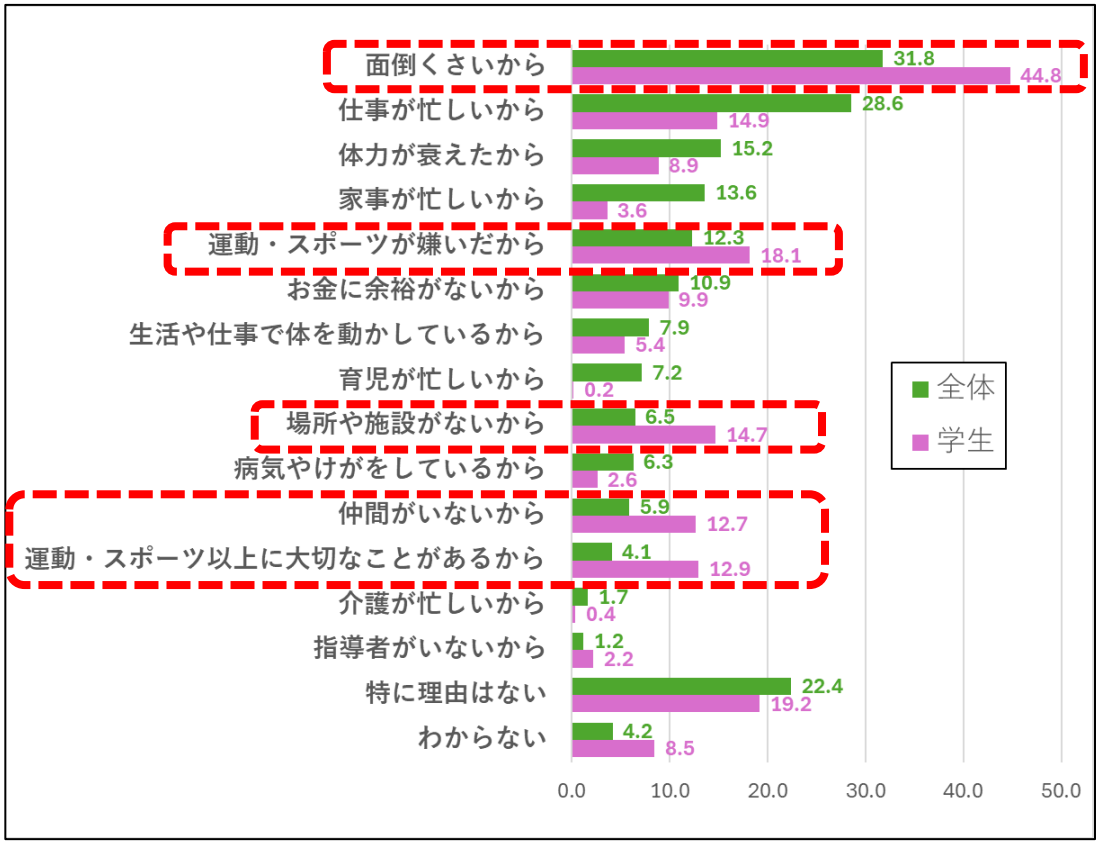


実施レベル	基　準
レベル０	過去1年間にまったく運動・スポーツをしなかった（0回／年）
レベル１	年1回以上週1回未満（1～51回／年）
レベル２	週1回以上週5回未満（52～259回／年）
レベル３	週5回以上（260回以上／年）
レベル４	週5回以上、1回120分以上、運動強度「ややきつい」以上

レベル0　レベル1　レベル2　レベル3　レベル4

出典：「12～21歳のスポーツライフに関する調査2023　～青少年の運動・スポーツ活動に関する全国調査～」（令和６年３月　公益財団法人笹川スポーツ財団）

＜学生期における運動・スポーツ実施の阻害要因＞



出典：「令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和７年11月　スポーツ庁）

目標

・ 運動部活動等に加入している一部の学生のみならず、多くの学生が利用できるよう大学におけるスポーツ環境を整備し、学生時代に低下するスポーツ実施レベルを引き上げることにより、スポーツ習慣の維持と社会人への橋渡しをスムーズに行い、生涯を通じたスポーツの継続につなげる。

【数値目標】
・ 学生期の週１日以上のスポーツ実施率 ：65%以上
※18～24歳
（参考）「令和７年度『スポーツの実施状況等に関する世論調査』」における学生のスポーツ実施希望率：66.9%

重点施策

◆大学経営における学生向けスポーツ推進施策の位置付けの強化
・ 大学自身が大学スポーツ振興の意義と責任を自覚し、主体的に関与する体制を整備するよう、各大学においてスポーツ分野の取組を一体的に推進する統括部局の設置を促進する。

◆豊かなスポーツライフの継続に向けた大学体育・スポーツの充実
・ 大学体育・スポーツが、大学生活を健康で有意義に過ごすのみならず、学生の運動習慣の定着や豊かな人生の実現に資するものであることを踏まえ、関係団体との連携をより一層強化し、大学体育・スポーツの充実を図る。
・ 学生がスポーツを通じて社会的人材として成長するため、学生の企画・運営によるホームゲームの実施等により、学生が活躍する機会を拡充する。
・ 大学スポーツにおけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図るため、一般社団法人大学スポーツ協会（以下「ＵＮＩＶＡＳ」という。）の事業も活用しながら、大学がインテグリティ向上に取り組むことにより、学生が安全に安心して大学スポーツに取り組める環境を整備する。
・「大学スポーツの振興に関する提言」（令和７年８月、大学スポーツ構想会議）等で整理された今後推進すべき取組についてＵＮＩＶＡＳ等と連携して着実に推進する。

◆運動部活動に参加していない学生も含めた学内の運動環境の整備
・ 大学におけるスポーツの裾野の拡大に向けて、レクリエーショナルスポーツの実施等を通じて、一般学生や大学教職員等のスポーツ機会の創出・充実を図る。
・ 学生向けにスポーツ環境を整備し、スポーツ実施促進の取組を行う大学を認定・評価し、好事例を周知するとともに、学生向けのスポーツ推進に取り組む大学と地方公共団体との連携した取組を促進する。

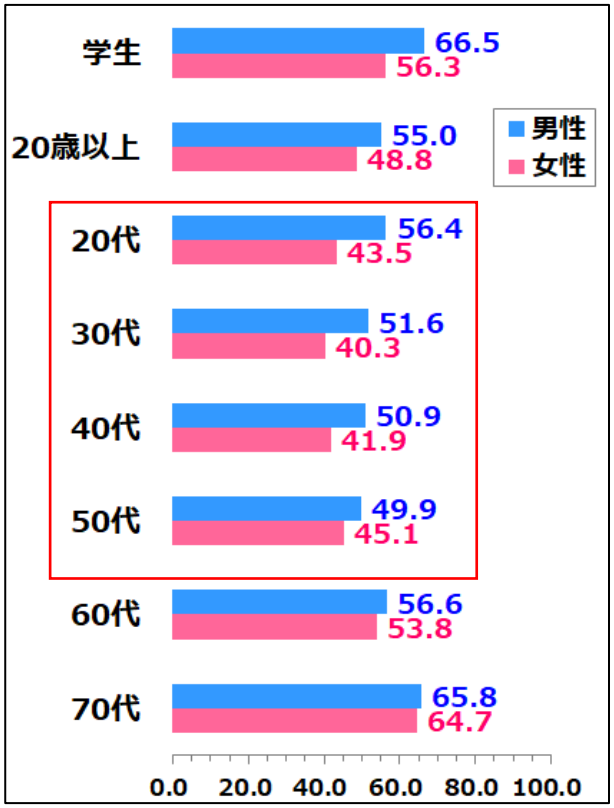
重点施策１（２）　ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進

④子育て・働き盛り期（20～50代）のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進

背景・現状

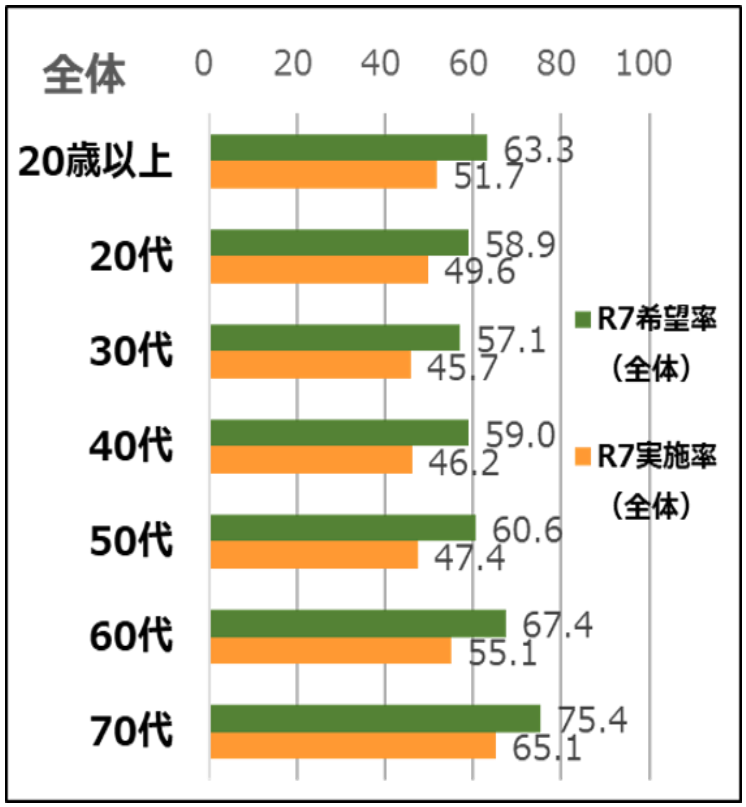
- 子育て・働き盛り期（20～50代）において、スポーツ実施率が低い状況が続いている（背景には仕事・家事・育児による忙しさがある。）。また、スポーツ実施希望率とスポーツ実施率に乖離がある。
- スポーツ実施に取り組む企業では高い実施率となっている一方で、取り組んでいる企業は２割程度にとどまっている。

＜性・年代別スポーツ実施率＞

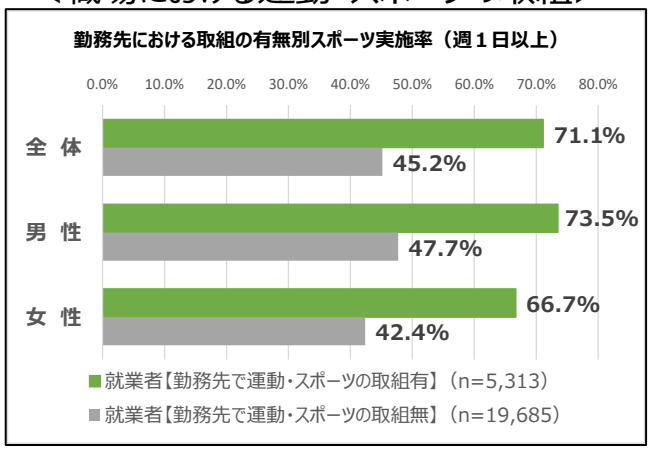


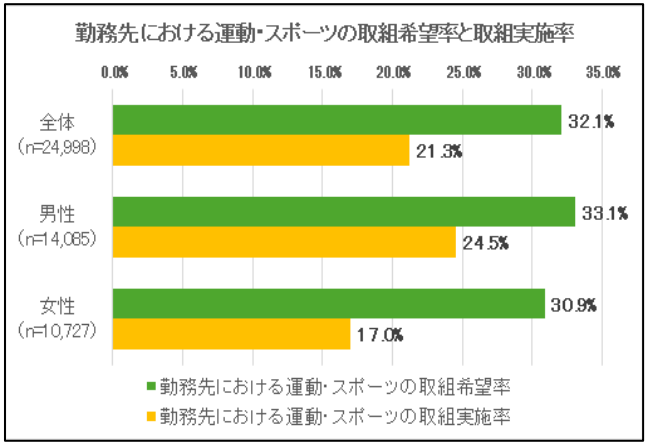
※「学生」の年齢範囲：18歳～24歳

＜スポーツ実施希望率とスポーツ実施率＞



＜職場における運動・スポーツの取組＞





出典：「令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和７年11月　スポーツ庁）

目標

・ スポーツ実施率が低い子育て・働き盛り期について、職場を中心に身近な環境で運動・スポーツが実施できる環境を整備することにより、子育て・働き盛り期のスポーツを通じた健康増進やウェルビーイングの向上を図る。

【数値目標】

・ 働き盛り期の週１日以上のスポーツ実施率（※1）：55%以上 （男女差をなくす）

※本数値目標は重点課題１（３）①にも記載あり。

・ 働き盛り期の週当たりのスポーツ実施時間（※2） ：男性 週105分以上（１日当たりに換算すると15分以上）
女性 週 70分以上（１日当たりに換算すると10分以上）

※本数値目標は重点課題１（３）①にも記載あり。

・ 勤務先において運動・スポーツを活用した取組が行われているとする者の割合：30%以上

（※1）運動・スポーツが習慣化されていない層の参加を促すための初期段階の目標として設定。
（※2）子育て・働き盛り期の実施時間が短い現状を踏まえ、少しでも実施時間を向上させていくことを目的とした段階的な目標として設定。
また、実施時間は１日ごとの達成を求めるものではなく、週単位での合計時間を満たすことを目標とする。

重点施策

◆スポーツの価値に関するリテラシー向上

・ 子育て・働き盛り期のスポーツ実施の重要性、価値に関するリテラシー向上を図るため、スポーツがもたらす効果についての分かりやすい周知啓発を実施する。
・ 大学生や就活生に対するスポーツエールカンパニーや健康経営の認知度向上に向けた発信を強化する。
・ 企業の取組効果や好事例の発信強化による経営者向けの周知啓発を行う。

◆職場における取組の促進

・ 職場における従業員に対する運動支援の取組を促進する。

（体制整備）
- 経営層による積極的な関与とメッセージの発信
- 担当部署や担当者の指名など旗振り役の設定
- 社内外のスポーツ指導者やアスリートの積極的な活用 など

（ソフト面の取組：複数の実施を推奨）
- 職場で運動しやすい雰囲気づくり
- 就業時間中における運動実施（職場主導による運動プログラムの提供・一斉実施、就業時間中の自主的な短時間の運動実施の推奨など）
- 就業時間外の運動実施や運動・スポーツイベント開催
- 定期的な体力測定・身体機能チェックの実施 など

（ハード面の整備）
- 職場内におけるスポーツ施設（社内ジムなど）・運動スペースの整備 など

【次ページに続く】

重点施策

◆スポーツ推進に取り組む企業等に対する支援

・　スポーツ推進に取り組む企業に対する支援策について検討する。
・　地方公共団体による子育て・働き盛り期向けの取組（各地域の企業との連携強化を含む。）を支援し、その充実強化を図る。
・　経済団体との連携を強化しつつ、健康経営とスポーツエールカンパニーの連携促進を検討し、中小企業も含めた企業に対する支援を強化する。
・　金融・保険業界等による企業・個人へのインセンティブ付与の取組を推進する。
・　各種健康診断や健康保険組合等とも連携しつつ、スポーツ実施の習慣化の契機となる体力測定、身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。
・　健康日本21に基づく健康づくりの取組や職場における健康保持増進の取組等の厚生労働省の取組とスポーツ推進施策との連携を図る。

◆関連ビジネス市場の拡大を含めた企業向けスポーツ関連サービスの強化

・　子育て・働き盛り期のスポーツ推進に関するビジネスの拡大に向けて企業向けにスポーツ関連サービスを提供する企業のSport in Life（以下「ＳＩＬ」という。）コンソーシアムへの加盟促進を図るとともに、取組を行う企業とのビジネスマッチングの支援を強化する。
・　プロスポーツと連携した企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化・高度化を図るため、スポーツ事業運営人材の獲得・育成を推進する。

※本施策は重点課題１（５）①にも記載あり。

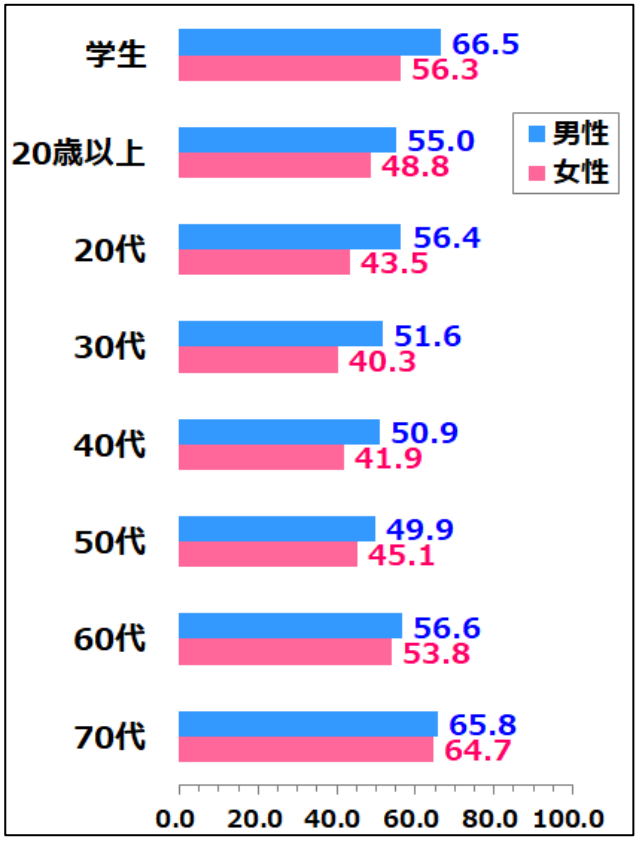
重点施策１（３）　多様な背景に着目したスポーツ施策の推進

①女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進

背景・現状

- 30～40代女性の体力低下の傾向が顕著であり、男性に比べスポーツ実施率が低い。
- 女性の就業率は年々向上しており、仕事・家事・育児による忙しさが実施率が低い背景要因にある。
- 女性特有の健康課題（やせ、月経随伴症状、更年期症状、骨粗しょう症、妊娠・出産等）への対応に向けたスポーツ施策の推進が重要であり、医療とスポーツの連携によるエビデンスの普及や、安全にスポーツに取り組める環境・支援体制の整備が求められている。

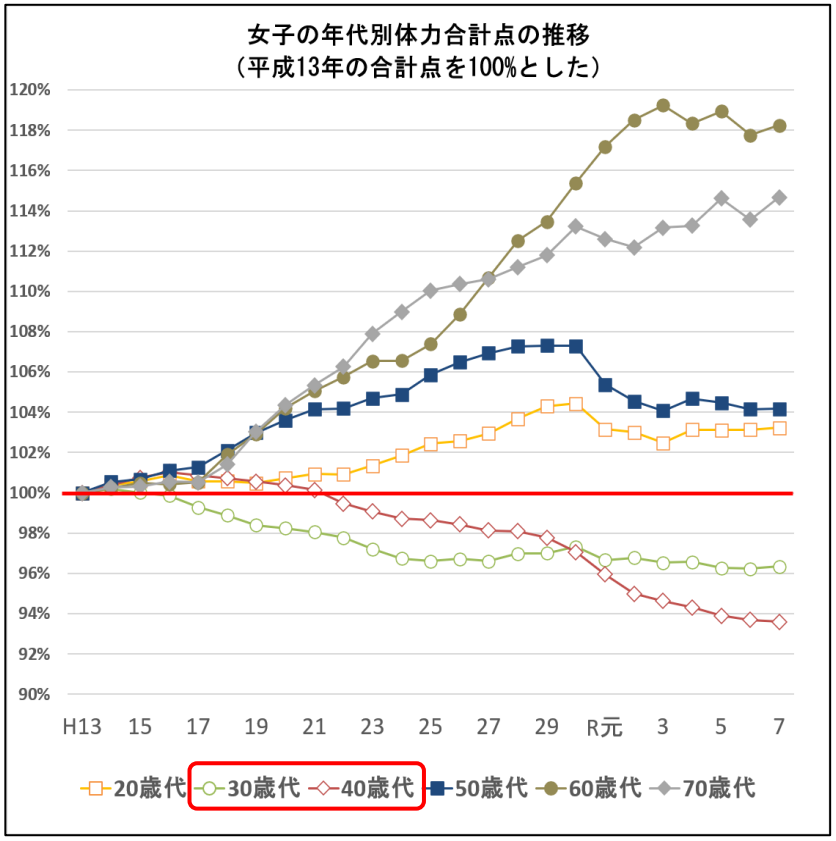
＜性・年代別スポーツ実施率＞



※「学生」の年齢範囲：18歳～24歳

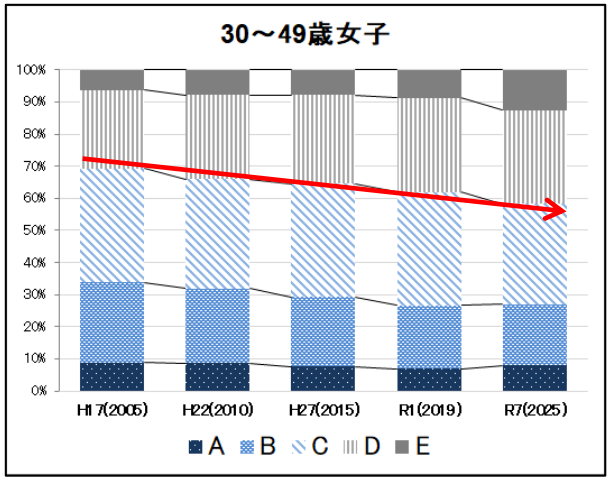
出典：「令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和７年11月　スポーツ庁）

＜女子の年代別の体力測定合計点の過去25年間の推移 (1)＞



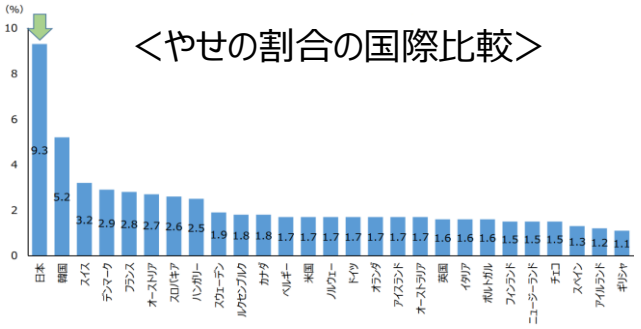
(1)出典：「令和７年度『体力・運動能力調査』」（令和８年10月　スポーツ庁）

＜総合評価の過去20年間の推移 (2)＞（30～49歳女子）



※体力・運動能力の総合評価（A～E）。
Aが最も高くEが最も低い。

＜やせの割合の国際比較＞



出典：『国内外の女性のやせの動向（肥満研究）』（平成30年４月　吉池信男ほか）を基に厚生労働省健康局健康課栄養指導室で作図

目標

・ 女性が心身ともに健康や体力を保持・増進し、元気に活躍することができるよう、スポーツの推進を通じて貢献する。

【数値目標】
・ 働き盛り期の週１日以上のスポーツ実施率：55%以上 （男女差をなくす）
※本数値目標は重点課題１（２）④にも記載あり。
・ 働き盛り期の週当たりのスポーツ実施時間：女性 週70分以上（１日当たりに換算すると10分以上）
※本数値目標は重点課題１（２）④にも記載あり。
・ 30～40代女性の新体力テストの総合評価がＣ以上である割合：増加に転じさせる
（参考）「令和７年度『体力・運動能力調査』」における30～40代女性のC以上の割合：58.3%

重点施策

◆運動・スポーツの効果や価値（楽しさを含む。）についてのリテラシー向上
・ 女性特有の健康課題を踏まえ、ウェルビーイング・Quality of Life（以下「ＱＯＬ」という。）向上に向けたスポーツ実施の重要性に関する社会全体のリテラシー向上の取組を強化する。

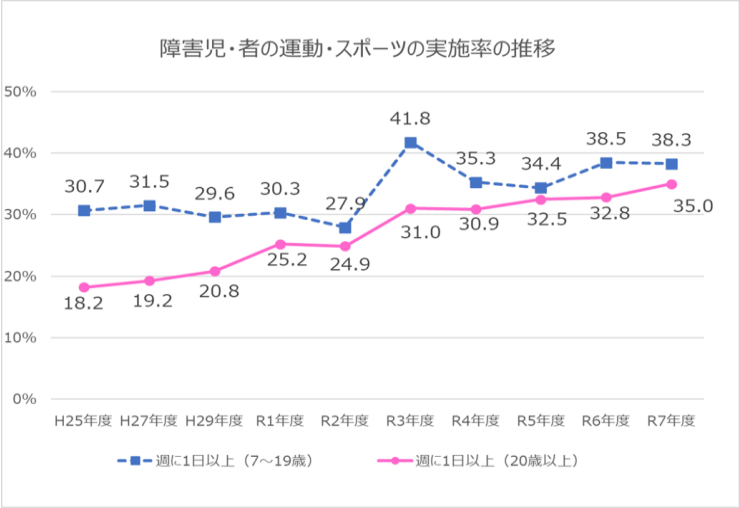
◆女性の健康・体力の保持・増進に向けた環境整備
・ 関係団体と連携しつつ、女子学生が参加しやすい大学体育・スポーツに向けた取組の充実を図る。
・ 大学の運動環境整備において、運動部活動に参加していない学生も含めた女子学生が参加しやすいプログラムの提供を促進する。
・ 職場における従業員に対する運動支援の取組において、女性のニーズに対応した取組の充実強化を図る。
・ 地方公共団体による女性向けの運動促進の取組を支援し、その充実強化を図る。
・ フィットネス業界等と連携した女性向けスポーツビジネス・プログラムの拡大を図る。
※本施策は重点課題１（５）①にも記載あり。
・ 女性のスポーツ実施についての効果的な取組に関する調査研究（具体的な取組の効果分析・検証、介入研究等を含む。）を推進する。

◆女性特有の健康課題の改善・女性活躍推進への貢献に向けた施策の促進
・ 体力の保持・増進に向けた身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。
・ 女性の健康課題に対する健康増進施策（こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省）との連携を図る。
・ 日本産科婦人科学会、スポーツドクター、理学療法士等と連携した妊娠期・産後の女性向けのスポーツの促進を図る。
・ 政府が進める女性活躍推進施策において、スポーツの活用促進を位置付ける。

重点施策１（３）　多様な背景に着目したスポーツ施策の推進
②障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現

背景・現状

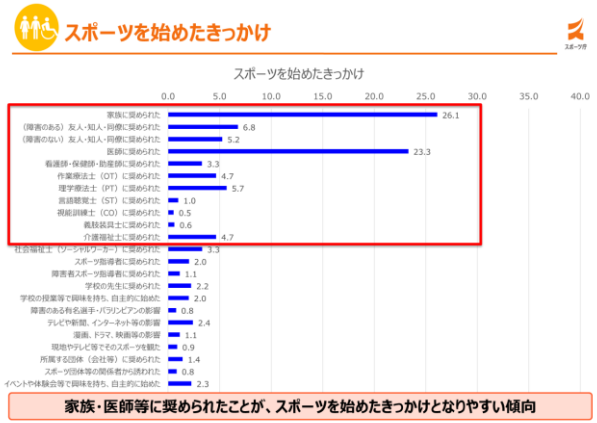
- 障害者のスポーツ参加は、本人のウェルビーイングの向上はもとより、社会の多様性の確保や、新たな交流や価値の創造にもつながる。一方で、20歳以上の障害者のスポーツ実施率は、20歳以上の全体のスポーツ実施率よりも約20ポイント低く、地域差は最大で約20ポイントの差がある。
- 障害者がスポーツを始めたきっかけは、医療職・家族等の身近な方からの働きかけが最も大きい。
- 障害者に指導したことがない理由は、指導機会が無い場合を除き、知識・スキル・経験不足が最も多い。
- 国内には、身体障害・精神障害・知的障害合わせて約1,150万人の障害者がいると推計されているが、内閣府の調査によると、共生社会という考え方を知っている者の割合は５割弱、障害を理由とする差別や偏見があると思う者の割合は９割弱となっている。

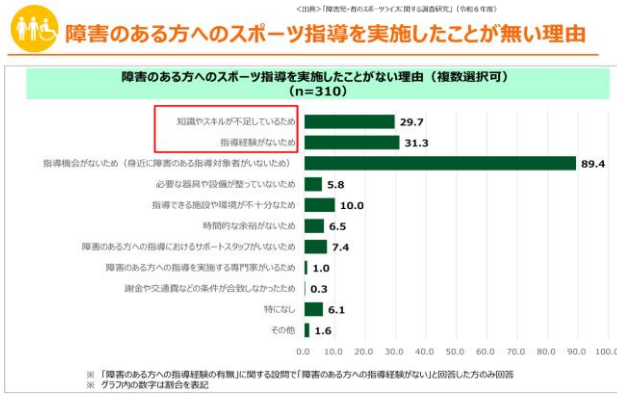


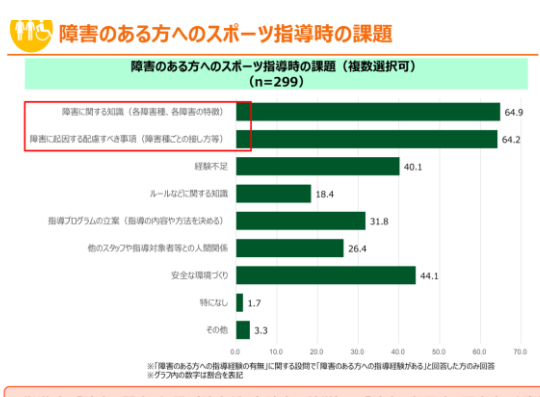
出典：「令和７年度障害児・者のスポーツライフに関する調査」（令和８年３月　スポーツ庁）

障害者の週１日以上のスポーツ実施率の指標（20歳以上：40%）を10ポイント以上下回る都道府県数
（３年合算による平均値で算出）
R１～R３：41自治体、R２～R４：37自治体、
R３～R５：26自治体、R４～R6：21自治体、
R５～R７：16自治体

出典：令和元年度～７年度「障害児・者のスポーツライフに関する調査」（スポーツ庁）







目標

- 共生社会の実現に向けて、全国のパラスポーツ振興の実績の一層の見える化を図る。
- 当該実績を踏まえ、障害者の持続的なスポーツの機会提供に不可欠な取組について、重点的に推進する。

【数値目標】

- 障害者の週１日以上のスポーツ実施率：19歳まで 50%、20歳以上 40%以上
 同数値目標（20歳以上：40%）を10ポイント以上下回る都道府県：ゼロ
 ※３年合算による平均値で算出
- 過去１年間に障害のない者とともにスポーツを実施した者の割合 ： 30%以上
- 都道府県・政令指定都市が策定するスポーツ振興を含む計画において、障害者のスポーツ実施に関する指標（障害者の週１日以上のスポーツ実施率等）が盛り込まれている割合：100%

重点施策

◆パラスポーツを担う人材の指導力強化

- 障害者がスポーツを実施するに当たって重要な、パラスポーツを担う人材の指導力強化（スポーツ指導者・パラスポーツ指導者の質・量の充実等）として、以下の取組を実施する。
 - パラスポーツ指導者の資質向上研修等の強化、オンデマンド講習の活用促進
 - スポーツ指導者各種講習・研修等の機会を活用した取組の推進

◆パラスポーツセンター等の機能強化、多様な関係団体との連携深化等

- 地域の中核としてのパラスポーツセンター等の機能強化（ソフト・ハードの両面からの充実）を図るほか、観戦・応援等も含め、誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。
- ＪＰＳＡにおける全国障害者スポーツ大会の在り方の検討・対応を行う。
 ※全国障害者スポーツ大会については、地域の予選会含め、地域における障害者のスポーツ環境の整備や共生社会の実現に向けた取組の推進等に貢献してきたものであり、国民スポーツ大会の改革の取組を踏まえつつ、国、地方公共団体、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び中央競技団体等が連携して改革に取り組む。
 ※「全国障害者スポーツ大会」は令和13年に奈良県で開催される第30回大会より「全国パラスポーツ大会」に名称変更予定。
- 関係省庁、民間企業、医療・福祉関係団体等の多様な関係団体との連携を深化させる。
- 地域におけるインクルーシブな取組のモデル事例の充実を図る。

◆部活動の地域展開における障害のある生徒の活動機会の確保

- 部活動の地域展開等の推進において、障害の特性に応じた配慮や工夫がなされるよう、パラスポーツセンターや地域のパラスポーツ協会等の多様な地域の関係者と連携した安全・安心な活動の展開を図る。

◆地域におけるパラスポーツ振興の更なる充実

- 地域におけるパラスポーツ振興のための基礎データ・モデル事例の充実を図る。
 - 都道府県・政令指定都市における、パラスポーツに関する計画の策定状況等の基礎データの充実
 - 多様な障害者や重度障害者によるスポーツに関する取組・障害の有無にかかわらず実施できるスポーツに関する取組等

重点施策１（４）　スポーツ施策の位置付け強化の推進

①国や地方公共団体の重点政策におけるスポーツ推進政策の位置付け

背景・現状

- スポーツの実施によって心身の健康保持・増進があるとする多くのエビデンスが得られていることや、その結果として約13兆円の経済効果があるとの試算もあるなど、国民のウェルビーイングの向上や日本の経済成長等に運動・スポーツは大きく貢献するが、国の重要政策において、運動・スポーツの推進に関する政策は十分に位置付けられている状況にはない。
- 地域経済・社会の維持発展に運動・スポーツは大きく貢献するが、地方公共団体の政策においても、運動・スポーツの推進に関する施策が十分に位置付けられている状況にはない。

＜運動・スポーツの実施による心身の健康改善が生み出す経済効果＞

	生産性向上					就労期間	直接効果
	体力向上による疲労軽減	メンタル不調	睡眠の質	女性特有の健康課題（月経痛・更年期）	男性の健康課題（更年期）	就労期間延伸	医療・介護費削減効果
経済損失額	15.1 兆円	7.6 兆円	18.9 兆円	0.6（月経痛）兆円 0.8（更年期）兆円	0.6 兆円	―	―
改善効果	2.70 %	1.52 %	1.72 %	23.0（月経痛）% 25.0（更年期）%	19.0 %	3.3年	20.2※1 万円 74.0※2 %
経済効果（1年当たり）	0.41兆円/年	0.12兆円/年	0.32兆円/年	0.34兆円/年	0.11兆円/年	8.19兆円/年	3.54兆円/年
総額 生産性＋就労期間						9.49兆円/年（直接効果除く、経済効果）	13.03兆円/年（直接効果を含む総計）

試算結果はあくまで簡易試算となるため、今後検証が必要。
※1 SWC健幸ポイント事業参加による一人当たり医療費抑制効果額（60歳代：16.2万円、70歳代：24.2万円）を活用して算出。抑制総額の算出は、参加率（スポーツ実施率 60歳代：55.1%、70歳代：65.1% ※スポーツ庁令和7年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」引用）と継続率（SWC健幸ポイント事業の実績：85%）を掛け合わせて算出。
※2 SWC健幸ポイント事業参加による介護支援1以上の発生リスク74%を活用して算出。本試算の前提となる身体活動の健康効果については、R6年度スポーツ庁「スポーツを通じた健康づくりによる 社会保障費の効果検証のガイドライン」において示されている知見を踏まえている。

「運動実施による心身の健康改善がもたらす経済効果の簡易試算　令和８年度更新」
（筑波大学人間総合科学学術院　久野研究室）

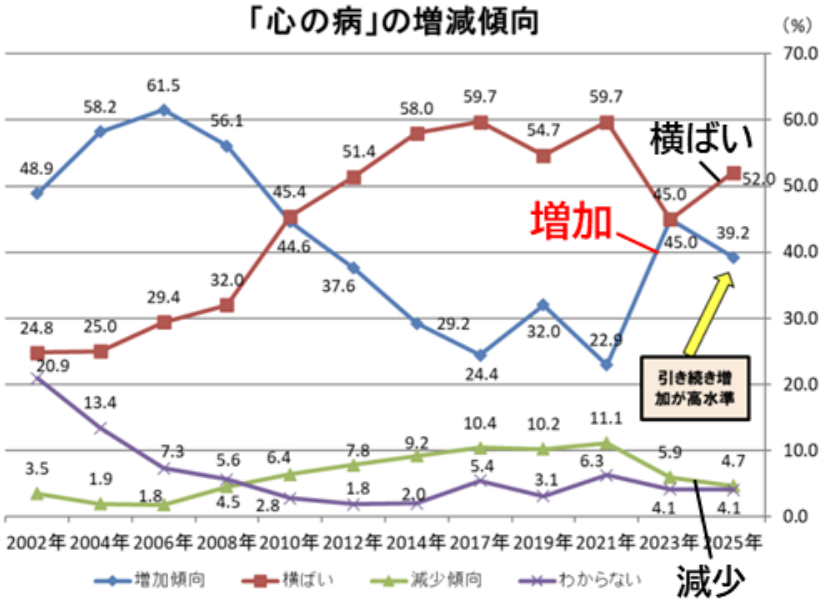
目標	・ 運動・スポーツの推進が国民や社会全体に及ぼす広範なプラスの効果を踏まえ、国や地方公共団体の重要政策・施策における位置付け強化の推進を図る。
重点施策	**◆国の政策における位置付け強化とスポーツ活用の推進** ・ 日本の経済成長戦略において、スポーツ推進施策を、経済成長と豊かな社会の実現を支える「人への投資」、人的資本強化に貢献する重要な取組として位置付けの強化を図る。 ・ 政府が進める女性活躍推進施策において、スポーツの活用促進を位置付ける。 ・ 政府による国民の健康寿命の延伸やウェルビーイングを向上させるための政策において、スポーツの活用促進を位置付ける。 ・ 社会保障制度の持続可能性強化という観点での政策において、スポーツの活用促進を位置付ける。 **◆地方公共団体の施策における位置付け強化とスポーツ活用の推進** ・ 地域住民の健康づくりや疾病予防・介護予防への貢献という観点で、地方公共団体の健康政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。 ・ 地域経済や地域の社会基盤を支える人材という観点で、地方公共団体の経済政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。 ・ 健康長寿という地域の魅力を高める観点で、地方公共団体のまちづくり政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。 ・ 運動・スポーツに取り組み、人材確保力や生産性が高い地元企業が増えることで、地域の雇用拡大や若年層の流出防止という観点で、地方公共団体の雇用政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。

重点施策１（４）　スポーツ施策の位置付け強化の推進

②企業経営における労働力不足対策や人への投資としてのスポーツの位置付け

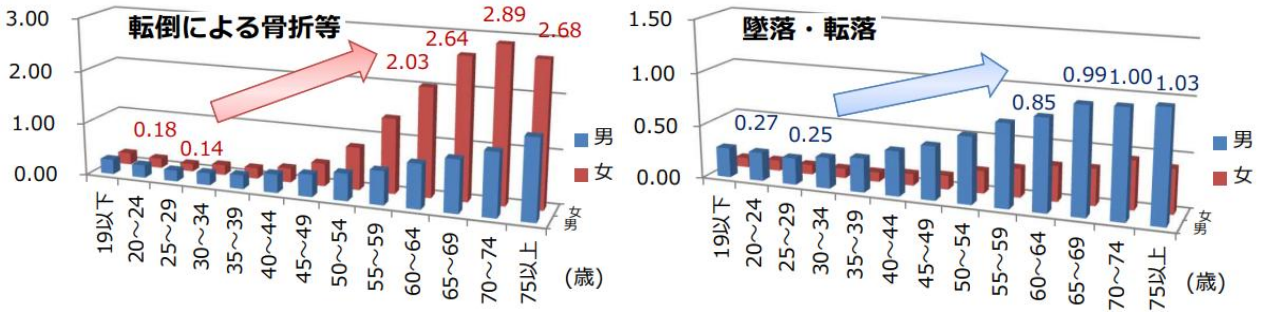
背景・現状

- 人手不足やメンタルヘルスの不調を抱える人の増加といった人的資本に関する経営課題について、運動・スポーツがその解決に大きく寄与することが、経営者等を含めて十分に知られておらず、必要な投資が十分に行われていない。
- 健康経営等の取組が進みつつあるが、運動・スポーツの効果を十分に活用できているとはいいがたい。
- 企業に対する投融資において、人的資本に対する取組を評価する動きが出てきているが、まだ一部にとどまっており、一般的な評価とはなっていない。



出典：「第12回『メンタルヘルスの取組』に関する企業アンケート調査結果」（令和７年11月　日本生産性本部）

＜転倒・転落等の労働災害の増加＞



出典：厚生労働省HP

区分	不就業者のうち就業希望者計	適当な仕事がみつからなかった	起業・開業の準備中であった	請負や内職の仕事の注文がこなかった	あなたの健康上の理由	家族の健康上の理由(介護等)	家庭の事情(家族の健康上の理由を除く。家事等)	その他
総数	100%	41.4%	0.7%	6.0%	**27.0%**	**13.2%**	7.4%	2.7%
55~59歳	100%	36.6%	1.5%	4.1%	**26.7%**	**18.9%**	10.8%	–
60~64歳	100%	50.2%	0.7%	4.7%	**22.9%**	**11.1%**	5.7%	3.3%
65~69歳	100%	37.5%	–	8.8%	**30.9%**	**10.2%**	6.2%	4.5%

出典：「就業希望者の仕事に就けなかった理由」（2009年（独）労働政策研究・研修機構）

目標

・ スポーツを通じて経済成長を下支えする心身の健康の保持・増進の基盤、すなわち「健康インフラ」を構築することにより、企業や社会全体の生産性を向上させるとともに、就労可能な期間を延伸し、日本の経済成長と豊かな社会の実現に貢献する。
・ 運動・スポーツの推進が、人的資本に関する経営課題の解決に大きく寄与することについての理解を広めるとともに、企業経営の重要な柱として位置付け、従業員の運動・スポーツの推進に取り組む企業の拡大を図る。

重点施策

◆企業経営における位置付け強化の推進

・ 企業活動・成長のために最も重要な資源である人材を確保し、その強化を図る観点から、経営者等に分かりやすく運動・スポーツのもたらす効果について周知啓発すること等により、企業等による人材への投資としてのスポーツ推進への投資拡大を図る。
・ スポーツ庁、経済産業省等の連携の下、健康経営を通じた運動・スポーツ推進の取組を更に促進する。
・ コーポレートガバナンス・コードにおける人的資本開示やＥＳＧ投資（Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治））を考慮した投資活動をいう。以下同じ。）においてプラスの効果を高める観点からも、企業における運動・スポーツへの投資を促進する。

◆企業に対する投資における位置付け強化の推進

・ 企業の成長・持続可能性の向上に寄与する運動・スポーツ推進の取組について、金融業界による投融資における評価やインセンティブ付与の取組を促進する。

重点施策１（５）	**スポーツ実施を促す環境整備の推進** ①スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大

背景・現状

・　国民の運動・スポーツ実施を促進するためには、個人の意識啓発や職場・地域における取組に加え、身近にスポーツに参加できる環境を社会全体で整備することが重要である。この環境整備を支える重要な基盤として、スポーツ用品、運動プログラム提供、ウェアラブルデバイス等のデジタルデバイス、施設運営、プロスポーツ、指導者育成、金融・保険等のスポーツ関連産業の役割が重要である。

目標

・　国民のスポーツ実施促進を支える環境整備の一環として、スポーツ関連産業の裾野の拡大を図り、スポーツ実施率の向上につなげる。

重点施策

◆スポーツ関連ビジネス・市場の拡大

・　フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動など多様なスポーツを含めたスポーツ実施促進に関するサービスを提供するビジネスの拡大を図る。

・　フィットネス業界等と連携した女性向けスポーツビジネス・プログラムの拡大を図る。

※本施策は重点課題１（３）①にも記載あり。

・　Personal Health Record（以下「ＰＨＲ」という。）との連携やウェアラブルデバイス等のデジタルデバイスの活用により、デジタル技術を用いて心身の状態に応じた効果的な運動・スポーツ実施を促すサービスや、デジタル技術を活用してオンラインのスポーツプログラムを提供するサービスの推進を図る。

・　社会体育施設、学校体育施設等の管理運営・運動プログラム提供に対する民間企業参入を促進する。

・　プロスポーツと連携した企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化・高度化を図るため、スポーツ事業運営人材の獲得・育成を推進する。

※本施策は重点課題１（２）④にも記載あり。

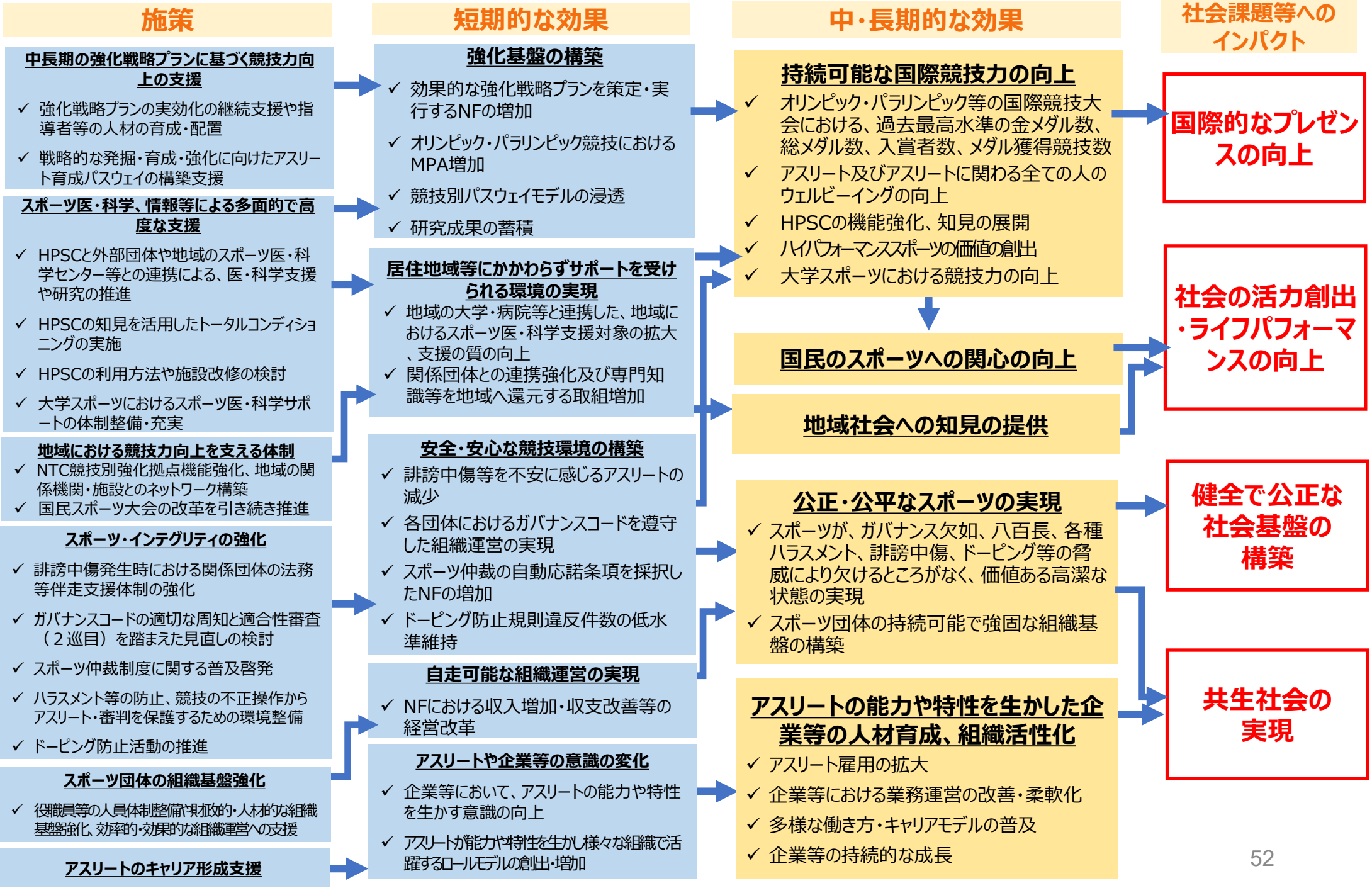
◆ビジネスマッチングの充実強化

・　従業員等に対するスポーツ実施の促進に取り組む企業と、企業向けにスポーツ実施促進に関するサービスを提供する企業とのビジネスマッチング支援を強化する（ＳＩＬコンソーシアムの有効活用の促進を含む。）。

重点課題　２

ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

重点課題２　ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元



【項目】

（１）スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現

①大学や民間企業等とも連携したＨＰＳＣによる支援の充実と研究の推進等
②女性アスリートの競技参画の促進
③国際競技力向上を支える調査研究・分析及び国際情報収集にかかる機能強化

（２）スポーツ・インテグリティの強化

①スポーツ団体におけるガバナンス体制の強化
②外的要因に左右されずスポーツに専念できる環境の実現

（３）競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化

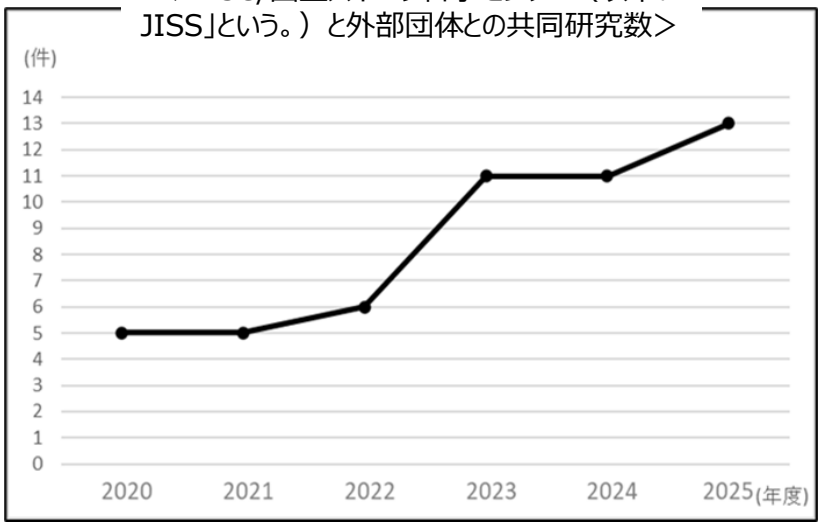
重点施策２（１）

スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現
①大学や民間企業等とも連携したＨＰＳＣによる支援の充実と研究の推進等

背景・現状

- 幅広くアスリート支援を充実させるため、ハイパフォーマンススポーツセンター（以下「ＨＰＳＣ」という。）の機能を強化し、国際競技力向上を支える基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、競技の高度化・高速化・高難度化が進み、国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中でアスリート支援の一層の高度化が求められていることから、スポーツ医・科学分野にとどまらない医学・情報・工学・パラスポーツ分野等、最先端の知見をＨＰＳＣにより一層取り入れていく必要があり、大学や民間企業等との連携が不可欠である。
- ＨＰＳＣでは大学等と連携し、連携協定の締結、クロスアポイントメント等人事交流の実施、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供等を行っており、若手研究者及び専門人材を戦略的・計画的に育成するために、更なる連携強化を図る必要がある。
- オリ・パラ一体での競技力向上に向けたパラアスリートへの医・科学支援の強化など、これから続く国際競技大会等を見据えた、アスリート支援・環境整備等を通じた持続可能な国際競技力向上に取り組むことが求められる。

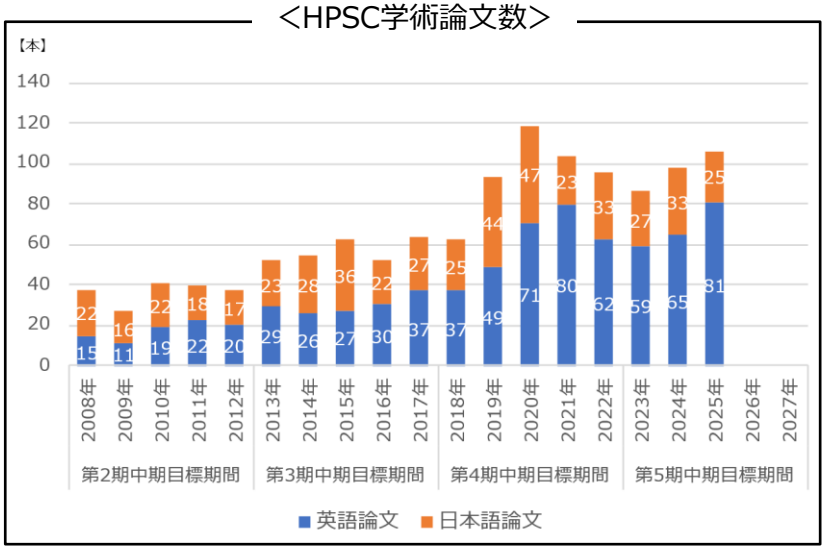
＜HPSC/国立スポーツ科学センター（以下「JISS」という。）と外部団体との共同研究数＞



延べ共同研究機関数：31件

出典：ハイパフォーマンススポーツセンター年報を基に、スポーツ庁において作成

＜HPSC学術論文数＞



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「ＪＳＣ」という。）
ハイパフォーマンススポーツセンター提供

目標

・ オリ・パラ一体での競技力向上に向け、スポーツ医・科学、情報等のサポート分野の先端的な研究を大学や民間企業等と推進し、得られた知見の活用により、ＨＰＳＣや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。
・ 大学等と連携し、人事交流の実施、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供等により、若手研究者及び専門人材の戦略的・計画的な育成をより一層推進する。

【数値目標】
・ 研究成果に関する査読付き論文の発表数：毎年度100本以上
・ 大学や民間企業等との共同研究数：増加（目標値：前年対比 100%以上）
・ 有望なトップアスリートに対して課題を明確にし、スポーツ医・科学、情報を融合させたサポートを提供することにより競技力向上に寄与した数：増加（目標値：前年対比100%以上）

重点施策

◆先端的なスポーツ医・科学研究の推進
・ 大学や民間企業等との連携によるスポーツ医・科学分野にとどまらない医学・情報・工学・パラスポーツ分野等、先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用（実装化）できるよう取り組む。

◆外部機関との連携による戦略的・計画的人材育成
・ スポーツ医・科学等の分野の若手研究者及び専門人材を戦略的・計画的に育成するため、大学や民間企業等とＨＰＳＣとの一層の連携強化を図り、研究人材の交流、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供を推進する。

【次ページに続く】

重点施策

◆スポーツ医・科学、情報等を活用したメダル獲得最大化のための支援

・　強化合宿や競技大会においてスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援を行うとともに、大規模国際競技大会において、各連携機関との役割を明確にした上で、トップアスリートやコーチ等へ競技直前準備に必要な機能を提供する。

◆オリ・パラ一体での競技力向上に向けた取組の推進

・　ＨＰＳＣはトップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等の研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツに関する情報収集、ＡＩ等のデジタル技術を活用したデータ分析の充実、パラリンピック競技の用具をはじめとした競技用具等に関する研究の実施、ＪＩＳＳクリニックの体制整備などＨＰＳＣの機能強化を通じてＮＦによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。

・　パラリンピック競技における国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置に引き続き取り組む。

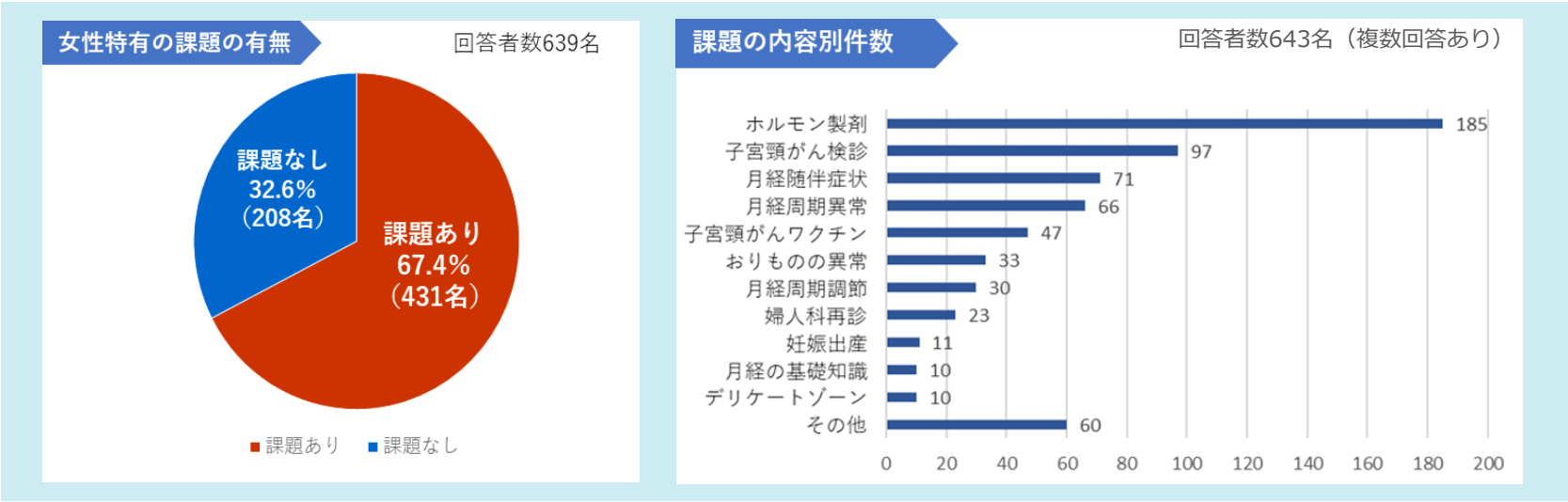
重点施策２（１）

スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現
②女性アスリートの競技参画の促進

背景・現状

- 女性アスリートは月経随伴症状によるコンディションへの影響や、過度なトレーニング、食事制限等によって引き起こされる、「利用可能エネルギー不足」「無月経」「骨粗しょう症」などの三主徴と呼ばれる健康課題等を抱える場合があるため、全ての年代に対応する、心身の健康を保ちつつスポーツに取り組める方策を講じることが重要である。
- 女性トップアスリートが妊娠・出産・育児などのライフイベントを諦めることなく競技生活と両立させることが困難な状態となっているが、他国と比べ、その競技環境の整備が遅れているため、安心して競技活動を継続できるようなトレーニングサポートや育児サポートなどの支援プログラムが求められている。
- これまでの取組の成果や知見について、学術的文献となっているものが多く、競技現場での十分な活用が進んでいないため、従来の成果や関連情報を収集し、誰もが使えるように編集、一元管理されたオンライン・プラットフォームの充実や、居住地域にかかわらず支援を受けられるネットワークの構築など、成果・情報の利活用方策が必要となっている。
- 近年の女性パラアスリートの増加、活躍に伴い、パラアスリートに対応した支援プログラムの充実も急務となっている。

＜メディカルチェック(※)時における課題有無と課題の内容別件数（令和7年度実績）＞



※「女性アスリートトータルサポート」としてJISSで実施しているメディカルチェック（MC）の際、看護師が女性アスリー ト全員を対象に女性特有の問題について聞き取りを実施。

出典：JSC

目標

・ ジュニア期を含む全ての年代の女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備や、ライフイベントに左右されずに競技力向上を目指すための支援を行うとともに、模範事例の発信や、ＨＰＳＣの有する有益な知見を誰もが正しく活用できるかたちで現場に展開することにより、アスリート、コーチ、保護者等の全ての関係者の理解促進を図る。

【数値目標】

・ メディカルチェックで課題ありとされた女性アスリートの割合：67.4%（令和７年度）から減少

※課題を早期に把握し、各課題に応じた必要な支援につなげることで選手が安全に競技活動を継続でき、その結果として健康上の課題を有する選手の減少を目指す目標。

・ 女性アスリートや指導者啓発のための電子マニュアル、コンテンツ数：増加

※あわせて、コンテンツ等の質の向上、活用状況の把握にも努めていく。

重点施策

◆女性アスリートが健康に競技継続できるための環境整備

・ 女性アスリートの健康課題等を解決するため、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や相談窓口の設置、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊娠期、産後の支援プログラムにより、今後一層の環境整備と競技力向上を推進する。

◆研究成果や知見・ノウハウの還元

・ 最新知見蓄積のための研究活動を継続するとともに、これまで事業で実施した研究成果や知見・ノウハウを、年齢や競技別、課題別に整理・集約し、トップアスリートに加えてジュニアからシニア世代、指導者、保護者等、居住地にかかわらず誰もが簡便に利活用できるオンライン・プラットフォームの整備や、カンファレンス等の開催により、広く現場に還元する。

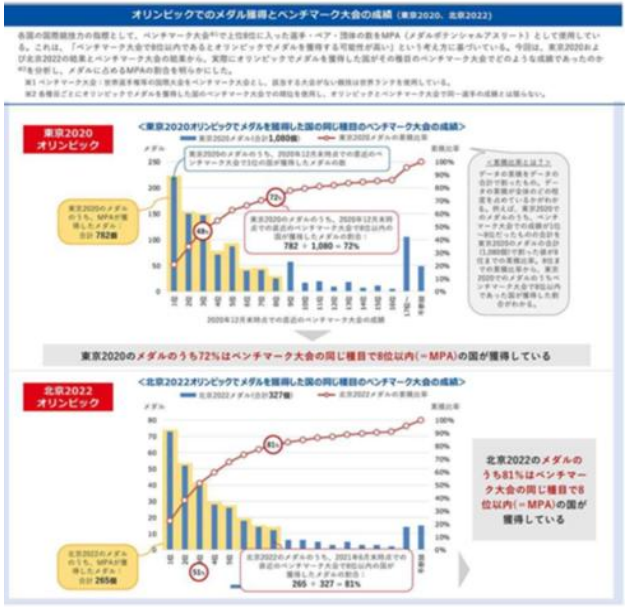
重点施策２（１）

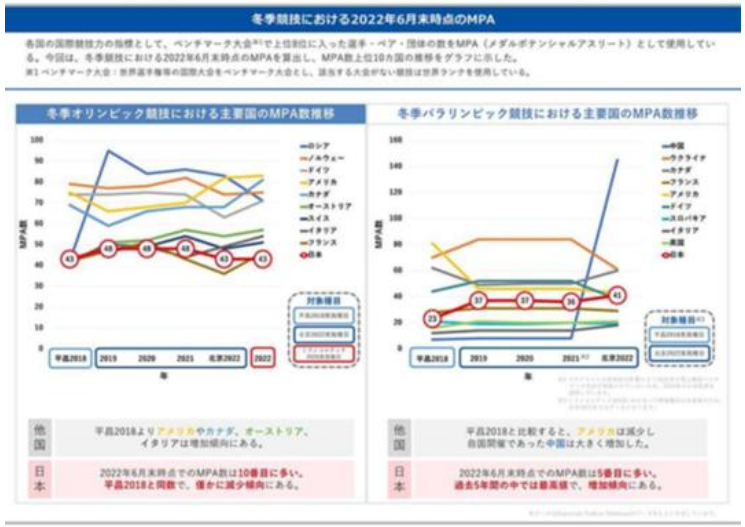
スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現
③国際競技力向上を支える調査研究・分析及び国際情報収集にかかる機能強化

背景・現状

- 近年の国際競技大会においては、実施競技や種目構成、競技制度等を含めた環境が急速かつ継続的に変化しており、その対応力が競技成績に大きく影響する状況となっている。
- このような環境下では、単に情報を収集・蓄積するだけでなく、意思決定に必要な情報を適切に整理・提供するとともに、それを基に判断できる情報リテラシーを備えることが重要である。すなわち、情報が理解され、意思決定に活用され、戦略や現場の取組に反映される一連のプロセスを確立することが、競技力向上に直結する。
- 実際、国際的な競技動向や制度変更への対応の巧拙が競技成績や大会出場に影響を及ぼす事例も見られており、エビデンスに基づく意思決定と行動変容の重要性が高まっている。
- また、多様な競技特性及び障害特性に対応するための知見やエビデンスの蓄積・活用は依然として十分とは言えず、特にパラリンピック競技分野においては体系的なエビデンスの蓄積と活用が課題となっている。また、調査研究や国際情報収集の成果が意思決定や強化施策、競技現場の取組に十分に結び付いていない状況が見られる。
- さらに、これらの取組は属人的又は断続的となりやすく、取組の質や深度にばらつきが生じていることから、情報の収集・分析から意思決定、戦略及び現場への実装に至るまでの一連の流れを一体的に強化することが求められる。

＜JSC作成
国際情報分析資料例＞





出典：独立行政法人日本スポーツ振興センターパンフレット 2025-2026

目標

・ 国際的な知見や有益なデータ、情報を取り込む体制を構築し、スポーツ界の情報リテラシーを更に向上させ、持続可能な国際競技力向上に向けてエビデンスに基づく意思決定を行う。

【数値目標】
・ データベース利用数（検索数・閲覧数）：前年対比100%以上
・ ニュース配信登録者数：前年対比100%以上

重点施策

◆エビデンスの体系的蓄積と戦略的活用
・ 競技力向上を取り巻く変化、課題及び多様な障害・競技特性に対応するため、ＪＳＣ、ＪＯＣ、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（以下「ＪＰＣ」という。）、ＪＳＰＯ及びＮＦが連携し、現場のニーズに即して、意思決定者が判断できるように、調査研究や国際情報の収集・分析の強化とエビデンスの戦略的活用を推進するための基盤を整備する。

◆意思決定者のリテラシーの更なる向上
・ 意思決定に資する国際情報や研究成果を体系的に整理・提供するとともに、意思決定者の情報リテラシーを向上させ、エビデンスに基づく判断と行動変容を促進する。

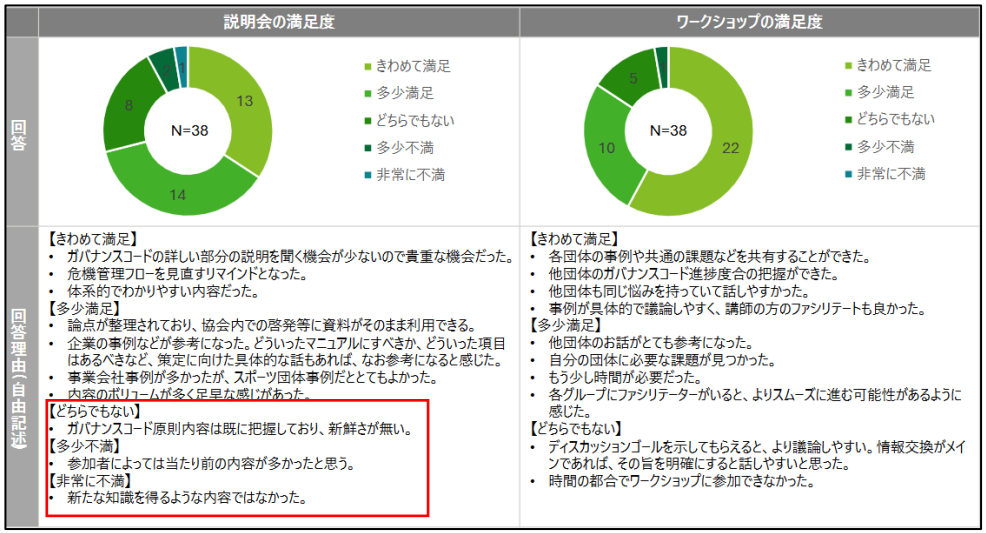
◆競技現場における質の高いデータ・情報の適用
・ 調査研究や分析及び国際情報収集によって得られた知見が、日常的な強化活動や競技現場の取組に十分活用されていないという課題を踏まえ、研究成果やデータ・情報を実践につなげるための情報リテラシー教育や現場における活用を前提とした環境整備を行い、研究成果やデータ・情報に基づいた戦略策定・予算配分・意思決定等を推進する。

重点施策２（２）　スポーツ・インテグリティの強化
①スポーツ団体におけるガバナンス体制の強化

背景・現状

- ガバナンスコードに基づき、ＮＦは年１回コードの遵守状況に関する自己説明を行うとともに、４年に一度統括団体による適合性審査を受けることにより、ガバナンスの確保に努めている。
- コードの普及・理解促進を図るため、スポーツ庁はＮＦ役職員を対象とした研修会・ワークショップを実施しているが、アンケートの結果、内容の理解自体は進んでいる様子。
- 一方、適合性審査２巡目（令和６年度～）以降、要改善の指摘を受ける団体が多く存在することから、理解は進んでいるものの、実行化に至っていない点が課題と考えられる。
- また、円卓会議で報告される不祥事数も多くはないが、本会議で報告する不祥事の基準には該当しない、ＮＦにおけるガバナンスにも関連する不祥事事案は継続して発生している状況。
- さらに、ＮＦのみならず一般スポーツ団体も含め、スポーツ団体と地方公共団体、民間事業者等の関連機関・団体等が連携して、自主的・自律的にガバナンスを強化し、誰もが「する」「みる」「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受できるように取り組む必要がある。

＜令和７年度説明会・ワークショップのアンケート結果＞



出典：「令和７年度スポーツ・インテグリティ推進事業　成果報告書」
（令和７年度　スポーツ庁）

＜スポーツ団体ガバナンスコードの適合性審査等の結果＞

・適合性審査「不適合」
（１巡目）　R2：1団体　R3：0団体　R4：0団体　R5：0団体
（２巡目）　R6：0団体　R7：0団体

・適合性審査「要改善」
（１巡目）　R2：5団体　R3：1団体　R4：3団体　R5：2団体
（２巡目）　R6：12団体　R7：7団体

・円卓会議に不祥事事案を報告された競技団体
R3：1団体　R4：1団体　R5：0団体　R6：1団体
R7：0団体

出典：スポーツ庁調べ

目標	・ 関係団体と連携した取組によりスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、スポーツ団体のガバナンス機能不全及び関係者のコンプライアンス違反の根絶を目指す。 【数値目標】 ・ スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数：０件 ・ 適合性審査で要改善事項の指摘を受けた団体のうち、フォローアップにて改善が確認された団体の割合：100%
重点施策	**◆ガバナンスコードの実効化** ・ コードに沿った組織体制の構築に向け、組織規模や組織運営の実態を考慮した研修等を実施する。 ・ スポーツ団体が課題解決に自発的に取り組むために、スポーツ団体同士の知見の共有や情報交換の機会の確保に取り組む。 ・ 各ＮＦにおける女性理事の割合の目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事のいないＮＦをなくすための支援を行う。 ・ 一般スポーツ団体に対し、自主的・自律的なガバナンスを確保できるよう、引き続きガバナンスコードを周知する。 **◆ガバナンス確保に向けた仕組みの再検討** ・ 適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、コードの改定並びに適合性審査の運用及び評価の在り方の再検討を含め、各団体が自主的・自律的にガバナンス強化に取り組むための環境整備について見直しを行う。

重点施策２（２）　スポーツ・インテグリティの強化
②外的要因に左右されずスポーツに専念できる環境の実現

背景・現状

- アスリートは競技において最高のパフォーマンスを発揮できる環境が求められるところ、競技とは直接に関係しない外的要因によって、これらの環境が害されることを避ける必要がある。
- ＩＯＣがパリ2024夏季オリンピックにおいてSNS上の投稿等の削除申請を実施した件数は10,200件以上に上るほか、ＪＯＣがミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック期間中に実施したＳＮＳモニタリングの結果、誹謗中傷に該当するとして削除申請が実施された件数は1,913件であり、アスリートが大会期間中に多数の誹謗中傷に曝されていることが明らかとなった。
- ＮＦの多くがスポーツ仲裁にかかる自動応諾条項を採択している一方、未採択の団体も存在する。
- その他、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害や、海外で日本人アスリートがスポーツ賭博に関連して利益を得るために競技の不正操作に関与したことで有罪判決を受けた事例が生じている。

＜ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック期間におけるモニタリング実績＞

モニタリング期間：2026年1月19日～3月2日

※11月の選手選考時から事前調査実施

AIと目視で確認した投稿	355,975件
削除申請を行った件数	1,913件
実際に削除に至った件数	578件

※2026/3/2時点の数値

誹謗中傷投稿の例としては、同一選手への執拗な投稿、見た目への言及、競技結果への批判、セクハラ、侮辱等

出典：「ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック大会報告」（令和８年３月スポーツ政策の推進に関する円卓会議（第12回）配布資料4-1）

＜スポーツ仲裁自動応諾条項の採択状況（2025年4月1日時点）＞

	採択済	未採択	未回答	合計	採択率（%）
統括団体（JOC・JSPO・JPSA）	3	0	0	3	100
JOC加盟・準加盟・承認団体（注2）	64	1	1	66	97
JSPO加盟・準加盟団体（注3）	8	1	1	10	80
JPC加盟競技団体（注5）	33	2	12	47	70.2
都道府県体育・スポーツ協会	37	8	2	47	78.7
合計	**145**	**12**	**16**	**173**	**83.8**

出典：公益財団法人日本スポーツ仲裁機構調べ

目標

・ 誹謗中傷を受けたアスリートに対する法務支援及び社会に対する広報・啓発活動並びにスポーツ仲裁制度の普及・啓発等を図ることで、アスリートが外的要因に左右されず、常に最高のパフォーマンスを発揮できる環境を実現することを目指す。

【数値目標】
- 「誹謗中傷への対策があることにより、誹謗中傷に起因する不安が軽減された」と答えるアスリートの割合：100%
- スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択したＮＦの割合：100%

重点施策

◆アスリートや競技関係者に対する誹謗中傷対策/写真や動画による性的ハラスメントの防止
- アスリートに対する誹謗中傷等が生じた場合に速やかに対処できるよう、ＪＯＣ及びＪＰＣと連携してアスリートからの相談等に対応するための法務支援体制の充実に取り組む。
- あらゆるアスリート及び競技関係者に対する誹謗中傷等が許されないという認識を浸透させるために、社会に対する広報・啓発の充実を図る。
- アスリートのメンタルヘルスを向上させ、競技に専念できるよう、ＨＰＳＣ における心理サポートの知見等を活用する。
- 諸課題等について、関係省庁と連携して検討を進める。

◆スポーツ仲裁にかかる理解の促進
- スポーツ仲裁制度のより一層の浸透に向けて、スポーツ仲裁の必要性や、アスリート等がスポーツ仲裁を利用する際の手続等の制度について、周知・啓発を含め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が行う各種取組を促進する。

◆競技の不正操作の防止
- 関係団体と連携し、競技の不正操作の防止に資する方策を検討する。

重点施策２（３） 競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化

背景・現状

・ アスリートが競技で培った判断力や適応力、自己管理力や目標達成能力等を最大限に生かすことは、変化の激しい社会や国際競争の中で、企業等が持続的に成長していくための大きな力になる。
・ 一方、こうしたアスリートの能力が企業等の持続的な成長に貢献するという考え方は企業等のみならず、アスリート自身にも十分認識されていない。
・ また、アスリートの能力や特性を生かした企業・団体・地方公共団体等における人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化についての取組の事例が社会全体に幅広く浸透していない。
・ 加えて、アスリートのキャリア形成支援に積極的に取り組むスポーツ団体等はいまだ多勢とはなっていない。

目標

・ アスリートのキャリア形成支援をより多角的に促進し、アスリートの能力の社会への還元を図る。

【数値目標】
・ アスリートのキャリアデータ把握/公開数増：年間20事例以上
・ アスリートが活躍する企業・団体・地方公共団体等における取組の把握/事例公開：令和13年度までに15事例
・ 調査研究成果等の活用セミナー実施回数：年間2回

重点施策

◆ 企業・団体・地方公共団体等側への調査研究・活用
・ アスリートの能力の社会への還元を図るため、アスリートの能力や特性を生かした企業・団体・地方公共団体等における人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化についての取組の事例収集・調査研究を行い、その成果を活用したセミナー等を実施する。

◆ アスリート側への調査研究・活用
・ アスリートのキャリア形成支援をより多角的に促進するため、スポーツ分野・スポーツ関連分野・スポーツに関係しない分野それぞれにおけるアスリートの活躍事例の収集・調査分析を行い、その成果を活用したセミナー等を実施する。

重点課題　３

スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

重点課題３　スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

施策

スポーツの成長産業化
- ✓ スポーツコンプレックスの推進
- ✓ スポーツ団体と他産業連携による新規事業の創出・拡大支援、DXの推進支援
- ✓ スポーツ事業運営人材の獲得・育成と経営力の向上支援

地域のスポーツ資源の活用
- ✓ まちづくりと連携したスポーツ環境の整備の推進
- ✓ スポーツツーリズムの推進
- ✓ 地方公共団体を中心とするスポーツを活用した地方創生の普及啓発や支援
- ✓ 学校施設等の既存の地域資源の活用推進
- ✓ 地域スポーツコミッションによる取組の推進
- ✓ 大学スポーツ資源の活用
- ✓ 幅広い関係者の連携協働による、部活動の地域展開等の全国的な実施の推進
- ✓ 総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度の普及
- ✓ 地域防災等他分野の取組との連携

スポーツを通じた国際交流・協力の推進
- ✓ 官民連携による国際交流・協力の推進
- ✓ 国際人材育成支援
- ✓ 国際競技大会の招致・開催

短期的な効果

意識や行動の変化
- ✓ スポーツ無関心層の取り込み、スポーツへの関心の高まり
- ✓ スポーツ実施率・観戦者数の向上
- ✓ スポーツに関わる企業増加
- ✓ スポーツ資源を活用し、地方創生等に資する取組を実施する地方公共団体・大学・団体の増加
- ✓ 新規事業創出に取り組むスポーツ団体の増加
- ✓ 地域全体でのスポーツを支える機運醸成と仕組みづくり
- ✓ スポーツ施設の機能向上

- ✓ 国内外からの来訪者の増加、交流人口の増加

スポーツ団体の運営高度化
- ✓ スポーツ団体のDX推進、新たなビジネスモデルの構築
- ✓ スポーツ事業運営人材の増加・能力向上、待遇向上
- ✓ ファンの顧客体験価値向上

国際的関与の促進
- ✓ 日本の国際的認知度の向上
- ✓ スポーツ分野を通じた国際協力の実績・知見の蓄積
- ✓ 国際貢献人材（ IF・AF等役員、指導者・学生等）の育成
- ✓ スポーツ分野を通じた諸外国との信頼関係の構築、国際交流人的ネットワークの拡大
- ✓ スポーツ産業の国際展開

中・長期的な効果

スポーツによる地域・社会への貢献
【経済】
- ✓ スポーツ関連市場の収益拡大
- ✓ 他業種との連携機会の増加
- ✓ 域内消費の拡大
- ✓ 雇用拡大
- ✓ 人口・税収の増加

【交流】
- ✓ スポーツ関係人口の増加
- ✓ 人流増加・賑わい創出

【ローカルブランド】
- ✓ 地域への愛着やシビックプライドの醸成

【健康】
- ✓ 地域スポーツ全体の活性化

【環境等その他】
- ✓ 持続的な地域活性化・まちづくり
- ✓ 環境への貢献
- ✓ 防災機能の向上
- ✓ DX化の推進
- ✓ 社会的レガシーの形成

スポーツを通じた国際的な貢献
- ✓ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展への貢献
- ✓ スポーツ産業の国外での認知度の向上、市場規模の拡大
- ✓ 国際的信頼・ソフトパワーの強化

社会課題等へのインパクト
- 健康長寿社会の実現
- 地域経済の活性化
- 日本の経済成長
- 共生社会の実現
- 持続可能で包摂的な社会づくり
- 国際的なプレゼンスの向上

【項目】

（１）スポーツの成長産業化

①スポーツコンプレックスの推進

②スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成

（２）地域スポーツ資源の活用

①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備

②スポーツツーリズム等の地域活性化の取組の推進

③担い手となる組織の基盤強化

（３）スポーツを通じた国際交流・協力の推進

①国際貢献人材の育成と国際競技大会の継続的な招致・開催

②官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

重点施策３（１）　スポーツの成長産業化
① スポーツコンプレックス※の推進

背景・現状

- スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指し、そのモデルとなる施設として21拠点を選定してきたところである。しかし、建設費高騰等もある中、今後更に多くの都市まで広げていくためには、単なる施設整備にとどまらず、十分なエリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要である。
- スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・DX・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

※　スポーツコンプレックス（スタジアム・アリーナ改革を発展させた取組）：「その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリア」を指す概念であり、「スポーツコンプレックスの推進」とは、このようなエリアの実現を目指し、施設を核としたまちづくりビジョンを検討するとともに、実現に必要なエリアマネジメント等を通じて、地域活性化及びスポーツ振興を推進することを指す。

＜多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ一覧＞



出典：スポーツ庁資料

＜スポーツを核としたまちづくりにより創出される価値＞



出典：スポーツ庁資料

目標

・ その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化及びスポーツ振興を目指す。
・ スポーツを総合的に活用して地域の自律的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

【数値目標】
・ スポーツ市場規模：（遅くとも2030年までに）15兆円
※本数値目標は重点課題３（１）②、（２）①にも記載あり。
・ エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数の増加
※本数値目標は重点課題３（２）①にも記載あり。

重点施策

◆スポーツコンプレックスの推進
・ 地域特性や人口規模などが異なる各地域において、それぞれに適したスポーツコンプレックスが推進されるよう、多種多様な好事例を発掘・促進し、全国的な展開を図る。
・ 各地域におけるスポーツコンプレックスの実現に向けて、計画された価値創出が行われているかを定期的に効果検証により確認し、必要に応じ運営方法等の見直しの実施を促進する。
※本施策は重点課題３（２）①にも記載あり。

◆スポーツを活用した自律的地域成長の促進
・ スポーツの持つ潜在的な価値を最大化し、地域におけるスポーツ振興を促進しつつ地域活性化に寄与するため、スポーツを通じた経済的価値（ビジネス、宿泊や観光等を含む。）の創出のみならず、社会的価値（健康や医療、防災等を含む。）の創出にも取り組む地域の自律的な成長を促進する。
※本施策は重点課題３（２）①にも記載あり。

重点施策３（１）

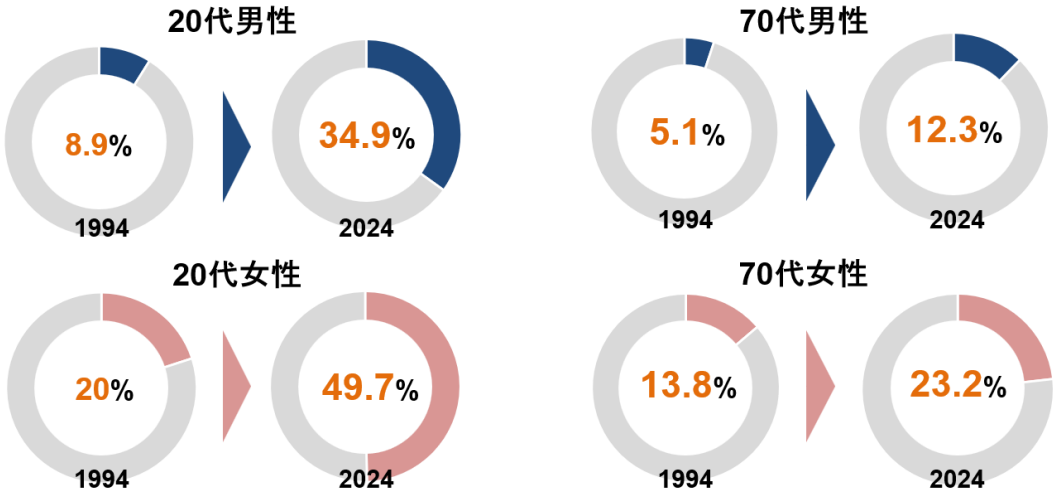
スポーツの成長産業化
②スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成

背景・現状

- これまでスポーツと他産業の連携による新事業創出・拡大を支援してきた結果、国内においてスポーツを起点とした多様なオープンイノベーションの事例が創出されてきた。一方で、経済的インパクトの高い事業は依然として限定的であり、スポーツ団体が自発的・持続的に取組を推進するためには、収益性の高い先進的モデルを創出し、その普及を図ることが重要である。また、若者のスポーツ離れが進む中、スポーツオープンイノベーションの取組を通じて新たな価値や接点を創出し、スポーツへの関心喚起につなげていくことが求められる。
- さらに、各地域においてスポーツ団体を中心とした取組が自発的に広がり、スポーツの裾野が拡大していくことが必要である。そのためには、過年度支援団体をはじめ、スポーツオープンイノベーションに取り組む団体、他産業、投資家、地方公共団体等の関係者が連携し、情報共有やマッチングを促進するプラットフォーム機能の強化・拡大が不可欠である。

【次ページに続く】

男女別若者と高齢者のスポーツを観ない人の割合
1994年-2024年比



H6総理府世論調査・R6スポーツ庁世論調査より

＜スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(SOIP)の概念＞

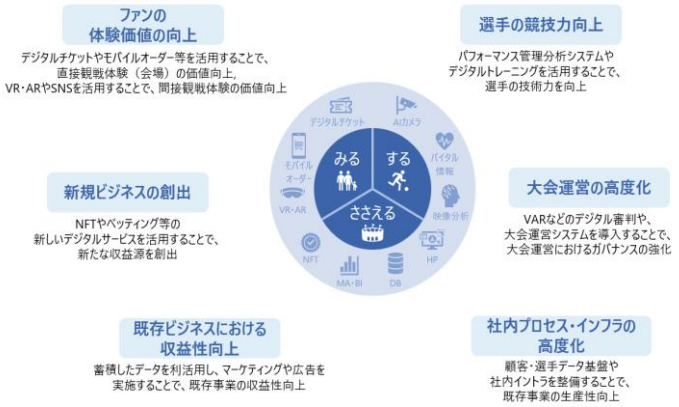


出典：スポーツ庁作成

背景・現状

- スポーツ団体においては競技力強化の取組は進んでいる一方、スポーツに関心の低い層を含めた幅広い国民の関心喚起や参加促進については、なお拡大の余地が大きい。特に、様々なエンターテインメントの台頭により観戦機会が減少する中、海外ではテクノロジーを活用した新規事業の創出・拡大を通じて、新たな収益機会やスポーツとの接点創出を図る動きが進んでいる。
- また、スポーツホスピタリティは観戦体験の高度化に加え、リーグ・クラブの収益向上や地域活性化に資する重要な取組であるが、日本においては、専用スペースの不足や文化的基盤、商品設計ノウハウの不足等の課題により、諸外国と比べて取組が十分に進展していない。
- スポーツ団体においては、他業界と比べ待遇面が劣ること等から優秀な人材の確保が困難であり、慢性的な人材不足に直面している。特にビジネス系の専門人材不足により収益向上が進まず、待遇改善が遅れるという悪循環が生じている。
- このため、収益基盤の強化に向けてビジネス人材の流入・交流を促進するとともに、定着を見据えた人事制度や待遇の抜本的な見直しを図ることが求められる。
- 国際競技大会における放映権料の高騰を背景として、収入、年齢、地域等の隔てなく、幅広く国民に対して、スポーツの視聴機会を確保することが重要となっている。

＜スポーツDXの分類＞



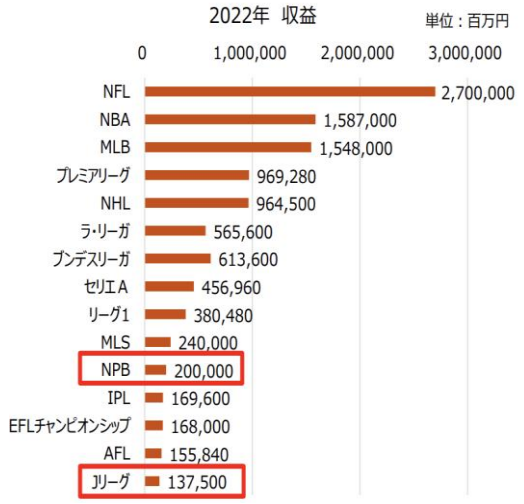
出典：「令和7年度 スポーツ産業の成長促進事業『スポーツコンプレックス推進事業』（スポーツを核としたまちづくりに資するテクノロジー活用支援事業）成果報告書」（令和７年度　スポーツ庁）

＜スポーツホスピタリティの事例＞



出典：スポーツ庁作成

＜国内プロスポーツリーグと海外との比較＞



出典：「令和6年度スポーツ産業の成長促進事業『スポーツ×テクノロジー活用推進事業』（スポーツ×テクノロジー活用調査事業）」（令和６年度　スポーツ庁）

目標

・　国内各地域において、スポーツ団体が中心となり、自発的・持続的にスポーツオープンイノベーションの取組が生まれることを目指し、スポーツ庁が進めるプラットフォームへの参画を促す。
・　先進事例となる経済的インパクトのある事例が創出される環境をつくる。
・　スポーツ団体の従来とは異なる新たな活動を促し、幅広い国民のスポーツへの関心を高め、プロスポーツにおける収益を拡大する。
・　新たな取組の中でも、特にＤＸ推進等による先進事例を複数領域で創出し、スポーツ産業全体のDXを推し進める。
・　創意工夫のあるスポーツホスピタリティ事例を創出し、普及促進を図る。
・　プロスポーツチームと民間企業のマッチングを図り、プロスポーツ側の体制整備や、民間企業からの出向を促進する。
・　プロスポーツ界の人事制度等の実態、好事例の調査をすることで、国内のプロスポーツ界全体の人事制度・待遇改革を図る。

【数値目標】
・　スポーツ市場規模：（遅くとも2030年までに）15兆円
※本数値目標は重点課題３（１）①、（２）①にも記載あり。
（参考）　第二期スポーツ未来開拓会議において、特に成長を期待する分野への施策として、①まちづくりと一体となったスタジアム・アリーナの整備・活用（スポーツコンプレックス）やスポーツ振興、②スポーツと他産業との連携の促進、③スポーツDXやeスポーツの推進、④スポーツエンタメ・コンテンツの海外展開の推進、⑤スポーツコンテンツ等の高付加価値化・スポーツツーリズムの拡大、⑥スポーツを通じた健康増進・共生社会の実現等を掲げた。

重点施策

（スポーツオープンイノベーションの活性化）
◆スポーツ界と他産業連携による、収益性の高い新規事業創出・拡大の先進的モデル創出
・　収益性の高い事例の創出を通じて、国内におけるスポーツオープンイノベーションの機運を更に高め、より自律的に機能するプラットフォームの構築を目指す。

◆プラットフォーム機能の拡大
・　今後、各地域において、スポーツ団体が中心となり、スポーツオープンイノベーションの取組が生まれることを目指し、スポーツ団体のほか、地方公共団体・他産業・投資家等関係者がつながり、情報交換のできる環境を構築する。
・　プラットフォームの参画に当たっては、過年度支援団体等幅広く参画を促し、プラットフォームに参画する関係者の学びの場となるような環境整備も図る。

【次ページに続く】

重点施策

（新たな取組・ビジネスモデルの創出）

◆先進事例となるスポーツ×テクノロジー活用事例の創出

・「体験価値向上」「利便性向上」「競技力向上」「障害者対応」「省人化・効率化」「ファンマーケティング」等の複数領域を設定し、幅広い領域において先進的モデルの創出を図る。

◆データ利活用を含めたスポーツ団体による新たな取組推進・ビジネスモデルの構築等

・ 各種スポーツデータを活用した新たなビジネスモデルをはじめとした、スポーツ団体の新たな取組・ビジネスモデルを構築するための可能性調査や事例創出に取り組む。

◆スポーツホスピタリティの推進

・ ガイドブックを活用したワークショップの実施等により、それぞれの施設の環境面、実施段階の現状を理解し、創意工夫のもと既存施設を最大限活用したスポーツホスピタリティに取り組むモデルを創出し、好事例として普及する。

◆スポーツデータの活用、関連権利に関する検討

・ 各種スポーツデータの活用状況や課題としてある肖像権、映像データ、IP、競技データ等について調査・検討等を行う。

◆視聴機会確保に関する検討

・ スポーツビジネスの動向や海外情勢等の現状を踏まえつつ、スポーツの放映に関し、放送・配信等による国民のスポーツの視聴機会の在り方等について、政策の方向性を検討する。

（プロスポーツチームの人材基盤強化）

◆民間企業からプロスポーツチームへの人材越境促進のための先進的モデル形成

・ 民間企業からプロスポーツチームへの人材流入・交流活性化に向け、双方のニーズにあったマッチングの先進的モデルを創出する。
・ プロスポーツチームへの出向の促進、また持続的な出向受け入れのためのプロスポーツ側の体制整備等を図る。
・ 創出した先進的モデルの周知を行い、国内での普及・定着を図る。

◆プロスポーツチームにおける人事制度・待遇改革支援

・ ビジネス業界からプロスポーツチームへの人材流入・交流を活性化させることを目的に、国内のプロスポーツ業界の人事制度の実態及び国内外のプロスポーツチームの好事例の調査を行う。
・ 先進事例形成のため、積極的な人事制度・待遇改革を実践するチームの先進的モデル創出を図る。

重点施策３（２）	**地域スポーツ資源の活用** ①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備

背景・現状

- スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指し、そのモデルとなる施設として21拠点を選定してきたところである。
- 一方で、我が国の社会体育施設は、2024年時点で全国に約４万５千施設存在している。その中には、20世紀後半を中心に整備が進められた施設が多く含まれており、今後、老朽化が進行する施設の割合が増加していくことが見込まれる。
- このような施設ストックの状況や建築費高騰等の社会状況等を踏まえ、社会体育施設の再整備等について将来を見据えた計画的な検討を進めるとともに、スポーツ施設を人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として位置付け、学校体育施設やオープンスペース等も含めた地域全体のスポーツ環境を捉えた活用の在り方や、エリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要となっている。
- また、スポーツ実施状況には地域格差があり、背景要因として、気象・地理的条件の違い、スポーツ施設・スポーツ指導者・スポーツ団体・スポーツイベント・地方公共団体による施策・プロスポーツ等の充実度の違いなどが考えられるとともに、全国的にも、施設の老朽化や気候の変動等にも対応した、スポーツができる施設や場所の確保が重要となっている。
- スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・DX・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

【データは次ページ】

＜多様な世代が集う交流拠点としてのスタジアム・アリーナ一覧＞



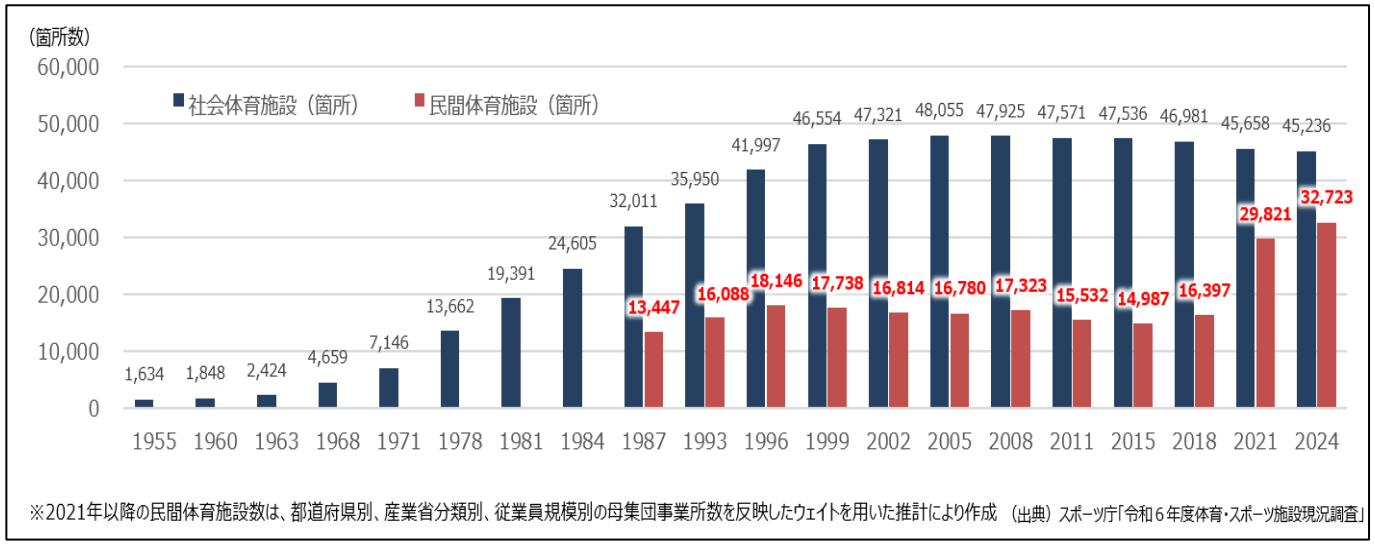
出典：スポーツ庁資料

＜スポーツを核としたまちづくりにより創出される価値＞



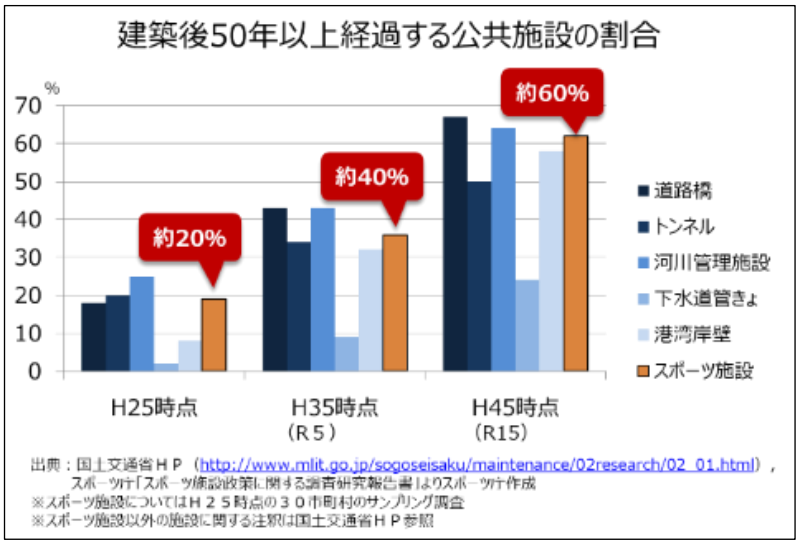
出典：スポーツ庁資料

＜体育施設数の推移＞



※2021年以降の民間体育施設数は、都道府県別、産業省分類別、従業員規模別の母集団事業所数を反映したウェイトを用いた推計により作成 （出典）スポーツ庁「令和６年度体育・スポーツ施設現況調査」

＜建築後50年以上経過する公共施設の割合＞



出典：国土交通省ＨＰ（http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/02research/02_01.html），スポーツ庁「スポーツ施設政策に関する調査研究報告書」よりスポーツ庁作成
※スポーツ施設についてはＨ２５時点の３０市町村のサンプリング調査
※スポーツ施設以外の施設に関する注釈は国土交通省ＨＰ参照

出典：「スポーツ施設のストックの現状とガイドラインの策定について」（平成28年　スポーツ庁）

目標

・　スポーツを通じて自分らしく生きられる社会を実現するため、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化を引き続き推進するとともに、スポーツ施設の文化芸術・防災拠点等の多用途利用や、オープンスペースも含めたまちづくりの中での位置付けなど、スポーツによって集まる・つながる空間の創出を目指す。
・　各地域の条件や状況等の実情を踏まえたスポーツ環境の整備・活用を進めていくことにより、スポーツ実施状況に関する地域格差を是正していく。
・　その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化及びスポーツ振興を目指す。
・　スポーツを総合的に活用して地域の自律的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

【数値目標】
・　地域住民が利用可能なスポーツ施設現況を横断的に把握できている市区町村の割合：60%
・　年間を通じ平日に学校体育施設を地域で共同利用する学校の割合：100%に近づける
・　避難所等にもなる社会体育施設における構造体の耐震対策完了率：100%【令和10年】
　避難所等にもなる社会体育施設における空調設備の設置完了率：35.7%【令和12年】
・　避難所等にもなる公立小中学校の体育館等における空調設備の整備完了率：100%
・　スポーツ市場規模：（遅くとも2030年までに）15兆円
※本数値目標は重点課題３（１）①、②にも記載あり。
・　エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数：増加
※本数値目標は重点課題３（１）①、②にも記載あり。
・　都道府県別の週１日以上のスポーツ実施率：平均を引き上げつつ、最大値と最小値の差を縮小
※３年合算による平均値で算出
・　住民のスポーツ実施率について把握をしている市町村の割合：市（指定都市を除く）　75%以上、
　町　35%以上、村　25%以上

重点施策

（スポーツによって集まる・つながる空間の創出）
◆スポーツ施設の量的最適化
・　老朽化が進行する施設ストックの状況や地域に存在するスポーツ環境を的確に把握した上で、社会体育施設に加え、学校体育施設やオープンスペース等も含め、まちづくりの視点を踏まえた施設の集約化・複合化等の再編や空間等を有効活用したスポーツの場づくりを地方公共団体に対して促す。

【次ページに続く】

重点施策

（スポーツによって集まる・つながる空間の創出　※続き）

◆スポーツ施設の高質化

・　スポーツが人々のウェルビーイングの向上に資することを踏まえ、スポーツを観る人や支える人の視点も取り入れて、スポーツ施設が運動の場にとどまらず、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。

・　国及び地方公共団体は、スポーツ事故の防止をはじめ、社会体育施設の構造体・非構造部材の安全性確保や耐震化による耐災害性の向上を図るとともに、災害時の避難所機能の強化、猛暑下でのスポーツ活動に伴う熱中症対策、空調設備の設置、通信環境の充実等を通じて、施設の安全性等の向上を推進する。

・　避難所等にもなる公立小中学校体育館等施設の防災機能強化（トイレの洋式化、空調設置やバリアフリー化を含む。）を図る。

・　国及び地方公共団体は、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方や環境に配慮した持続可能な施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。

・　昨今の学校プールを取り巻く状況を踏まえ、持続可能な水泳授業の実施や地域住民の新たなスポーツ活動の場の創出等に向けて、天候に左右されず年間を通じて利用可能な、気候変動に対応し学校と地域が共同利用するプールの屋内化を推進する。

◆地方公共団体におけるまちづくり施策との連携

・　「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するウォーカブル政策等との連携を促進する。

（まちづくりの核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値の最大化）

◆スポーツコンプレックスの推進

・　地域特性や人口規模などが異なる各地域において、それぞれに適したスポーツコンプレックスが推進されるよう、多種多様な好事例を発掘・促進し、全国的な展開を図る。

・　各地域におけるスポールコンプレックスの実現に向けて、計画された価値創出が行われているかを定期的に効果検証により確認し、必要に応じ運営方法等の見直しの実施を促進する。

※本施策は重点課題３（１）①にも記載あり。

◆スポーツを活用した自律的地域成長の促進

・　スポーツの持つ潜在的な価値を最大化し、地域におけるスポーツ振興を促進しつつ地域活性化に寄与するため、スポーツを通じた経済的価値（ビジネス、宿泊や観光等を含む。）の創出のみならず、社会的価値（健康や医療、防災等を含む。）の創出にも取り組む地域の自律的な成長を促進する。

※本施策は重点課題３（１）①にも記載あり。

重点施策

（スポーツ実施状況の地域格差是正に向けた環境整備）

◆地域のスポーツ施設の有効活用

- 地域住民のスポーツ推進に向けてＳＩＬコンソーシアムの活用拡大等による地方公共団体同士の連携・経験共有の仕組みを構築する。
- 学校施設（大学や廃校を含む。）、公共スポーツ施設、企業等が所有する施設等の地域のスポーツ施設について、管理運営等の多様化による更なる地域利用を促進し、地域住民が身近な場所でスポーツができる環境整備を推進する。
- 地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業や大学等が保有する施設等の有効活用を促進する。

◆地方公共団体におけるスポーツ実施状況の把握、把握を踏まえた対策の促進

- 地域別のスポーツ実施状況に関する統計情報の収集・整備を行い地方公共団体との情報連携を強化する。
- スポーツ実施率が低い地域の要因分析と効果的な取組の検証を行う。
- 地方公共団体による多部署連携などの体制整備や、地域全体に波及する効果的な手法による取組を促進する。

◆地域スポーツ環境の整備

- 学校施設や地域スポーツ施設等を有効活用した、部活動の地域展開等の全国的な実施の推進を通じて、地域のスポーツ環境全体の整備・充実を図る。
- 市町村におけるスポーツ活動の充実に向けて、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制の整備を図るため、スポーツ推進委員の有効活用を推進する。
- スポーツ施設が運動の場にとどまらず、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。
- 「ここスポ」等を活用し、各地域のスポーツの実施場所や実施機会に関する情報を集約化することについて検討を進める。
- 民間スポーツ施設の普及を推進する。

◆地方公共団体における他分野との連携

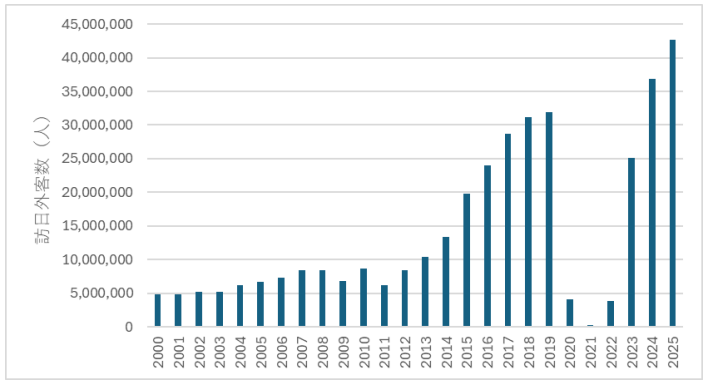
- 地域防災の取組との連携強化（スポーツ活動を防災力向上につなげる新たなプログラムの開発と全国展開の取組の実施等）を図る。

重点施策３（２）　地域スポーツ資源の活用
②スポーツツーリズム等の地域活性化の取組の推進

背景・現状

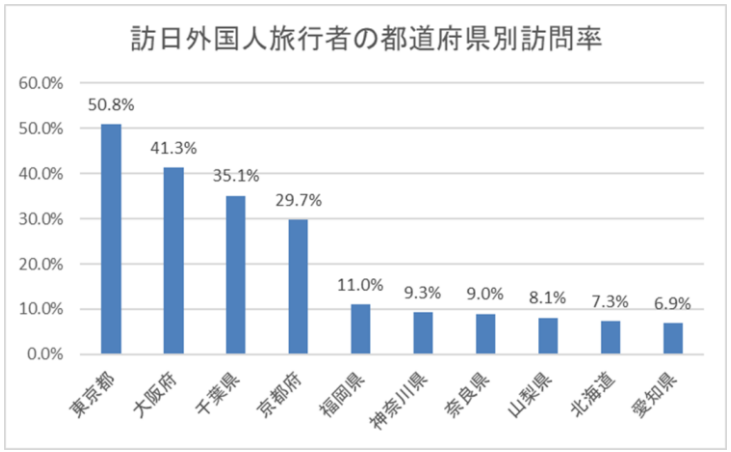
- スポーツツーリズムは、地域経済の活性化、交流人口の拡大、観光消費の拡大のほかオーバーツーリズム等の観光課題の解決に寄与することが期待される。
- 近年、訪日外国人旅行者数やその消費額が増加傾向にある。また訪日外国人旅行者が次回にしたいこととして、「スキー・スノーボード」や「スポーツ観戦」が今回したことに比べて有意な差があることから、特にインバウンドにおいては今後のスポーツツーリズムのニーズを、日本特有の文化ともあわせて効果的に拡大させていくことが求められる。

＜訪日外客数の推移＞



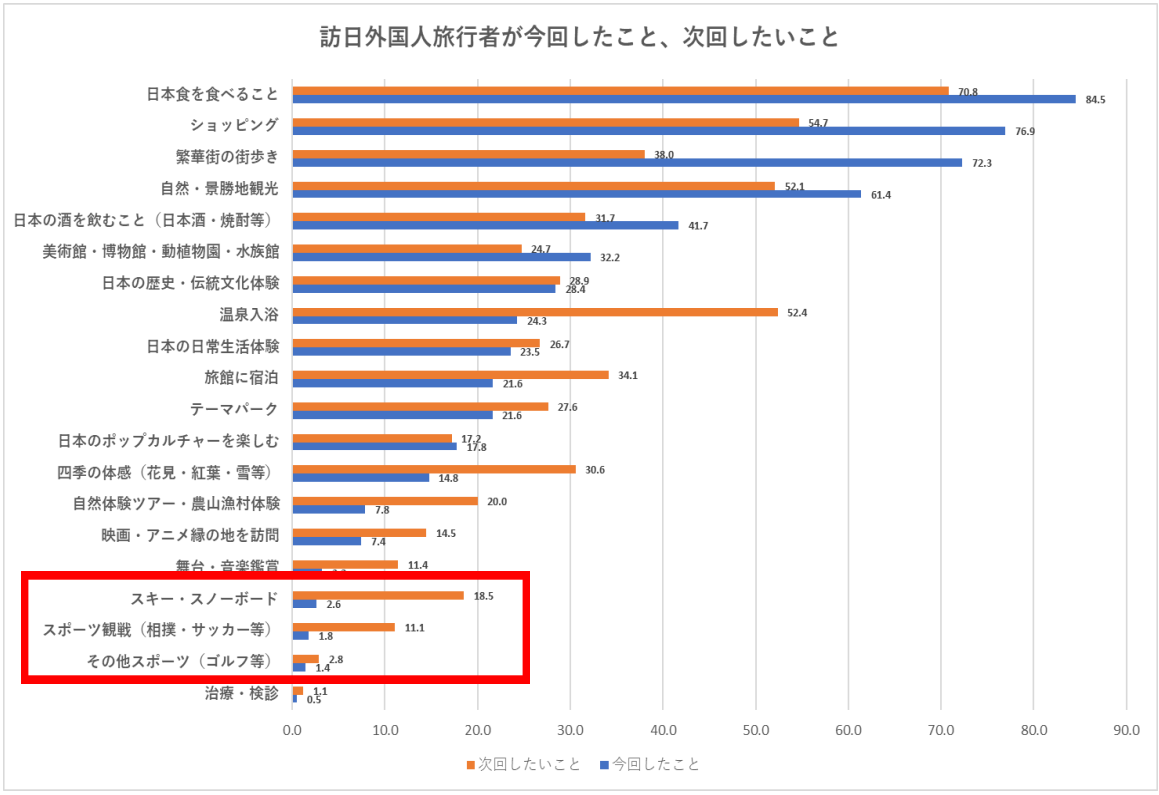
出典：「訪日外客数の推移」（https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--inbound--travelers--transition）（令和７年４月閲覧　日本政府観光局（ＪＮＴＯ）ホームページ）

＜2025年における訪日外国人旅行者の都道府県別訪問率＞



出典：観光庁「インバウンド消費動向調査（旧 訪日外国人消費動向調査）」2025年より作成

＜訪日外国人旅行者が今回したことと次回したいこと＞



出典：インバウンド消費動向調査の結果2026(観光庁）より作成

目標	・ スポーツツーリズムを戦略的に推進することで、全国各地における「スポーツを通じた地域活性化」を加速する。 ・ 特に将来的にも増加が見込まれるインバウンドの拡大及び国内を含めた観光客の滞在の延伸を図ること等により消費額の増加を目指す。 【数値目標】 ・ スポーツ目的の訪日外国人旅行者数：340万人 ・ 訪日外国人のスポーツツーリズム関連消費額：800億円
重点施策	**◆一体型スポーツツーリズムの推進** ・ これまでも重点テーマとしていた「武道」「アウトドア」に加え、スタジアム・アリーナでのプロスポーツや国際競技大会等の観戦・参加を軸に観光・食・文化体験を組み合わせた一体型スポーツツーリズムを推進し、訪日外国人には長期滞在・広域周遊を、国内では滞在延伸・再訪を促進する。 **◆ターゲットに合わせたコンテンツ創出の最適化** ・ 訪日外国人には、観戦と日本特有のスポーツ体験をかけあわせるなど高付加価値なコンテンツの創出を進め、国内ではスポーツツーリズムの認知度向上を重視し、スポーツチームや競技への興味関心を喚起するとともに、誰もが気軽に参加できるコンテンツの創出を推進する。 **◆戦略的プロモーション及び商流の構築** ・ 検索・動画・公式サイトを軸とした情報発信の強化や、各リーグ・競技団体等と連動したプロモーションの実施、旅行会社等との連携による商品造成・販売導線の整備などを推進することで、認知から予約・実施までの円滑な流れを構築する。

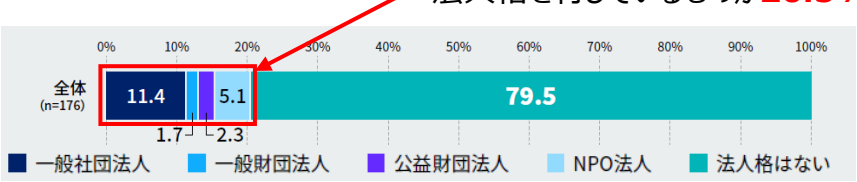
重点施策３（２）　地域スポーツ資源の活用
③ 担い手となる組織の基盤強化

背景・現状

- スポーツは地域経済の活性化、健康の増進、地域内外での交流の創出・拡大など、地域活性化等に大きく貢献する。
- このようなスポーツの価値を最大限高め、「スポーツ・健康まちづくり」の取組を更に推進するためには、地方公共団体が、中長期的な見通しを持った上で、観光業や商工業などの民間企業をはじめとした地域の関係者との連携の下、スポーツ大会・スポーツ合宿の開催・誘致、地域の健康づくり等の取組を実施する必要がある。
- また、取組実施に当たっては、地域の幅広い関係者を巻き込んだネットワーク組織である「地域スポーツコミッション」の存在も重要であり、これまでその数は順調に増えてきた。
- 一方で、財政面や人材面のリソースの制約等から、あまり取組が進んでいない地域スポーツコミッションも存在するため、今後は地域スポーツコミッションの更なる拡大を図りつつ、地域スポーツコミッションが自走できるような環境整備・体制整備を行うことが求められる。

＜地域スポーツコミッション数の推移＞





＜地域スポーツコミッションの持続的な経営の達成に向けた課題＞

(%)

カテゴリ	選択肢	全体(n=175)	基礎自治体SC(n=152)	都道府県SC(n=23)
担い手	組織運営の担い手不足	42.9	**42.1**	**47.8**
	事業の担い手不足	42.3	**40.8**	**52.2**
	採用ノウハウ不足	4.6	**4.6**	**4.3**
	人材の育成ノウハウ不足	21.1	**19.1**	**34.8**
財源・資金	財源・活動資金の不足	55.4	**53.3**	**69.6**
	営業活動不足	28.6	**27.0**	**39.1**
	会計・労務などのノウハウ不足	6.3	**6.6**	**4.3**
事業	地域のニーズと事業内容にズレが生じている	8.0	8.6	4.3
	地域のニーズを踏まえた事業の企画立案ができていない	12.0	11.8	13.0
連携	地方公共団体やステークホルダーとの連携が不十分	15.4	12.5	**34.8**
	地方公共団体やステークホルダーとの役割分担が不明確	12.6	12.5	**13.0**
	継続的なネットワークの構築が困難	14.9	13.2	**26.1**
ミッション	団体のミッションと地域のニーズにミスマッチが生じている	6.9	7.9	0.0
	団体のミッションを構築するためのプロセスや手法が不明	5.7	4.6	13.0
戦略	団体の戦略の策定に関するノウハウ不足	12.0	12.5	8.7
	KPIや数値目標の設定に関するノウハウ不足	13.1	13.2	13.0
その他	ステークホルダーや地域住民の理解不足	8.6	8.6	8.7
	情報発信力やプロモーション力が弱い	38.9	**36.8**	**52.2**
	デジタル技術の活用が困難	4.6	4.6	4.3
	その他	6.9	5.9	13.0
	特にない	8.0	8.6	4.3

出典：「地域スポーツコミッション基礎調査2025　報告書」（令和７年３月　一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構）

目標	・ スポーツによる地域・社会への貢献に当たり中心的な役割を担う地方公共団体及び地域スポーツコミッションが中長期的な計画・戦略を持ちつつ、取組を一過性のものではなく、将来も継続的に実施できるよう、環境整備・体制整備への支援を行うことで、地域スポーツコミッション等が「取組実施→評価・改善→人材・財源確保」等の好循環を実現することを目指す。 【数値目標】 ・ 中長期的な計画・戦略を策定している地域スポーツコミッションの割合：60%
重点施策	**◆地域スポーツコミッションの活動支援** ・ 地域スポーツコミッションにおいて、法人化等により好循環が創出されるよう、中長期的な戦略策定やネットワークの構築等の必要な環境整備を進める。 ・ スポーツ「経営」の観点も持ちつつ中長期的な計画・戦略の策定等を行えるような人材育成等を通じて、地域における継続的な取組の実施や取組の全国的な展開を推進する。 ・ リソースの制約等がある中においても、業務の効率化等を通じて取組を着実に実施していくため、AIの有効的な活用等地域スポーツコミッションのDXを推進する。 ・ 地域スポーツコミッション間・地域の団体間での人材交流の促進やネットワーキングの場の創出等を通じて、地域内外でのネットワークを強化し、取組を促進する。

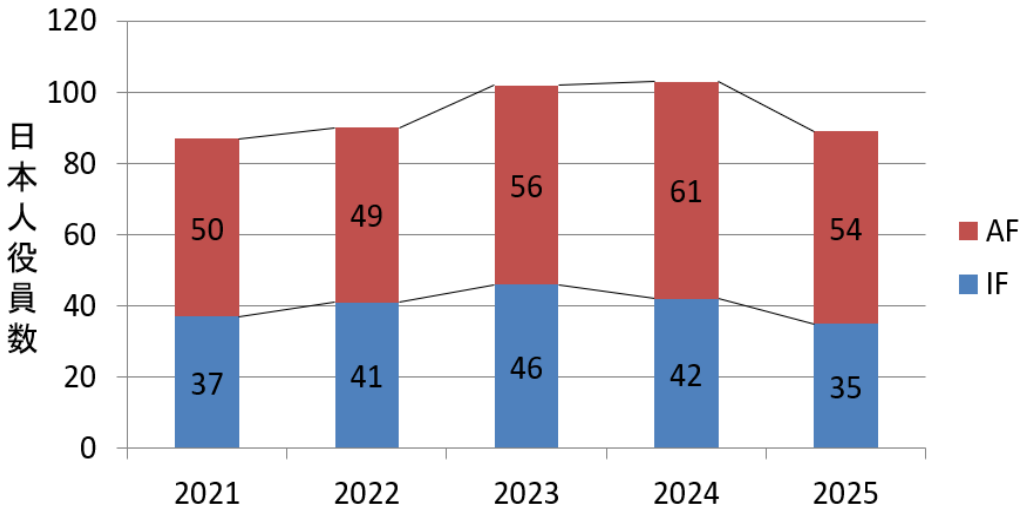
重点施策３（３）

スポーツを通じた国際交流・協力の推進
①国際貢献人材の育成と国際競技大会の継続的な招致・開催

背景・現状

- 国際競技連盟（以下「ＩＦ」という。）等における日本人役員は依然としてＩＦ役員ポストを多く有する国々とは差がある。ＮＦとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やＩＦにおいて発言力を発揮できる人材を継続的に育成・輩出する方策を検討する必要がある。
- 国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつつ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多くの人々へスポーツの価値を通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要である。
- また、地方公共団体が持続可能な形で国際競技大会を開催できるようにしていく必要がある。
- 我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化など、様々な分野において重要な機会となるが、大会がこれらの意義を果たすには専門性の高い多様な業務を適確に行っていく必要がある。一方で、大規模な国際競技大会の運営の主体となっている地方公共団体やスポーツ団体においては、これらの大会運営に必要な人材が不足している状況が指摘されている。

＜ IF・AFにおける日本人役員数の推移（2021～2025年）＞



出典：ＪＯＣ調べ、スポーツ庁調べ

＜近年開催または今後開催予定の国際競技大会一覧＞

開催年	大会名	開催地	開催期間
令和7年（2025年）	東京2025世界陸上競技選手権大会	東京都	9/13～9/21
	第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京2025	東京都、福島県、静岡県	11/15～11/26
令和8年（2026年）	第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）	愛知県、東京都、静岡県、岐阜県、大阪府	9/19～10/4
	第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）	愛知県、静岡県	10/18～10/24
令和9年（2027年）	ワールドマスターズゲームズ2027関西	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市（13府県政令市）	5/14～5/30
令和10年（2028年）	オリンピックQシリーズ2028東京	東京都	5/4～5/7

目標

・ 国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、ＩＦ等の役員ポストの拡大を目指す。
・ 国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上、国際交流・協力や経済・地域の活性化等に寄与する。
・ 国内で開催される大規模な国際競技大会に関して、大会運営の中心的な立場を担い、組織をマネジメントすることができる人材の育成・確保を目指す。

【数値目標】
・ ＩＦ等の役員数46人、ＡＦの役員数61人への拡大を目指す。
（参考）第3期計画期間中の最大値 IF：46人（令和４年）、AF：61人（令和５年）

重点施策

◆国際貢献人材の育成
・ ＩＦ、ＡＦ等の日本人役員の増加及び再選に向けたＮＦの取組を支援する。
・ ＮＦが国際スポーツ情勢やＩＦの役割を踏まえ、当該ＩＦにおけるポストの獲得やそれによる競技発展への寄与、また、ＩＦにおけるリーダーシップの発揮、さらに、今後の人材育成等を盛り込み作成する国際戦略に基づき、ＮＦ相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。

◆国際競技大会の招致・開催
・ 国際競技大会の円滑な開催や新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ引き続き支援する。
・ 開催地及びＮＦが招致・開催する大規模な国際競技大会について、その意義や開催規模・ガバナンスの適正性、環境への配慮をはじめとしたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals））や地域社会・経済への貢献に関する指標の設定を含めた開催計画の状況、開催の効率性を勘案しつつ支援する。
・ 国際競技大会の招致・開催に取り組む地方公共団体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促す。

◆国際競技大会運営人材の育成支援
・ 今後、国内で開催される国際競技大会の運営において中心的な立場を担うことができる人材を育成するため、国際競技大会の招致・開催に関する教材の作成等、必要な支援を行う。

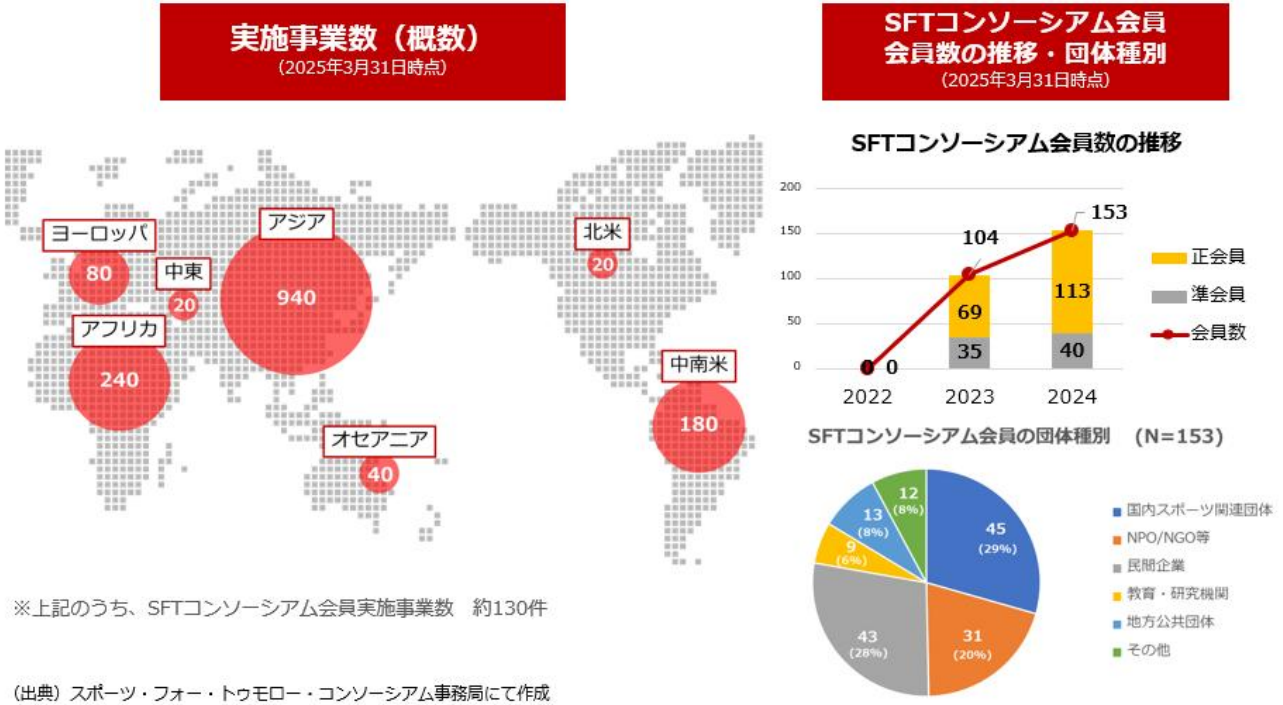
重点施策３（３）

スポーツを通じた国際交流・協力の推進
②官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

背景・現状

- 官民連携によりスポーツ国際交流・協力を実施するSport for Tomorrow（以下「ＳＦＴ」という。）事業における、紛争・災害国アスリート支援、国際協力を実施するスポーツ団体等の活動や組織力向上支援等の実施及び政府間会合での合意事項の履行等により、スポーツを通じたＳＤＧsの達成に貢献し、国際的な信頼関係を構築して、スポーツと開発における日本のプレゼンス向上に寄与した。
- ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議（以下「ＭＩＮＥＰＳ」という。）や日中韓、日ＡＳＥＡＮ間のスポーツ大臣会合への参画を通じ、アジア地域を中心にスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。
- スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるJapan SPorts business INitiative（以下「ＪＳＰＩＮ」という。）を構築し、関心をもつ企業等に対する情報共有の充実やネットワーク形成の支援を推進した。東南アジア諸国連合（以下「ＡＳＥＡＮ」という。）等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、実際に事業を展開するための足掛かりの構築が引き続き必要である。

＜スポーツ・フォー・トゥモロー（Sport for Tomorrow: SFT）＞



（出典）スポーツ・フォー・トゥモロー・コンソーシアム事務局にて作成

目標

・　ＳＦＴ事業を通じて培われた官民連携コンソーシアム機能を活用し、スポーツを通じた国際交流・協力による国際的な相互理解の促進や社会課題解決への貢献により、日本に対する国際的信頼の維持・向上を目指す。
・　スポーツ産業の国際展開に資する知見の共有や、関係する企業・団体間におけるネットワークの形成支援、海外市場との接点の構築を推進し、スポーツ産業の更なる国際展開を促進する。
※今後、国際交流・協力の在り方を検討する中で、数値目標についても別途検討を進める。

重点施策

◆官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

・　ＳＦＴ事業における官民連携体制を活用し、国内外におけるスポーツを通じた国際的な相互理解の促進や社会課題の解決に向けた国際交流・協力を推進する。
・　スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する。

◆スポーツ産業の国際展開

・　スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるＪＳＰＩＮを充実させ、先進事例や海外市場等の事業展開に資する情報発信を推進する。
・　関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して知見の共有や、国内外のネットワーク形成を支援する。また、国際的な展示会・商談会等へ我が国の幅広いスポーツ産業の参加を促進する。

第３章　総合計画編

目次

◆：重点施策編と同様の項目

重点課題１　国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献 **４**

（１）スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進◆ ４

（２）ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進◆ ５

①ライフステージを見通したシームレスな施策・取組の推進◆ ５

②幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上◆ ６

ア．子供の日常的な運動習慣の確立と体力の向上◆ ６

イ．部活動の地域展開等の全国的な実施の推進◆ ７

③学生期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進◆ ９

④子育て・働き盛り期（20～50 代）のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進◆ １０

⑤高齢者に対するスポーツ環境の整備とスポーツ実施の促進 １１

（３）多様な背景に着目したスポーツ施策の推進◆ １２

①女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進◆ １２

②障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現◆ １３

③集まり、つながるスポーツの価値を生かした孤独・孤立対策と外国人等との共生への貢献 １５

④疾病を有する者等に対する医療等と連携した運動の実施促進 １６

（４）スポーツ施策の位置付け強化の推進◆ １６

①国や地方公共団体の重点政策におけるスポーツ推進政策の位置付け◆ １６

②企業経営における労働力不足対策や人への投資としてのスポーツの位置付け◆ １７

③スポーツがもたらす多様な効果等の検証とエビデンスの蓄積 １８

（５）スポーツ実施を促す環境整備の推進◆ １９

①スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大◆ １９

②スポーツにおける安全・安心の確保 ２０

③スポーツ実施促進につながる防災等の他分野との連携 ２１

④ＡＩ等のデジタル技術の活用によるスポーツ促進 ２２
重点課題２　ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元 ２４
（１）スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現◆ ２４
①大学や民間企業等とも連携したＨＰＳＣによる支援の充実と研究の推進等◆ ２４
②女性アスリートの競技参画の促進◆ ２５
③国際競技力向上を支える調査研究・分析及び国際情報収集にかかる機能強化◆ ２６
④強化活動を支えるＤＸの推進 ２７
（２）スポーツ・インテグリティの強化◆ ２８
①スポーツ団体におけるガバナンス体制の強化◆ ２８
②外的要因に左右されずスポーツに専念できる環境の実現◆ ２９
③ドーピング防止活動の推進 ３０
ア．国際的なドーピング防止体制における参画と協働 ３０
イ．専門人材の育成・確保 ３１
ウ．多角的な研究活動の促進 ３２
エ．教育・啓発の体系的推進 ３２
オ.インテリジェンス活用体制の整備・推進 ３３
（３）競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化◆ ３４
（４）アスリートの強化活動基盤の確立・強化 ３５
①強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立 ３５
②強化活動体制の充実 ３６
（５）地域における競技力向上の観点を含めた、ＨＰＳＣの機能強化 ３７
①地域における競技力向上を支える体制の構築 ３７
②ＨＰＳＣの機能強化に向けた在り方の検討 ３８
（６）スポーツ団体の組織基盤強化 ３９
重点課題３　スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献 ４１
（１）スポーツの成長産業化◆ ４１
①スポーツコンプレックスの推進◆ ４１
②スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成◆ ４２
（２）地域スポーツ資源の活用◆ ４５

①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備◆ ４５
②スポーツツーリズム等の地域活性化の取組の推進◆ ４９
③担い手となる組織の基盤強化◆ ５０
④部活動の地域展開等の推進を通じた幅広い関係者の連携協働 ５１
（３）スポーツを通じた国際交流・協力の推進◆ ５２
①国際貢献人材の育成と国際競技大会の継続的な招致・開催◆ ５２
②官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築◆ ５４

重点課題１　国民のスポーツ実施促進と「健康インフラ」構築を通じた、ウェルビーイングの向上や経済成長・豊かな社会の実現への貢献

（１）スポーツの「楽しさ」を軸とした多様なスポーツの推進◆

【背景・現状】

- スポーツの実施を促し継続につなげるためには、単に健康増進のための運動や身体活動だけでなく、スポーツが持つ多面的な「楽しさ」という価値を軸にしていくことが重要である[1]。
- 様々な志向を持つ人々がスポーツの多面的な「楽しさ」を実感できるようにするためには、スポーツに対する画一的なイメージを変え、多様なスポーツができる環境をつくっていくことが重要である。
- スポーツ庁の調査では、複数人で実施する割合が高いほど、また、多様な種目を実施しているものほど、ウェルビーイングが高い傾向がみられる。

【目標】

- 誰もがスポーツの多面的な「楽しさ」を実感できるよう、より幅広いスポーツのイメージを発信しつつ、多様なスポーツができる環境整備を進める。
- 単一のスポーツ種目、個人中心のスポーツ実施にとどまらず、多様なスポーツに親しむこと、集団でスポーツを実施することを推奨し、スポーツ実施行動の多様化とウェルビーイングの向上を図る。

【基本施策】

〇スポーツの持つ「楽しさ」の普及

- スポーツの持つ多面的な「楽しさ」や、生涯にわたってスポーツを続けることの重要性の発信を行い、生涯続けられるスポーツの振興を行う。
- 競技志向のスポーツ活動に加え、スポーツを楽しむことや交流を重視したスポーツ活動（レクリエーショナルスポーツ）も含めた、幅広い意味での「スポーツ」のイメージの社会への浸透に向けた普及啓発を実施する。
- レクリエーショナルスポーツや健康増進活動として楽しめるスポーツとして、フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動など、幅広いスポーツの社会への浸透と普及を実施する。
- スポーツの動機付け、効果を実感できる仕組み（ライフパフォーマンス[2]向上に効果的な身体機能チェック・改善エクササイズと目的を持った多様なスポーツ）の普及を行う。

〇スポーツの複数種目の実施や集団でのスポーツの推奨

- 単一のスポーツだけでなく複数のスポーツを実施することの重要性を発信する。
- 単独でスポーツを実施することだけでなく、家族・仲間等とのスポーツやイベント、スクール、クラブ活動等の場を活用した集団でのスポーツを推奨することを発信する。
- 部活動の地域展開等の推進を通じて、生徒のニーズに応じた多種多様な体験（複数の競技種目等に取り組むマルチスポーツやスポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等）の機会を

[1]「令和７年度『スポーツの実施状況等に関する世論調査』」（令和８年３月　スポーツ庁）

[2]「困難な状況に陥ったとしてもそれを乗り越える力であり、それぞれのライフステージにおいて、環境変化や心身の変化を知覚し、心身機能を適応させながら、個々の課題解決や目標達成に向けて発揮できる能力」として整理。

創出する。

（２）ライフステージに着目したスポーツ実施率を高めるための施策の推進◆

①ライフステージを見通したシームレスな施策・取組の推進◆

【背景・現状】

・　幼児期の外遊びの状況が小学校段階の運動習慣や体力にも影響し、学校時代の運動経験が 20 代～30 代の運動・スポーツ実施頻度に影響する[3]（週１日以上の運動・スポーツ実施は、学校時代の運動経験がある方が 17.5 ポイント高い）など、運動習慣はライフステージを超えて影響を及ぼすことから、ライフステージごとにばらばらに取り組むのではなく、ライフステージを見通して連続・連携した取組を進める必要がある。

【目標】

・　誰もが生涯にわたってスポーツを継続できるように環境整備を進める。

・　生徒期・学生期の運動部活動・地域クラブ活動から社会人でのスポーツ活動につなげられるよう、ライフステージで断絶しないスポーツ習慣を形成していく。

【基本施策】

〇生涯を通じた国民のスポーツ行動形成の推進

・　国民のスポーツ行動や傾向を分析しつつ、幼児・児童・生徒期から学生期を経て社会人につながるスポーツとの付き合い方の検討とその環境整備を行う。

・　国民運動としてのスポーツ推進方策（スポーツの日や体力づくり強調月間の活用方策）を検討する。

・　国民のスポーツ実施促進に向けた様々な面からの民間事業者との連携・協働の促進を行う。

〇多世代の地域スポーツ活動の推進

・　部活動の地域展開等の全国的な実施を推進するとともに、中学生のみならず小学生・高校生・成人・高齢者等を含めた多様な関係者の地域クラブ活動への参画を促進する。

・　子供から高齢者まで多様な地域住民がスポーツに親しむ機会を提供するため、ＪＳＰＯの総合型地域スポーツクラブ[4]登録・認証制度の普及・活用により、中間支援組織[5]が取り組む総合型地域スポーツクラブの自立的な運営を含む質的充実や地域課題の解決に向けた取組を支援するなど、各種施策の展開を図る。

〇多様なスポーツ活動を推進する質の高い指導者等の養成への支援

・　ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進するため、審判員、スポーツボランティアや、組織の運営人材等の養成を行うスポーツ団体及び地方公共団体等を支援する。また、ＪＳＰＯの公認スポーツ指導者制度及びＪＰＳＡの公認パラスポーツ指導者制度等と連携し、質の高い指導者の養成を支援する。

・　各団体同士の連携促進を図り、専門スタッフ、スポーツボランティア等の活躍の場を拡充する。

[3] 令和７年度「体力・運動能力調査」（令和８年 10 月　スポーツ庁）

[4] 子供から高齢者まで（多世代）　様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

[5] 総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会のこと。

②幼児期から生徒期までの子供のスポーツ機会の充実と体力の向上◆

ア．子供の日常的な運動習慣の確立と体力の向上◆

【背景・現状】

- 平日に園外で全く外遊びをしない幼児も多く[6]、小学校又は中学校を卒業しても継続的に運動する時間を持ちたいと考える児童生徒の割合は低下する傾向にある[7]。
- 運動やスポーツが好き、スポーツへの多様な関わり方に興味関心がある児童生徒ほど運動時間が長くなる傾向にあるが、新型コロナウイルス感染症拡大以降、子供の運動時間は減少傾向が続いており[8]、また、スクリーンタイムが長い児童生徒ほど運動時間が短い傾向にあるなど、スマートフォンやＳＮＳの普及をはじめとする生活習慣の変化が、運動習慣に影響を与えている要因の一つと考えられる。
- 子供たちの状況等を踏まえた、体を動かすことや運動に対する前向きな気持ちの増加につながる、子供自身の内発的動機付けに基づく活動機会の一層の充実が必要である。
- 特に、幼児期の外遊びの状況は小学校段階の運動習慣や体力にも影響する[9]が、幼児期からの運動習慣形成には、保護者等の意識・行動が大きな影響を及ぼす[10]ことにも留意が必要である。

【目標】

- 幼児期からの運動習慣形成、幼児期と小学校体育等との接続や、発達段階等を踏まえた子供たちの内発的動機付けに基づく活動機会の一層の充実等を図り、体育をはじめとする学校教育活動を通じて、性別・障害の有無等にかかわらず生涯にわたって心身の健康を保持・増進し豊かなスポーツライフの実現につながる資質・能力の育成を目指す。

 ※今後、中央教育審議会での指導要領改訂の議論も踏まえ、更に検討を進める。

＜数値目標＞

- 運動・スポーツをする中で、体を動かすことや友達との交流・協力などの多様な「楽しさ」を実感することができている児童・生徒の割合についての指標を設定予定（児童生徒が楽しいと感じる場面についても具体的に質問項目を設定（例：いろんな種目を体験したとき、友達と交流したり協力できたときなど））
- 「卒業後も運動・スポーツを続けたい」と答える児童・生徒の割合：児童平均 70%、生徒平均 65%以上

 ※運動時間、新体力テストの結果についても参考指標として設定
- 就学前の外遊びの実施状況：週に６日以上　32.3%以上

 （参考）「令和７年度『体力・運動能力調査』」６歳児回答：32.3%

【基本施策】

6「全国の幼児（３～６歳）を対象とした 運動実施状況に関する調査研究」（令和６年３月　公益財団法人笹川スポーツ財団）

7「令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和７年 12 月　スポーツ庁）

8「令和７年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（令和７年 12 月　スポーツ庁）

9 令和元年度「体力・運動能力調査」（令和２年 10 月　スポーツ庁）

10「全国の幼児（３～６歳）を対象とした運動実施状況に関する調査研究」（令和６年３月　公益財団法人笹川スポーツ財団）

〇幼児期からの屋内外の運動遊び機会の充実

・　幼児期からの屋内外の運動遊びの機会充実を促進するため、その重要性に関する保護者、幼児教育・保育関係者等への普及啓発に取り組む。

・　多様な動きを経験し、体の基本的な動きを身に付けるとともに、様々な活動への意欲や社会性、創造性を育むために、幼児期運動指針やアクティブ・チャイルド・プログラム[11]等を活用した運動遊びの機会の充実を図る。

〇学校体育等の充実

・　体育をはじめとする学校教育活動を通じて、全ての子供たちが運動の多様な楽しさを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフにつながる実践事例を普及展開する。

・　学習指導要領改訂の趣旨を踏まえた、幼児期と児童期の円滑な接続、児童・生徒期における遊びの要素を取り入れた活動や内発的動機付けに基づく活動機会の充実に資する指導参考資料等の展開・教師等の研修機会の充実に取り組むとともに、体育の専科教員の配置や地域の人的・物的資源の活用を推進する。

〇地域における子供のスポーツ機会の充実

・　子供のスポーツ機会の更なる充実に向け、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団等の幅広い関係団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、スポーツ推進委員等）や、大学、民間企業等と連携・協働した部活動の地域展開等を推進する。

・　地域における運動遊び機会も含めた体験機会の充足状況等を可視化するダッシュボードのモデルを組成し、地域への実装を進める。

〇児童・生徒の体力・運動能力等の現状把握・分析等

・　生涯にわたって運動やスポーツに親しみ、習慣化できるよう、以下の施策を推進する。

－　児童生徒の体力・運動能力や運動意欲等について把握・分析し、子供が運動やスポーツの多様な楽しさを実感し、自ら運動・スポーツに取り組みたいと感じる機会の充実につなげる。

－　幼児期からの運動習慣形成や学校体育等を通じた運動意欲の向上、地域における持続可能なスポーツ機会の創出等に関する取組を推進する。

〇武道の振興

・　我が国固有の伝統文化である武道について、その伝統的な考え方を理解し、相手を尊重することを学ぶことの重要性に鑑み、地方公共団体及び武道関係団体等と連携し、武道指導者の研修や武道場の整備等を通じて、普及振興を推進する。

イ．部活動の地域展開等の全国的な実施の推進◆

【背景・現状】

・　少子化の進展等により、部活動においてチームスポーツなどが十分に実施できない状況が生じている。

・　将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保・充実するため、これまで学校単位で行われてきた部活動を地域全体で関係者が連携して支えることによって新たな価値を創出し、より

[11] ＪＳＰＯが開発した子供が発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

豊かで幅広い活動を可能とすることを目指し、主に公立中学校を対象として、部活動の地域展開等を進めている。

・　部活動の地域展開等は着実に進捗している[12]ものの、指導者確保をはじめとした課題解決等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体もあるなど、進捗について地域差が存在している。

【目標】

・　部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する　（休日については、令和 13 年度までに原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。）。

・　障害の有無や運動の得意・不得意等を問わず全ての生徒がそれぞれの希望に応じた多種多様な活動に参加できるよう、地域の実情等に応じた環境を整備する。

・　地域クラブ活動において、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するとともに、認定制度を通じて適切な指導の実施体制や安全確保の体制の整備等を含めた質の担保等を図る。

・　生徒のみならず全ての人々のスポーツ活動の充実や地域社会の維持・活性化につなげていく。

※地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要。

＜数値目標＞

・　令和 13 年度までに、休日については、原則全ての学校部活動において地域展開を実現

（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、部活動指導員の配置等を推進）

※本数値目標は重点課題３（２）④にも記載あり。

【基本施策】

〇部活動改革に関する関係者の理解促進

・　部活動の地域展開等の全国的な実施に向け、令和７年 12 月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の理解促進を図るとともに、全国の好事例の横展開を進める。

※本施策は重点課題３（２）④にも記載あり。

〇地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援の実施

・　部活動の地域展開等を円滑に進めるため、休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援など、地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援を行う。

・　地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要であり、部活動指導員の配置等について、引き続き地方公共団体に対する支援を行う。

※本施策は重点課題３（２）④にも記載あり。

〇幅広い関係団体・大学・民間企業等の参加促進に向けた機運醸成

・　部活動の地域展開等を推進するため、指導者の確保・育成、活動場所の確保、資金の確保等の課題に対する課題解決のための各種資源等を有する幅広い関係団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、スポーツ推進委員等）・大学・民間企業等と連携して、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等に取り組む。

[12]「部活動改革の取組状況に関する調査」（令和８年４月　スポーツ庁・文化庁）

※本施策は重点課題３（２）④にも記載あり。

③学生期のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進◆

【背景・現状】

- 学生期にスポーツ実施レベルが大きく低下する傾向[13]にある。
- スポーツ実施率の低下は男女ともに高校生から始まり、学生期も低下している。
- 運動･スポーツを実施しない理由として､｢面倒くさいから(44.8%)｣、｢特に理由はない(19.2%)｣、｢運動・スポーツが嫌いだから（18.1%)｣､｢仕事が忙しいから（14.9%)｣と続く[14]。

【目標】

- 運動部活動等に加入している一部の学生のみならず、多くの学生が利用できるよう大学におけるスポーツ環境を整備し、学生時代に低下するスポーツ実施レベルを引き上げることにより、スポーツ習慣の維持と社会人への橋渡しをスムーズに行い、生涯を通じたスポーツの継続につなげる。

＜数値目標＞

- 学生期（18～24 歳）の週１日以上のスポーツ実施率：65%以上

（参考）｢令和７年度『スポーツの実施状況等に関する世論調査』｣における学生のスポーツ実施希望率：66.9%

【基本施策】

〇大学経営における学生向けスポーツ推進施策の位置付けの強化

- 大学自身が大学スポーツ振興の意義と責任を自覚し、主体的に関与する体制を整備するよう、各大学においてスポーツ分野の取組を一体的に推進する統括部局の設置を促進する。

〇豊かなスポーツライフの継続に向けた大学体育・スポーツの充実

- 大学体育・スポーツが、大学生活を健康で有意義に過ごすのみならず、学生の運動習慣の定着や豊かな人生の実現に資するものであることを踏まえ、関係団体との連携をより一層強化し、大学体育・スポーツの充実を図る。
- 学生がスポーツを通じて社会的人材として成長するため、学生の企画･運営によるホームゲームの実施等により、学生が活躍する機会を拡充する。
- 大学スポーツにおけるクリーンでフェアなスポーツの推進を図るため、ＵＮＩＶＡＳの事業も活用しながら、大学がインテグリティ向上に取り組むことにより、学生が安全に安心して大学スポーツに取り組める環境を整備する。
- 「大学スポーツの振興に関する提言」（令和７年８月、大学スポーツ構想会議）等で整理された今後推進すべき取組についてＵＮＩＶＡＳ等と連携して着実に推進する。

〇運動部活動に参加していない学生も含めた学内の運動環境の整備

- 大学におけるスポーツの裾野の拡大に向けて、レクリエーショナルスポーツの実施等を通じて、一般学生や大学教職員等のスポーツ機会の創出・充実を図る。
- 学生向けにスポーツ環境を整備し、スポーツ実施促進の取組を行う大学を認定・評価し、好事例

[13]｢12～21 歳のスポーツライフに関する調査 2023　～青少年の運動・スポーツ活動に関する全国調査～｣（令和６年３月　公益財団法人笹川スポーツ財団）

[14]｢令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』｣（令和７年 11 月　スポーツ庁）

を周知するとともに、学生向けのスポーツ推進に取り組む大学と地方公共団体との連携した取組を促進する。

④子育て・働き盛り期（20～50 代）のスポーツ環境整備とスポーツ実施の促進◆

【背景・現状】

- 子育て・働き盛り期（20～50 代）において、スポーツ実施率が低い状況が続いている（背景には仕事・家事・育児による忙しさがある。）[15]。また、スポーツ実施希望率とスポーツ実施率に乖離がある。
- スポーツ実施に取り組む企業では高い実施率となっている一方で、取り組んでいる企業はまだ２割程度にとどまっている。

【目標】

- スポーツ実施率が低い子育て・働き盛り期について、職場を中心に身近な環境で運動・スポーツが実施できる環境を整備することにより、子育て・働き盛り期のスポーツを通じた健康増進やウェルビーイングの向上を図る。

＜数値目標＞

- 働き盛り期の週１日以上のスポーツ実施率：55%以上 （男女差をなくす）
 ※本数値目標は重点課題１（３）①にも記載あり
- 働き盛り期の週当たりのスポーツ実施時間：男性 週 105 分以上（１日当たりに換算すると 15 分以上)、女性 週 70 分以上（１日当たりに換算すると 10 分以上）
 ※本数値目標は重点課題１（３）①にも記載あり。
- 勤務先において運動・スポーツを活用した取組が行われているとする者の割合：30%以上

【基本施策】

〇スポーツの価値に関するリテラシー向上

- 子育て・働き盛り期のスポーツ実施の重要性、価値に関するリテラシー向上を図るため、スポーツがもたらす効果についての分かりやすい周知啓発を実施する。
- 大学生や就活生に対するスポーツエールカンパニー[16]や健康経営の認知度向上に向けた発信を強化する。
- 企業の取組効果や好事例の発信強化による経営者向けの周知啓発を行う。

〇職場における取組の促進

- 職場における従業員に対する運動支援の取組を促進する。

（体制整備）

－ 経営層による積極的な関与とメッセージの発信
－ 担当部署や担当者の指名など旗振り役の設定
－ 社内外のスポーツ指導者やアスリートの積極的な活用 など

[15]「令和７年度『スポーツの実施状況に関する世論調査』」（令和７年 11 月 スポーツ庁）

[16] 従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度。従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」を始めとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。

（ソフト面の取組、複数の実施を推奨）

－　職場で運動しやすい雰囲気づくり

－　就業時間中における運動実施（職場主導による運動プログラムの提供・一斉実施、就業期間中の自主的な短時間の運動実施の推奨など）

－　就業時間外の運動実施や運動・スポーツイベント開催

－　定期的な体力測定・身体機能チェックの実施　など

（ハード面の整備）

－　職場内におけるスポーツ施設（社内ジムなど）・運動スペースの整備　など

〇スポーツ推進に取り組む企業等に対する支援

- スポーツ推進に取り組む企業に対する支援策について検討する。
- 地方公共団体による子育て・働き盛り期向けの取組（各地域の企業との連携強化を含む。）を支援し、その充実強化を図る。
- 経済団体との連携を強化しつつ、健康経営とスポーツエールカンパニーの連携促進を検討し、中小企業も含めた企業に対する支援を強化する。
- 金融・保険業界等による企業・個人へのインセンティブ付与の取組を推進する。
- 各種健康診断や健康保険組合等とも連携しつつ、スポーツ実施の習慣化の契機となる体力測定、身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。
- 健康日本 21 に基づく健康づくりの取組や職場における健康保持増進の取組等の厚生労働省の取組とスポーツ推進施策との連携を図る。

〇関連ビジネス市場の拡大を含めた企業向けスポーツ関連サービスの強化

- 子育て・働き盛り期のスポーツ推進に関するビジネスの拡大に向けて企業向けにスポーツ関連サービスを提供する企業のＳＩＬコンソーシアム[17]への加盟促進を図るとともに、取組を行う企業とのビジネスマッチングの支援を強化する。
- プロスポーツと連携した企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化・高度化を図るため、スポーツ事業運営人材の獲得・育成を推進する。

※本施策は重点課題１（５）①にも記載あり。

⑤高齢者に対するスポーツ環境の整備とスポーツ実施の促進

【背景・現状】

- 高齢化が進む中で、医療費・介護費等の社会保障費が年々増大する状況にある[18]。
- 平均寿命と健康寿命の差が男性で約９年、女性で約 12 年となっている[19]。
- 今後は 85 歳以上の後期高齢者の増加が見込まれており、その健康維持が重要な課題となっている

[17] スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など 一人一人の人生や社会が豊かになるというＳＩＬの理念に賛同する民間企業、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等で構成するコンソーシアム。

[18]「社会保障の給付と負担の現状」（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21509.html）（2026 年６月閲覧　厚生労働省ホームページ）

[19]「健康寿命の令和４年値について」（https://www.mhlw.go.jp/content/10904750/001363069.pdf）（2026 年５月閲覧　厚生労働省ホームページ）

[20]。

【目標】

- 国民が健康に生活し、元気に長生きできる健康長寿社会の実現（平均寿命と健康寿命の差の縮小）に向けて、運動・スポーツの推進を通じて貢献する。
- 85 歳以上の後期高齢者の健康維持及び健康寿命の延伸に貢献できる取組を進める。

【基本施策】

〇高齢者向けの多様なスポーツの普及

- 介護予防施策とも連携し、体力測定や身体機能チェックの定期的な実施と、その結果から得られたデータの活用を通じて、個々の目的に応じた多様なスポーツの実施を促進する。
- 高齢者が安全かつ効果的にスポーツに取り組める環境を整備するため、スポーツ施設・指導者と医療との連携を強化し、専門的知見に基づく指導体制の充実を図る。
- レクリエーショナルスポーツ、パラスポーツ、e スポーツ等を含め、後期高齢者にも実施可能で心身の健康維持に効果的なスポーツの普及を図る。

〇スポーツを通じたふれあいと活力ある長寿社会の形成

- 高齢者を中心とする国民の健康維持・増進、社会参加、生きがいの高揚等を図り、ふれあいと活力ある長寿社会の形成に寄与することを目的として、全国健康福祉祭（ねんりんピック）を継続的に開催する。

〇スポーツを通じた高齢者の介護予防や社会参加、地域づくりなどの促進

- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域の実情に応じ、スポーツを通じた高齢者の介護予防や社会参加、地域づくりなどの取組を支援する。

（３）多様な背景に着目したスポーツ施策の推進◆

①女性の健康・体力向上のための環境整備とスポーツ実施の促進◆

【背景・現状】

- 30～40 代女性の体力低下の傾向[21]が顕著であり、男性に比べスポーツ実施率が低い。
- 女性の就業率は年々向上しており、仕事・家事・育児による忙しさが実施率が低い背景要因にある。
- 女性特有の健康課題（やせ、月経随伴症状、更年期症状、骨粗しょう症、妊娠・出産等）への対応に向けたスポーツ施策の推進が重要であり、医療とスポーツの連携によるエビデンスの普及や、安全にスポーツに取り組める環境・支援体制の整備が求められている。

【目標】

- 女性が心身ともに健康や体力を保持・増進し、元気に活躍することができるよう、スポーツの推進を通じて貢献する。

＜数値目標＞

- 働き盛り期の週１日以上のスポーツ実施率：55%以上（男女差をなくす）

[20]「令和７年版高齢社会白書（高齢化の推移と将来推計）」（令和７年６月　内閣府）

[21] 令和７年度「体力・運動能力調査」（令和８年 10 月　スポーツ庁）

※本数値目標は重点課題１（２）④にも記載あり。

・　働き盛り期の週当たりのスポーツ実施時間：女性 週 70 分以上（１日当たりに換算すると 10 分以上）

※本数値目標は重点課題１（２）④にも記載あり。

・　30～40 代女性の新体力テストの総合評価がＣ以上である割合：増加に転じさせる

（参考）「令和７年度『体力・運動能力調査』」における 30～40 代女性のＣ以上の割合：58.3％

【基本施策】

〇運動・スポーツの効果や価値（楽しさを含む。）についてのリテラシー向上

・　女性特有の健康課題を踏まえ、ウェルビーイング・ＱＯＬ[22]向上に向けたスポーツ実施の重要性に関する社会全体のリテラシー向上の取組を強化する。

〇女性の健康・体力の保持・増進に向けた環境整備

・　関係団体と連携しつつ、女子学生が参加しやすい大学体育・スポーツに向けた取組の充実を図る。

・　大学の運動環境整備において、運動部活動に参加していない学生も含めた女子学生が参加しやすいプログラムの提供を促進する。

・　職場における従業員に対する運動支援の取組において、女性のニーズに対応した取組の充実強化を図る。

・　地方公共団体による女性向けの運動促進の取組を支援し、その充実強化を図る。

・　フィットネス業界等と連携した女性向けスポーツビジネス・プログラムの拡大を図る。

※本施策は重点課題１（５）①にも記載あり。

・　女性のスポーツ実施についての効果的な取組に関する調査研究（具体的な取組の効果分析・検証、介入研究等を含む。）を推進する。

※本施策は重点課題１（４）③にも記載あり。

〇女性特有の健康課題の改善・女性活躍推進への貢献に向けた施策の促進

・　体力の保持・増進に向けた身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。

・　女性の健康課題に対する健康増進施策（こども家庭庁、厚生労働省、経済産業省）との連携を図る。

・　日本産科婦人科学会、スポーツドクター、理学療法士等と連携した妊娠期・産後の女性向けのスポーツの促進を図る。

・　政府が進める女性活躍推進施策において、スポーツの活用促進を位置付ける。

②障害者のスポーツ機会の充実による共生社会の実現◆

【背景・現状】

・　障害者のスポーツ参加は、本人のウェルビーイングの向上はもとより、社会の多様性の担保や、新たな交流や価値の創造にもつながる。一方で、20 歳以上の障害者のスポーツ実施率[23]は、20 歳以上

[22] 個人が生活する文化や価値観の中で、目標や期待 基準や関心に関連した自分自身の人生の状況に対する認識（Quality of Life）。

[23]「令和７年度障害児・者のスポーツライフに関する調査」（令和８年３月　スポーツ庁）

の全体のスポーツ実施率よりも約 20 ポイント低く、地域差は最大で約 20 ポイントの差がある。

・　障害者がスポーツを始めたきっかけは、医療職・家族等の身近な方からの働きかけが最も大きい。

・　障害者に指導したことがない理由は、指導機会が無い場合を除き、知識・スキル・経験不足が最も多い。

・　国内には、身体障害・精神障害・知的障害合わせて約 1,150 万人の障害者がいると推計されているが、内閣府の調査[24]によると、共生社会という考え方を知っている者の割合は５割弱、障害を理由とする差別や偏見があると思う者の割合は９割弱となっている。

【目標】

・　共生社会の実現に向けて、全国のパラスポーツ振興の実績の一層の見える化を図る。

・　当該実績を踏まえ、障害者の持続的なスポーツの機会提供に不可欠な取組について、重点的に推進する。

＜数値目標＞

・　障害者の週１日以上のスポーツ実施率：19 歳まで 50%、20 歳以上　40%以上

・　同数値目標（20 歳以上：40%）を 10 ポイント以上下回る都道府県：ゼロ
※３年合算による平均値で算出

・　過去１年間に障害のない者とともにスポーツを実施した者の割合：30%以上

・　都道府県・政令指定都市が策定するスポーツ振興を含む計画において、障害者のスポーツ実施に関する指標（障害者の週１日以上のスポーツ実施率等）が盛り込まれている割合：100%

【基本施策】

〇パラスポーツを担う人材の指導力強化

・　障害者がスポーツを実施するに当たって重要な、パラスポーツを担う人材の指導力強化（スポーツ指導者・パラスポーツ指導者の質・量の充実等）として、以下の取組を実施する。

－　パラスポーツ指導者の資質向上研修等の強化、オンデマンド講習の活用促進

－　スポーツ指導者各種講習・研修等の機会を活用した取組の推進

・　ＪＳＰＯ、ＪＯＣ、ＪＰＳＡそれぞれの指導者の制度における研修や講習等の趣旨を踏まえつつ、これらの共同実施や協働で実施可能な事業を検討する等、一体的な運用を推進する。

〇パラスポーツセンター等の機能強化、多様な関係団体との連携深化等

・　地域の中核としてのパラスポーツセンター等の機能強化（ソフト・ハードの両面からの充実）を図るほか、観戦・応援等も含め、誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方に配慮した施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。

・　ＪＰＳＡにおける全国障害者スポーツ大会の在り方の検討・対応を行う[25]。

・　関係省庁、民間企業、医療・福祉関係団体等の多様な関係団体との連携を深化させる。

・　地域におけるインクルーシブな取組のモデル事例の充実を図る。

[24]「障害者に関する世論調査（令和４年 11 月調査）」（令和５年３月　内閣府）

[25] 全国障害者スポーツ大会については、地域の予選会含め、地域における障害のある者のスポーツ環境の整備や共生社会の実現に向けた取組の推進等に貢献してきたものであり、国民スポーツ大会の改革の取組を踏まえつつ、地方公共団体、公益財団法人日本パラスポーツ協会及び中央競技団体等と連携して改革に取り組む。
「全国障害者スポーツ大会」は令和 13 年に奈良県で開催される第 30 回大会より「全国パラスポーツ大会」に名称変更予定。

〇部活動の地域展開における障害のある生徒の活動機会の確保

・　部活動の地域展開等の推進において、障害の特性に応じた配慮や工夫がなされるよう、パラスポーツセンターや地域のパラスポーツ協会等の多様な地域の関係者と連携した安全・安心な活動の展開を図る。

〇地域におけるパラスポーツ振興の更なる充実

・　地域におけるパラスポーツ振興のための基礎データ・モデル事例の充実を図る。

－　都道府県・政令指定都市における、パラスポーツに関する計画の策定状況等の基礎データの充実

－　多様な障害者や重度障害者によるスポーツに関する取組・障害の有無にかかわらず実施できるスポーツに関する取組等

・　国内で開催された大規模な国際競技大会のレガシーを着実に継承していくための取組の推進を図る。

・　総合型地域スポーツクラブのうち、ＪＳＰＯの総合型スポーツクラブ登録・認定制度の登録クラブや、特に「障がい者のスポーツ推進タイプ」として認証されたクラブを活用した取組の推進を図る。

・　スポーツ基本法、障害者基本法、障害者差別解消法、手話施策推進法や関係法令等の動向を踏まえた、パラスポーツの推進を図る。

・　障害者差別解消法等の関係法令の趣旨を踏まえ、社会体育施設の適切な活用が図られるよう、取組の一層の推進を図る。

③集まり、つながるスポーツの価値を生かした孤独・孤立対策と外国人等との共生への貢献

【背景・現状】

・　在留外国人数は年々増加して約 400 万人[26]に達しており、地域社会との共生が課題となっている。

・　内閣府の「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和７年）の結果によると、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は約 4.5%、「時々ある」が 13.7%となっている。

【目標】

・　スポーツの持つ多面的な「楽しさ」や障害の有無・年齢・言葉・文化の違いを超えたコミュニケーションという価値を生かし、スポーツによる交流の場づくりやコミュニケーションの活性化を通じて、障害者や外国人との共生の促進や孤独・孤立対策に貢献する。

【基本施策】

〇外国人との地域社会における共生への貢献

・　地方公共団体、スポーツ団体、外国人を雇用する企業等と連携し、地域におけるスポーツイベントや体を動かす祭り等の文化活動への外国人参加を促すことにより、日常生活での地域における多文化交流・コミュニケーションを活性化する。

〇孤独・孤立対策への貢献

・　孤独・孤立の予防や解消に向けて、ｅスポーツ等も含むスポーツ活動・サークル等への参加を通

[26]「令和７年６月末現在における在留外国人数について」（令和７年 10 月　出入国在留管理庁）

じて、地域や社会とのつながり、居場所や仲間づくりを広げる取組を推進する。

④疾病を有する者等に対する医療等と連携した運動の実施促進

【背景・現状】

- 高血圧症、糖尿病、脂質異常症等の生活習慣病は 40 歳代以降その割合が増加傾向にあるとともに、メタボリックシンドローム該当者・予備軍は、男性では 50 歳以上の２人に１人、女性では 60 歳以上の５人に１人に上っている[27]。
- また、生活習慣病に加え、心臓病、腎不全、がん等の疾病や運動器障害を有する者に対して、本人の身体状況に応じた適切な運動が、疾病の重症化予防や体力の維持・回復、社会復帰を果たすこと等に効果的であることが指摘されている。そのため、医療と運動施設との連携により継続した運動実施の支援をすることが重要である。

【目標】

- 疾病を有する者等に対して、医療との連携により適切な運動・スポーツの実施環境の整備を進める。

【基本施策】

〇医療・介護予防と連携したスポーツの推進

- メタボリックシンドローム対策や生活習慣病予防施策（厚生労働省）との連携を強化し、病気になる前の一次予防、健康診断の結果に基づいた保健指導、生活習慣病の重症化予防として、個人の健康状態や安全性に配慮した上で、スポーツ推進を強化する。
- 疾病を有する者等が適切な運動を行えるよう、医療と連携し、運動関連資源マップを作成・活用するなど、スポーツ施設・指導者と医療との連携を強化する。
- 生活習慣病・運動器障害等の予防に向けた体力測定、身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。

（４）スポーツ施策の位置付け強化の推進◆

①国や地方公共団体の重点政策におけるスポーツ推進政策の位置付け◆

【背景・現状】

- スポーツの実施によって心身の健康保持・増進があるとする多くのエビデンスが得られていることや、その結果として約 13 兆円の経済効果があるとの試算もあるなど、国民のウェルビーイングの向上や日本の経済成長等に運動・スポーツは大きく貢献するが、国の重要政策において、運動・スポーツの推進に関する政策は十分に位置付けられている状況にはない。
- 地域経済・社会の維持発展に運動・スポーツは大きく貢献するが、地方公共団体の政策においても、運動・スポーツの推進に関する施策が十分に位置付けられている状況にはない。

【目標】

[27]「令和元年国民健康栄養調査報告書」（令和２年 12 月　厚生労働省）

・　運動・スポーツの推進が国民や社会全体に及ぼす広範なプラスの効果を踏まえ、国や地方公共団体の重要政策・施策における位置付け強化の推進を図る。

【基本施策】

〇国の政策における位置付けの強化とスポーツ活用の推進

・　日本の経済成長戦略において、スポーツ推進施策を、経済成長と豊かな社会の実現を支える「人への投資」、人的資本強化に貢献する重要な取組として位置付けの強化を図る。
・　政府が進める女性活躍推進施策において、スポーツの活用促進を位置付ける。
・　政府による国民の健康寿命の延伸やウェルビーイングを向上させるための政策において、スポーツの活用促進を位置付ける。
・　社会保障制度の持続可能性強化という観点での政策において、スポーツの活用促進を位置付ける。

〇地方公共団体の施策における位置付け強化とスポーツ活用の推進

・　地域住民の健康づくりや疾病予防・介護予防への貢献という観点で、地方公共団体の健康政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。
・　地域経済や地域の社会基盤を支える人材という観点で、地方公共団体の経済政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。
・　健康長寿という地域の魅力を高める観点で、地方公共団体のまちづくり政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。
・　運動・スポーツに取り組み人材確保力や生産性が高い地元企業が増えることで、地域の雇用拡大や若年層の流出防止という観点で、地方公共団体の雇用政策におけるスポーツ推進施策の位置付けの強化を推進する。

②企業経営における労働力不足対策や人への投資としてのスポーツの位置付け◆

【背景・現状】

・　人手不足やメンタルヘルスの不調を抱える人の増加[28]といった人的資本に関する経営課題について、運動・スポーツがその解決に大きく寄与することが、経営者等を含めて十分に知られておらず、必要な投資が十分に行われていない。
・　健康経営等の取組が進みつつあるが、運動・スポーツの効果を十分に活用できているとはいいがたい。
・　企業に対する投融資において、人的資本に対する取組を評価する動きが出てきているが、まだ一部にとどまっており、一般的な評価とはなっていない。

【目標】

・　スポーツを通じて経済成長を下支えする心身の健康の保持・増進の基盤、すなわち「健康インフラ」を構築することにより、企業や社会全体の生産性を向上させるとともに、就労可能な期間を延伸し、日本の経済成長と豊かな社会の実現に貢献する。
・　運動・スポーツの推進が、人的資本に関する経営課題の解決に大きく寄与することについての理解

[28]「第 12 回『メンタルヘルスの取組』に関する企業アンケート調査結果」（令和 7 年 11 月　日本生産性本部）

を広めるとともに、企業経営の重要な柱として位置付け、従業員の運動・スポーツの推進に取り組む企業の拡大を図る。

【基本施策】

〇企業経営における位置付け強化の推進

- 企業活動・成長のために最も重要な資源である人材を確保し、その強化を図る観点から、経営者等に分かりやすく運動・スポーツのもたらす効果について周知啓発すること等により、企業等による人材への投資としてのスポーツ推進への投資拡大を図る。
- スポーツ庁、経済産業省等の連携の下、健康経営を通じて運動・スポーツ推進の取組を更に促進する。
- コーポレートガバナンス・コード[29]における人的資本開示やＥＳＧ投資においてプラスの効果を高める観点からも、企業における運動・スポーツへの投資を促進する。

〇企業に対する投資における位置付け強化の推進

- 企業の成長・持続可能性の向上に寄与する運動・スポーツ推進の取組について、金融業界による投融資における評価やインセンティブ付与の取組を促進する。

③スポーツがもたらす多様な効果等の検証とエビデンスの蓄積

【背景・現状】

- 運動・スポーツが心身の健康に及ぼす効果については、一定のエビデンスが蓄積されている[30]が、社会全体には十分に周知されていない。
- 個々の取組による効果についての研究は進められているが、どのような取組が効果に結びつくのかについて、エビデンスが体系的に整理されておらず、実際の取組も効果の評価が十分に考慮されていない。
- また、スポーツ実施の効果に関する研究は一定程度蓄積されている一方で、「どのようにすればスポーツの実施や継続につながるのか」といった調査研究は十分とは言えず、実効的な施策立案のための知見の充実が求められている。
- 運動・スポーツによる経済的効果や、気候変動等の運動・スポーツの実施に影響を及ぼす要因については、十分にエビデンスが蓄積されていない。

【目標】

- 様々な健康面・経済面の効果につながる運動・スポーツ推進の取組について、エビデンスが蓄積されるとともに、スポーツの実施、継続を促す効果的な手法に関する知見の充実を図り、正しいエビデンスに基づき、必要な投資が行われ、国民の健康増進やウェルビーイングの向上、経済成長に結びつくよう、必要な調査研究の推進とその成果の活用を図る。
- 気候変動、少子化等の運動・スポーツの実施に影響を及ぼす要因について、その影響の評価とともに具体的な対策についての調査研究の推進を図る。

【基本施策】

[29] 株式会社東京証券取引所が定める 実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたもの。

[30]「運動実施による心身の健康改善がもたらす経済効果の簡易試算 令和８年度更新」（筑波大学人間総合科学学術院　久野研究室）

〇スポーツの効果及び実施・継続に関する調査研究等の推進

- 女性のスポーツ実施についての効果的な取組に関する調査研究（具体的な取組の効果分析・検証、介入研究等を含む。）を推進する。
 ※本施策は重点課題１（３）①にも記載あり。
- スポーツの実施及び継続につながる要因に関する調査研究を推進する。
- スポーツ実施がもたらす生産性向上や経済成長への効果に関するエビデンスの蓄積・調査研究を促進し、企業における組織の活性化、従業員の身体的健康やエンゲージメント向上等の効果の見える化を進める。
- 運動・スポーツの実施の阻害要因となる気候変動、少子化等について、影響評価や具体的対策についての知見を蓄積するための調査研究を推進する。
- スポーツを活用した社会保障費の適正化について、効果的な取組方法の検証を含めエビデンスの蓄積を進める。

〇調査成果の社会実装

- 運動・スポーツが個人や社会・経済にもたらす効果や、運動・スポーツを実施しないことのリスク・損失について、分かりやすく見える化するとともに、周知・広報を充実強化する。
- 関係省庁と連携し、運動・スポーツの推進に対する投資を拡大するためのエビデンスに基づく経営者、投資家、金融を含めた関連業界への分かりやすい周知・広報を推進する。
- エビデンスに基づく効果的な施策・取組を普及・推進する。

（５）スポーツ実施を促す環境整備の推進◆

①スポーツ実施促進を支えるスポーツ関連産業の拡大◆

【背景・現状】

- 国民の運動・スポーツ実施を促進するためには、個人の意識啓発や職場・地域における取組に加え、身近にスポーツに参加できる環境を社会全体で整備することが重要である。この環境整備を支える重要な基盤として、スポーツ用品、運動プログラム提供、ウェアラブルデバイス等のデジタルデバイス、施設運営、プロスポーツ、指導者育成、金融・保険等のスポーツ関連産業の役割が重要である。

【目標】

- 国民のスポーツ実施促進を支える環境整備の一環として、スポーツ関連産業の裾野の拡大を図り、スポーツ実施率の向上につなげる。

【基本施策】

〇スポーツ関連ビジネス・市場の拡大

- フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動など多様なスポーツを含めたスポーツ実施促進に関するサービスを提供するビジネスの拡大を図る。

・　フィットネス業界等と連携した女性向けスポーツビジネス・プログラムの拡大を図る。
※本施策は重点課題１（３）①にも記載あり。
・　ＰＨＲ[31]との連携やウェアラブルデバイス等のデジタルデバイスの活用により、デジタル技術を用いて心身の状態に応じた効果的な運動・スポーツ実施を促すサービスや、デジタル技術を活用してオンラインのスポーツプログラムを提供するサービスの推進を図る。
※本施策は重点課題１（５）④にも記載あり
・　社会体育施設、学校体育施設等の管理運営・運動プログラム提供に対する民間企業参入を促進する。
・　プロスポーツと連携した企業向け運動・スポーツ関連サービスの強化・高度化を図るため、スポーツ事業運営人材の獲得・育成を推進する。
※本施策は重点課題１（２）④にも記載あり。

〇ビジネスマッチングの充実強化

・　従業員等に対するスポーツ実施の促進に取り組む企業と、企業向けにスポーツ実施促進に関するサービスを提供する企業とのビジネスマッチング支援を強化する（ＳＩＬコンソーシアムの有効活用促進を含む。）。

②スポーツにおける安全・安心の確保

【背景・現状】

・　スポーツによる外傷・障害が依然として多く発生している。
・　スポーツ現場においては、必ずしも十分な安全対策が実施されていない場合もある。
・　気候変動により、スポーツ活動への影響が生じている。
・　暴言などのハラスメントに関する相談件数が令和７年度には過去最多となるなど、依然として多く発生している。

【目標】

・　誰もが生涯にわたりスポーツを継続し、スポーツの価値を享受できるよう、スポーツ安全に関する関係者の意識啓発を図り、安全対策の水準を向上させる。
・　スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指す。

＜数値目標＞

・　年間のスポーツ中の外傷・障害の発生率：減少させる
※スポーツ安全保険（スポーツ安全協会）のデータを活用。発生率は加入者数に対する給付件数の割合。

【基本施策】

〇「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン」の周知普及等

・　関係省庁、関係団体、地方公共団体等の連携の下、「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン」の周知・普及を図るとともに、ガイドラインに基づく取組を推進する。

[31] 生涯にわたる個人の保健医療情報（Personal Health Record）。健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル等。

・　ガイドラインに基づく取組状況やスポーツ事故の発生状況の把握、再発防止策の検討、必要に応じたガイドラインの見直しを検討する仕組みづくりを推進する。
・　スポーツ庁、関係団体等の連携の下　（ＪＳＰＯの公認スポーツ指導者制度及びＪＰＳＡの公認パラスポーツ指導者制度等の指導者養成の枠組みとの連携等を含む。）、怪我等の予防の観点だけでなく、パフォーマンス向上にもつながる取組として、スポーツ指導者に対し、安全に関する取組の重要性及び取り組むべき事項についての周知啓発・教育を強化する。
・　安全対策に関するスポーツ庁とスポーツ関係団体との連携を強化する。

〇安全対策の充実強化

・　スポーツによる外傷・障害予防のための体力測定、身体機能チェック等の定期的な実施を促進する。
・　関係省庁、関係団体等の連携の下、熱中症対策の取組を強化する（夏季においても安全にスポーツが継続できるような効果的な取組を普及する。）。

〇暴力・ハラスメント行為等の根絶

・　部活動・地域クラブ活動を含む運動・スポーツ指導において、いかなる理由であっても暴力・ハラスメント行為は正当化されないことを、ガイドライン等を通して周知徹底し、暴力・ハラスメント行為の根絶に向けた取組を進める。
・　スポーツ団体等と連携しながら、各スポーツ団体等が設置する相談窓口のより一層の周知とその活用等を図るとともに、各種ガイドラインの周知を徹底し、暴力やハラスメントに悩む人が声を上げられる環境整備を推進する。
・　スポーツ団体に対し、暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るため、ガバナンスコード[32]の周知を行う。

③スポーツ実施促進につながる防災等の他分野との連携

【背景・現状】

・　スポーツの実施促進を図るためには、スポーツへの参加ハードルを下げ、その裾野拡大を図ることが重要である。このため、スポーツそのものの振興だけでなく、日常生活に関連する他分野の取組とも連携してスポーツへの関心を高め、他分野との相乗効果を高めながらスポーツへの参加を促していくことが重要である。
・　防災分野においては、発災直後に被害を最小限に食い止めるため、国民一人一人が高い防災意識を持ち、避難等の的確な判断・行動を取れるような防災知識を身に付けることが重要とされているが、災害時に自立した避難や救助行動を可能にする「健康・身体能力（身体的な備え）」を平時から養うことへの重要性は、未だ十分に認識されていない。
・　さらに、防災訓練の参加・見学率は 48.7%（令和４年）から 44.7%（令和７年）へと減少しており、中でも社会の中核を担う「働く世代」において防災訓練への参加率が著しく低い。
・　防災の専門家からは、スポーツの「楽しさ」をきっかけとした防災の取組への参加促進や避難・救助行動をスポーツを通じて身に付けるという観点から、スポーツ分野と連携することへの期待が寄

[32] スポーツ団体ガバナンスコード。スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範。

せられる中、避難行動等をスポーツに見立てて防災教育を行った取組においては、参加のし易さへの高い評価とともに、防災知識の習得効果だけでなく、スポーツへの関心が高まるとする結果も得られている。

【目標】

・　誰もが直面しうる災害に備えた体づくりを目指した取組を推進することで、①地域防災の担い手となる地域住民の運動・スポーツに対するモチベーションと防災に対する意識を同時に高め、②楽しさや競技性があるプログラムを活用し、未来の地域防災の担い手となる子供を含めた防災教育への参加のハードルを下げつつ、災害時に実際に役立つ判断力・行動力・体力を鍛え、防災知識を高めるためのスポーツを通じた防災教育プログラムを開発し、全国に普及することにより、国民全体の防災力の底上げを図るとともに、自発的な運動・スポーツへの参画を後押しする。

・　防災以外の分野も含めて、スポーツの実施促進につながる取組との連携促進について検討を進めることにより、スポーツ参加の裾野の拡大を目指す。

【基本施策】

〇スポーツを通じた防災教育の開発・普及・定着

・　「運動への関心」と「防災への備え」を分断せず、スポーツを楽しむプロセスそのものが、災害時に直結する体力・判断力・知識の習得となる仕組みを備えた防災教育プログラムを開発し、地域における実証を通じてモデル化を図る。

〇スポーツを通じた防災教育を担う人材育成

・　スポーツ少年団の指導者や地域のスポーツ推進委員、防災士等を対象に、スポーツを通じた防災教育の全国的な普及・定着に向けて、地域等で実践・指導を行うことができるコーディネーターを養成する。

〇他分野との連携によるスポーツ実施促進の検討

・　防災分野以外についても、スポーツの持つ「楽しさ」等の価値を活用し、スポーツと連携することで相乗効果を生み出す取組について検討を進め、スポーツへの参加ハードルの引き下げ、参加機会の拡大により、スポーツ参加の裾野拡大を図る。

・　スポーツを通じた体づくりや心身の健康増進を図るうえでは、食事や栄養も重要な要素であることから、関係省庁における食育の取組との連携を推進する。

④ＡＩ等のデジタル技術の活用によるスポーツ促進

【背景・現状】

・　近年、ＰＨＲやウェアラブルデバイス等の普及、ＡＩによるデータ分析技術の進展により、個人の心身の状態や生活習慣に応じた運動・スポーツの内容・量・方法を提案することが可能となっている。これらのデジタル技術は、目的を持った運動・スポーツの実施に資する手段となる。

・　オンライン技術の進展により、場所や時間に制約されないオンライン型のスポーツプログラムや指導が可能となり、地域差を超えた運動・スポーツ機会の提供が拡大しつつある。

・　ｅスポーツについては、身体的負担が比較的少なく、世代や地域を超えた交流が生まれやすい特性を有しており、地域・社会とのつながりの創出や孤独・孤立対策、高齢者の社会参加の促進といった観点からも注目が高まっている。

【目標】

・　ＡＩ等のデジタル技術の活用により、国民一人ひとりの特性や生活環境に応じた運動・スポーツへのアクセスを向上させ、年齢、性別、障害の有無、居住地域等にかかわらず、誰もが無理なくスポーツに親しみ、継続できる社会の実現を目指す。

【基本施策】

〇デジタル技術の活用促進

・　ＰＨＲとの連携やウェアラブルデバイス等のデジタルデバイスの活用により、デジタル技術を用いて心身の状態に応じた効果的な運動・スポーツ実施を促すサービスや、デジタル技術を活用してオンラインのスポーツプログラムを提供するサービスの推進を図る。

※本施策は重点課題１（５）①にも記載あり。

・　ｅスポーツを活用し、地域・社会とのつながりや居場所や仲間づくりを広げ、孤独・孤立を解消する取組とともに、高齢者が地域で集い交流することを通じて外出機会や運動機会を拡大する取組を推進する。

〇デジタルコンテンツによる発信

・　身体診断「セルフチェック」動画や目的を持った運動・スポーツの実践プログラム動画など効果的なスポーツ実施促進コンテンツの発信を強化する。

重点課題２　ハイパフォーマンスの追求とアスリート等を取り巻く環境整備による、成果・知見の社会への還元

（１）スポーツ医・科学、情報等による多面的で高度な支援の実現◆

①大学や民間企業等とも連携したＨＰＳＣ[33]による支援の充実と研究の推進等◆

【背景・現状】

・　幅広くアスリート支援を充実させるため、ＨＰＳＣの機能を強化し、国際競技力向上を支える基盤を整備するほか、メダル獲得の可能性が高い競技に対しては、スポーツ医・科学、情報等の各分野のスタッフによる専門的かつ高度な支援を実施してきたが、競技の高度化・高速化・高難度化が進み、国際的にもますます革新的な技術を活用したデータ収集・分析等が進む中でアスリート支援の一層の高度化が求められていることから、スポーツ医・科学分野にとどまらない医学・情報・工学・パラスポーツ分野等、最先端の知見をＨＰＳＣにより一層取り入れていく必要があり、大学や民間企業等との連携が不可欠である。

・　ＨＰＳＣでは大学等と連携し、連携協定の締結、クロスアポイントメント[34]等人事交流の実施、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供等を行っており、若手研究者及び専門人材を戦略的・計画的に育成するために、更なる連携強化を図る必要がある。

・　オリ・パラ一体での競技力向上に向けたパラアスリートへの医・科学支援の強化など、これから続く国際競技大会等を見据えた、アスリート支援・環境整備等を通じた持続可能な国際競技力向上に取り組むことが求められる。

【目標】

・　オリ・パラ一体での競技力向上に向け、スポーツ医・科学、情報等のサポート分野の先端的な研究を大学や民間企業等と推進し、得られた知見の活用により、ＨＰＳＣや地域の関係機関におけるアスリートへのスポーツ医・科学、情報等によるサポートの一層の充実を図る。

・　大学等と連携し、人事交流の実施、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供等により、若手研究者及び専門人材の戦略的・計画的な育成をより一層推進する。

＜数値目標＞

・　研究成果に関する査読付き論文の発表数：毎年度 100 本以上

・　大学や民間企業等との共同研究数：増加（目標値：前年対比 100%以上）

・　有望なトップアスリートに対して課題を明確にし、スポーツ医・科学、情報を融合させたサポートを提供することにより競技力向上に寄与した数：増加（目標値：前年対比 100％以上）

【基本施策】

○先端的なスポーツ医・科学研究の推進

・　大学や民間企業等との連携によるスポーツ医・科学分野にとどまらない医学・情報・工学・パラスポーツ分野等、先端的なスポーツ医・科学研究を推進するとともに、研究で得られた知見を実践において活用（実装化）できるよう取り組む。

[33] ハイパフォーマンススポーツセンター。東京都北区・西が丘にあるＪＩＳＳとナショナルトレーニングセンター（ＮＴＣ）の機能を一体的に捉えた、ＪＳＣが運営する我が国の国際競技力向上の中核拠点。

[34] 研究者等が、大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。

〇外部機関との連携による戦略的・計画的人材育成

・　スポーツ医・科学等の分野の若手研究者及び専門人材を戦略的・計画的に育成するため、大学や民間企業等とＨＰＳＣとの一層の連携強化を図り、研究人材の交流、教育プログラムの開発、ＨＰＳＣの場を活用した実践機会の提供を推進する。

〇スポーツ医・科学、情報等を活用したメダル獲得最大化のための支援

・　強化合宿や競技大会においてスポーツ医・科学、情報等を活用したトップアスリートへの支援を行うとともに、大規模国際競技大会において、各連携機関との役割を明確にした上で、トップアスリートやコーチ等へ競技直前準備に必要な機能を提供する。

〇オリ・パラ一体での競技力向上に向けた取組の推進

・　ＨＰＳＣはトップアスリートの育成・強化の観点からスポーツ医・科学、情報等の研究・支援を行う中核的な拠点として、ハイパフォーマンススポーツ[35]に関する情報収集、ＡＩ等のデジタル技術を活用したデータ分析の充実、パラリンピック競技の用具をはじめとした競技用具等に関する研究の実施、ＪＩＳＳ[36]クリニックの体制整備などＨＰＳＣの機能強化を通じてＮＦによるスポーツ医・科学、情報等に基づく選手強化活動を促進する。

・　パラリンピック競技における国際競技力向上に当たって、障害に応じた選手の適性判断や適切な助言、より公平なクラス分けの国際基準作りへの積極的な参画が重要であることから、クラス分けに係る調査研究や人材育成・配置に引き続き取り組む。

②女性アスリートの競技参画の促進◆

【背景・現状】

・　女性アスリートは月経随伴症状によるコンディションへの影響や、過度なトレーニング、食事制限等によって引き起こされる、「利用可能エネルギー不足」「無月経」「骨粗しょう症」などの三主徴と呼ばれる健康課題等を抱える場合があるため、全ての年代に対応する、心身の健康を保ちつつスポーツに取り組める方策を講じることが重要である。

・　女性トップアスリートにとって妊娠・出産・育児などのライフイベントを諦めることなく競技生活と両立させることが困難な状態となっているが、他国と比べ、その競技環境の整備が遅れているため、安心して競技活動を継続できるようなトレーニングサポートや育児サポートなどの支援プログラムが求められている。

・　これまでの取組の成果や知見について、学術的文献となっているものが多く、競技現場での十分な活用が進んでいないため、従来の成果や関連情報を収集し、誰もが使えるように編集、一元管理されたオンライン・プラットフォームの充実や、居住地域にかかわらず支援を受けられるネットワークの構築など、成果・情報の利活用方策が必要となっている。

・　近年の女性パラアスリートの増加、活躍に伴い、パラアスリートに対応した支援プログラムの充実も急務となっている。

【目標】

[35] 国際競技大会等での活躍を目指すアスリートによる、スポーツの卓越性を目指すスポーツ活動。

[36] 国立スポーツ科学センター（Japan Institute of Sports Sciences）。我が国の国際競技力向上に向けスポーツ医科学等の分野から支援を行う拠点。

・　ジュニア期を含む全ての年代の女性アスリートが健康に競技を継続できる環境の整備や、ライフイベントに左右されずに競技力向上を目指すための支援を行うとともに、模範事例の発信や、ＨＰＳＣの有する有益な知見を誰もが正しく活用できるかたちで現場に展開することにより、アスリート、コーチ、保護者等の全ての関係者の理解促進を図る。

＜数値目標＞

・　メディカルチェックで課題ありとされた女性アスリートの割合：67.4%(令和７年度)から減少
※課題を早期に把握し、各課題に応じた必要な支援につなげることで選手が安全に競技活動を継続でき、その結果として健康上の課題を有する選手の減少

・　女性アスリートや指導者啓発のための電子マニュアル、コンテンツ数：増加
※あわせて、コンテンツ等の質の向上、活用状況の把握にも努めていく。

【基本施策】

〇女性アスリートが健康に競技継続できるための環境整備

・　女性アスリートの健康課題等を解決するため、医・科学サポート等を活用した女性アスリートの健康的な競技環境の充実や相談窓口の設置、競技活動を継続しながらライフイベントを充実させるための妊娠期、産後の支援プログラムにより、今後一層の環境整備と競技力向上を推進する。

〇研究成果や知見・ノウハウの還元

・　最新知見蓄積のための研究活動を継続するとともに、これまで事業で実施した研究成果や知見・ノウハウを、年齢や競技別、課題別に整理・集約し、トップアスリートに加えてジュニアからシニア世代、指導者、保護者等、居住地にかかわらず誰もが簡便に利活用できるオンライン・プラットフォームの整備や、カンファレンス等の開催により、広く現場に還元する。

③国際競技力向上を支える調査研究・分析及び国際情報収集にかかる機能強化◆

【背景・現状】

・　近年の国際競技大会においては、実施競技や種目構成、競技制度等を含めた環境が急速かつ継続的に変化しており、その対応力が競技成績に大きく影響する状況となっている。

・　このような環境下では、単に情報を収集・蓄積するだけでなく、意思決定に必要な情報を適切に整理・提供するとともに、それを基に判断できる情報リテラシーを備えることが重要である。すなわち、情報が理解され、意思決定に活用され、戦略や現場の取組に反映される一連のプロセスを確立することが競技力向上に直結する。

・　実際、国際的な競技動向や制度変更への対応の巧拙が競技成績や大会出場に直接的な影響を及ぼす事例も見られており、エビデンスに基づく意思決定と行動変容の重要性が高まっている。

・　また、多様な競技特性及び障害特性に対応するための知見やエビデンスの蓄積・活用は依然として十分とは言えず、特にパラリンピック競技分野においては体系的なエビデンスの蓄積と活用が課題となっている。また、調査研究や国際情報収集の成果が意思決定や強化施策、競技現場の取組に十分に結び付いていない状況が見られる。

・　さらに、これらの取組は属人的又は断続的となりやすく、取組の質や深度にばらつきが生じていることから、情報の収集・分析から意思決定、戦略及び現場への実装に至るまでの一連の流れを一体的に強化することが求められる。

【目標】

・　国際的な知見や有益なデータ、情報を取り込む体制を構築し、スポーツ界の情報リテラシーを更に向上させ、持続可能な国際競技力向上に向けてエビデンスに基づく意思決定を行う。

＜数値目標＞

・　データベース利用数（検索数・閲覧数）：前年対比 100％以上

・　ニュース配信登録者数：前年対比 100％以上

【基本施策】

〇エビデンスの体系的蓄積と戦略的活用

・　競技力向上を取り巻く変化、課題及び多様な障害・競技特性に対応するため、ＪＳＣ、ＪＯＣ、ＪＰＣ、ＪＳＰＯ及びＮＦが連携し、現場のニーズに即して、意思決定者が判断できるように、調査研究や国際情報の収集・分析の強化とエビデンスの戦略的活用を推進するための基盤を整備する。

〇意思決定者のリテラシーの更なる向上

・　意思決定に資する国際情報や研究成果を体系的に整理・提供するとともに、意思決定者の情報リテラシーを向上させ、エビデンスに基づく判断と行動変容を促進する。

〇競技現場における質の高いデータ・情報の適用

・　調査研究や分析及び国際情報収集によって得られた知見が、日常的な強化活動や競技現場の取組に十分活用されていないという課題を踏まえ、研究成果やデータ・情報を実践につなげるための情報リテラシー教育や現場における活用を前提とした環境整備を行い、研究成果やデータ・情報に基づいた戦略策定・予算配分・意思決定等を推進する。

④強化活動を支えるＤＸの推進

【背景・現状】

・　持続可能な国際競技力向上を図るため、これまでスポーツ医・科学、情報の知見に基づくコンディショニングサポートについて、場所や時間を問わずに行うことができる仕組みの実証研究や、デジタル等の技術を活用した多様な支援手法に関する研究を実施してきたが、更なる支援の高度化のため、めざましく発展しているＡＩ等の先端デジタル技術やデータの活用をより一層進めていく必要がある。

【目標】

・　アスリートへのスポーツ医・科学、情報等による支援において、ＡＩ等の先端デジタル技術やデータの活用を促進する。

＜数値目標＞

・　デジタル技術を活用した競技支援研究の活動報告、知見、ノウハウの提供件数：毎年度 10 件以上

【基本施策】

〇デジタル技術等を活用したアスリート支援の推進

・　国及びＪＳＣは、関係機関と連携し、アスリートへの支援の充実を図るため、ｅスポーツを含むハイパフォーマンススポーツに関する情報収集、ＡＩ等の先端デジタル技術を活用したデータ

分析や支援手法などのスポーツ医・科学、情報等の研究の推進に取り組むとともに、ＡＩ等のデジタル技術を活用したデータ分析の高度化・高速化のための情報基盤の整備を進める。

（２）スポーツ・インテグリティ[37]の強化◆

①スポーツ団体におけるガバナンス体制の強化◆

【背景・現状】

- ガバナンスコードに基づき、ＮＦは年１回コードの遵守状況に関する自己説明を行うとともに、４年に一度統括団体[38]による適合性審査[39]を受けることにより、ガバナンスの確保に努めている。
- コードの普及・理解促進を図るため、スポーツ庁はＮＦ役職員を対象とした研修会・ワークショップを実施しているが、アンケートの結果、内容の理解自体は進んでいる様子。
- 一方、適合性審査２巡目（令和６年度～）以降、要改善の指摘を受ける団体が多く存在する[40]ことから、理解は進んでいるものの、実行化に至っていない点が課題と考えられる。
- また、円卓会議で報告される不祥事数も多くはないが、本会議で報告する不祥事の基準には該当しない、ＮＦにおけるガバナンスにも関連する不祥事事案は継続して発生している状況。
- さらに、ＮＦのみならず一般スポーツ団体も含め、スポーツ団体と地方公共団体、民間事業者等の関連機関・団体等が連携して、自主的・自律的にガバナンスを強化し、誰もが「する」「みる」「ささえる」ことを通じてスポーツの価値を享受できるように取り組む必要がある。

【目標】

- 関係団体と連携した取組によりスポーツ団体の組織運営の透明化を図りつつ、スポーツ団体のガバナンス機能不全及び関係者のコンプライアンス違反の根絶を目指す。

＜数値目標＞

- スポーツ団体ガバナンスコード・適合性審査で不適合とされた団体数：０件
- 適合性審査で要改善事項の指摘を受けた団体のうち、フォローアップにて改善が確認された団体の割合：100％

【基本施策】

○ガバナンスコードの実効化

- コードに沿った組織体制の構築に向け、組織規模や組織運営の実態を考慮した研修等を実施する。
- スポーツ団体が課題解決に自発的に取り組むために、スポーツ団体同士の知見の共有や情報交換の機会の確保に取り組む。
- 各ＮＦにおける女性理事割合の目標設定及び具体的方策の実施を促し、女性理事のいないＮＦをなくすための支援を行う。

37 スポーツが様々な脅威により欠けるところなく価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

38 ＪＳＰＯ、ＪＯＣ、ＪＰＳＡの３団体の総称。

39 統括団体が実施しＮＦが４年ごとに受審する、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する審査。

40 スポーツ庁調べ

・　一般スポーツ団体に対し、自主的・自律的なガバナンスを確保できるよう、引き続きガバナンスコードを周知する。

〇ガバナンス確保に向けた仕組みの再検討

・　適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、コードの改定並びに適合性審査の運用及び評価の在り方の再検討を含め、各団体が自主的・自律的にガバナンス強化に取り組むための環境整備について見直しを行う。

〇質の高い指導者養成への支援

・　ＪＳＰＯの公認スポーツ指導者制度及びＪＰＳＡの公認パラスポーツ指導者制度等と連携し、暴力やハラスメント等に関するコンプライアンス教育の実施を支援する。

※本施策は重点課題２（２）②にも記載あり。

②外的要因に左右されずスポーツに専念できる環境の実現◆

【背景・現状】

・　アスリートは競技において最高のパフォーマンスを発揮できる環境が求められるところ、競技とは直接に関係しない外的要因によってこれらの環境が害されることを避ける必要がある。

・　ＩＯＣがパリ 2024 夏季オリンピックにおいてＳＮＳ上の投稿等の削除申請を実施した件数は 10,200 件以上に上る[41]ほか、ＪＯＣがミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック期間中に実施したＳＮＳモニタリングの結果、誹謗中傷に該当するとして削除申請が実施された件数は 1,913 件[42]であり、アスリートが大会期間中に多数の誹謗中傷に曝されていることが明らかとなった。

・　ＮＦの多くがスポーツ仲裁にかかる自動応諾条項[43]を採択している一方、未採択の団体も存在する[44]。

・　その他、性的な意図を持った写真や動画の撮影・流布による被害や、海外で日本人アスリートがスポーツ賭博に関連して利益を得るために競技の不正操作に関与したことで有罪判決を受けた事例が生じている。

【目標】

・　誹謗中傷を受けたアスリートに対する法務支援及び社会に対する広報・啓発活動並びにスポーツ仲裁制度の普及・啓発等を図ることで、アスリートが外的要因に左右されず、常に最高のパフォーマンスを発揮できる環境を実現することを目指す。

＜数値目標＞

・　「誹謗中傷への対策があることにより、誹謗中傷に起因する不安が軽減された」と答えるアスリートの割合：100%

41「World Mental Health Day: How the IOC ran the largest online abuse prevention programme ever conducted in sport at Paris 2024」（ https://www.olympics.com/ioc/news/world-mental-health-day-how-the-ioc-ran-the-largest-online-abuse-prevention-programme-ever-conducted-in-sport-at-paris-2024）（2026 年 6 月閲覧　IOC ホームページ）

42「ミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック大会報告」（令和８年３月　スポーツ政策の推進に関する円卓会議（第 12 回）配布資料 4-1）

43 スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を活用することを定めたもの。

44 公益財団法人スポーツ仲裁機構（ＪＳＡＡ）調べ

・　スポーツ仲裁の自動応諾条項を採択したＮＦの割合：100％

【基本施策】

〇アスリートや競技関係者に対する誹謗中傷対策/写真や動画による性的ハラスメントの防止

・　アスリートに対する誹謗中傷等が生じた場合に速やかに対処できるよう、ＪＯＣ及びＪＰＣと連携してアスリートからの相談等に対応するための法務支援体制の充実に取り組む。

・　あらゆるアスリート及び競技関係者に対する誹謗中傷等が許されないという認識を浸透させるために、社会に対する広報・啓発の充実を図る。

・　アスリートのメンタルヘルスを向上させ、競技に専念できるよう、ＨＰＳＣにおける心理サポートの知見等を活用する。

・　諸課題等について、関係省庁と連携して検討を進める。

〇スポーツ仲裁にかかる理解の促進

・　スポーツ仲裁制度のより一層の浸透に向けて、スポーツ仲裁の必要性やアスリート等がスポーツ仲裁を利用する際の手続等の制度の周知・啓発を含め、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が行う各種取組を促進する。

〇競技の不正操作の防止

・　関係団体と連携し、競技の不正操作の防止に資する方策を検討する。

〇質の高い指導者養成への支援

・　ＪＳＰＯの公認スポーツ指導者制度及びＪＰＳＡの公認パラスポーツ指導者制度等と連携し、暴力やハラスメント等に関するコンプライアンス教育の実施を支援する。

※本施策は重点課題２（２）①にも記載あり。

③ドーピング防止活動の推進

ア．国際的なドーピング防止体制における参画と協働

【背景・現状】

・　世界アンチ・ドーピング機構（以下「ＷＡＤＡ」という。）の規程等を遵守するため、ＷＡＤＡの監査等にも対応して必要な改善を行いつつ、ドーピング防止活動を着実に実施している。

・　我が国はＷＡＤＡ創設以来の理事国・執行委員国として国際的なドーピング防止活動の意思決定等に人的な貢献を果たしており、特にアジア地域においてリーダーシップを継続的に発揮していくことが重要である。

・　関係機関・団体等と緊密に連携しながら、ＷＡＤＡやユネスコ等における国際的なドーピング防止体制の不断の改善のための議論に積極的に参画することが必要である。

【目標】

・　ＷＡＤＡやユネスコ等の国際会議における意思決定プロセスに参画し、国際的なドーピング防止体制の不断の改善に貢献するとともに、アジア地域をリードする立場から国際協力の充実を図り、我が国の国際的なプレゼンスの維持・向上を目指す。

＜数値目標＞

・　ＷＡＤＡにおける日本政府が占める主要ポスト：２議席の維持

【基本施策】

〇国際的な議論への参画

・　ＪＳＣ及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（以下「ＪＡＤＡ」という。）と連携し、ＷＡＤＡやユネスコ等の会議において、多角的な貢献や主要なポストの獲得・再選に向けた戦略的な取組を通じ、我が国及びアジア地域の立場を国際的な議論に反映させることで、我が国のプレゼンスを維持し向上させる。

〇ドーピング防止活動における国際協力

・　ＷＡＤＡ、ＪＡＤＡ等と連携し、アジア地域等におけるドーピング防止機関の能力開発支援を引き続き主導するとともに、日本が培った研究開発を含む知見の共有を通じて地域全体の組織基盤の強化に寄与する。

イ．専門人材の育成・確保

【背景・現状】

・　ドーピング防止活動は、複数分野から多面的に取り組む必要があることから、関係団体間の連携を通じた体制の一層の強化が求められている。

・　ドーピング検査は、ＷＡＤＡの国際基準を遵守する必要があり、ドーピング検査員及びこれを補助する者等のドーピング検査を担う人材の継続的な育成及び能力の向上が必要である。また、国内で開催される国際競技大会を円滑に実施するため、国際競技大会に対応可能なドーピング検査員等について、安定的に必要数を確保できるよう、人材の育成を進めるとともに、これまで育成してきた者が継続的に経験を積めるようにすることが重要である。

・　教育の国際基準に基づく我が国の Educator[45]制度は質の高さが評価できる一方で、Educator を配置する関係団体等の意見も反映させ、持続可能な制度の実現に向けた検証・改善が必要である。

・　ドーピングの巧妙化・複雑化に伴い、ドーピング防止規則に関する最新の知識とドーピングを取り巻く潮流を踏まえてドーピング紛争に携わる専門人材の不足が課題となっている。

【目標】

・　ドーピング検査をはじめ、教育、結果管理等の多岐にわたる活動領域を支える専門人材を戦略的に育成・確保し、国際基準を遵守した国内実施体制を整備・強化する。

【基本施策】

〇専門人材の育成・確保

・　ＪＡＤＡ等と連携し、定期的な研修の実施、国際検査機関（International Testing Agency（ＩＴＡ））等が実施する国際的な育成プログラムや国際競技大会への検査員の派遣等を通じて、検査員の質を国際標準のレベルに維持するなど、引き続き国際基準等に基づく必要な検査体制の整備に努める。

・　ＪＡＤＡ、統括団体等の関係機関と連携し、アスリートやサポートスタッフ等が正確かつ最新の情報に基づきドーピング防止に関する適切な意思決定を行うことができるよう、教育に関する国際基準に準拠した Educator の確保及び資質向上を支援する。

[45] ＷＡＤＡが示す「教育に関する国際基準」に定められた要件に従って、署名当事者であるＪＡＤＡによる研修及び認定を受け、教育を提供するための権限を付与された者をいう。

・　ＪＳＣ、ＪＡＤＡ等と連携し、結果管理に関する国際基準を遵守した公正かつ迅速な聴聞手続等を遂行するため、ドーピング紛争に携わる法務・実務専門家の育成及び資質向上を図る。

ウ．多角的な研究活動の促進

【背景・現状】

・　ドーピングの巧妙化・複雑化に対応するため、新たな分析技術の開発や、ドーピング検査のアスリートに対する負担を軽減する検査技術の開発等の必要性が高まっている。

・　ドーピングが倫理的、文化的、教育的課題であるという国際的な認識が深まっていることを受け、ドーピングの実際の蔓延度を客観的に評価する研究や、教育プログラムの有用性、アスリートの意思決定過程、ドーピング文化の要因に関する研究等、クリーンでフェアなスポーツ環境の整備に寄与する社会科学研究の重要性も高まっている。

【目標】

・　巧妙化・複雑化するドーピングへの対応やアスリートの負担軽減に資する最先端の科学研究を加速させるとともに、社会科学研究へと射程を広げることで、多角的な知見に基づく包括的なドーピング防止体制を構築する。

【基本施策】

〇多角的な研究活動の促進

・　ＪＡＤＡ、我が国のＷＡＤＡ認定分析機関、大学・研究機関及び民間事業者等と連携し、巧妙化・複雑化するドーピングに対する分析技術やアスリートの負担軽減につながる検査手法の開発など、国内におけるドーピング防止に関する最先端の科学研究の展開を加速させる。

・　ＪＡＤＡ、大学等と連携し、ドーピングを倫理的・文化的・教育的課題と捉えた社会科学研究の戦略的な基盤構築を図る。

エ．教育・啓発の体系的推進

【背景・現状】

・　我が国のドーピング防止規則違反確定率は国際的に見て低水準を維持しているものの、毎年数件のドーピング防止規則違反が発生しており、その対象はトップアスリートからスポーツ活動に関わる学生まで広範囲にわたる。

・　国際的な潮流としては、禁止物質が含まれた治療薬や栄養補給剤の誤った摂取に加え、様々な汚染源を起因としたドーピング防止規則違反が報告されている。

・　ＷＡＤＡの国際基準において、スポーツの価値を保護し、アスリートが公平・公正なスポーツに参加する権利を守るため、ドーピング防止教育に対する要求水準が上がっている状況にある。

・　国及びＪＡＤＡは、統括団体等と連携のもと、令和４年３月に策定した「教育に関する国際基準の履行に向けた戦略計画」に基づき国内における教育実施体制を整備した。一方で、アスリートの育成過程に応じた継続的な教育の重要性が高まる中、関係団体間の連携や役割分担の整理が十分でなく、教育機会の重複が見られること等から、戦略計画の見直しが必要である。

・　ドーピングは、競技活動における不正行為であると同時に健康被害をもたらす公衆衛生上の課題であることから、令和６年７月９日にスポーツ庁と日本製薬団体連合会は「スポーツにおける医薬品の不適切使用の防止に関する共同宣言」を行い、スポーツ界と製薬業界の積極的な連携を推進することとした。

【目標】

・　関係機関が緊密に連携し、各組織の資源や機会を共同活用することで、教育対象者に応じた効果的かつ効率的な教育機会の提供体制を構築する。

・　関係団体と緊密に連携し、トップアスリートのみならず、スポーツ愛好家などの広く一般に対しても、スポーツの価値や医薬品の不適切使用の防止等の普及啓発を推進する。

＜数値目標＞

・　オリ・パラ競技種目における国内競技団体所属選手によるドーピング防止規則違反件数：毎年３件以下

【基本施策】

〇教育・啓発の体系的推進

・　ＪＳＣ、ＪＡＤＡ、統括団体等の関係団体と協議の上、教育に関する国際基準を遵守した国内のドーピング防止教育に関する戦略計画を推進するため、各組織が保有するネットワークや研修機会を相互に活用し、障害の有無にかかわらず、アスリートやサポートスタッフ等に対し、効果的かつ効率的に教育を提供する場を創出する。

・　ＪＳＣ、ＪＡＤＡ等と連携し、サポートスタッフ、医師や歯科医師、薬剤師等を含む幅広い層に対する情報提供や研修機会の確保及び学校における指導及び啓発を推進する。

・　ドーピングを公衆衛生上の課題と捉え、関係団体と連携し、スポーツにおける医薬品の不適切な使用等に伴う健康被害やリスク等を広く社会へ周知する。

オ.インテリジェンス活用体制の整備・推進

【背景・現状】

・　国際的な潮流においては、競技の公平性・公正性を損なう行為を多面的に把握することの重要性が強調されており、ドーピング検査だけでは捕捉できないドーピング防止規則違反への対応の必要性が指摘されている。これを受け、ドーピングの可能性やパターンを把握し、検査・調査・制裁を効果的に行うために用いられる情報及び分析結果であるインテリジェンスを活用する必要がある。

・　平成 29 年、ＪＳＣにドーピング通報窓口が設置されたほか、平成 30 年には「スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律」（平成三十年法律第五十八号 。以下「ドーピング防止活動推進法」という。）において、国内外の関係機関間でドーピングに関する情報を共有するための規定が整備された。

【目標】

・　ドーピング検査を補完し、その効率性を高めるため、国の行政機関、ＪＳＣ、ＪＡＤＡ等の関係機関間における情報の共有・分析体制を整備・活用し、より実効性の高いドーピング防止活動を展開する。

【基本施策】

〇インテリジェンス活用体制の整備

- ＪＳＣ、ＪＡＤＡ等と連携し、ドーピング防止活動推進法に基づき、関係省庁間等で情報を共有できる仕組みを適切に運用する。
- ＪＳＣ及びＪＡＤＡは、ドーピング通報窓口やそのほかの情報源により収集された情報を調査・分析し、各競技のリスク評価等に基づいた検査対象・時期の特定など、インテリジェンスを基盤とした効率的な検査配分計画の立案・実施に関する必要な活動を行う。

（３）競技活動段階からのキャリア形成支援、アスリートの特性を生かした組織の活性化◆

【背景・現状】

- アスリートが競技で培った判断力や適応力、自己管理力や目標達成能力等を最大限に生かすことは、変化の激しい社会や国際競争の中で、企業等が持続的に成長していくための大きな力になる。
- 一方、こうしたアスリートの能力が企業等の持続的な成長に貢献するという考え方は企業等のみならず、アスリート自身にも十分認識されていない。
- また、アスリートの能力や特性を生かした企業・団体・地方公共団体等における人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化についての取組の事例が社会全体に幅広く浸透していない。
- 加えて、アスリートのキャリア形成支援に積極的に取り組むスポーツ団体等はいまだ多勢とはなっていない。

【目標】

- アスリートのキャリア形成支援をより多角的に促進し、アスリートの能力の社会への還元を図る。

＜数値目標＞

- アスリートのキャリアデータ把握/公開数増：年 20 事例以上
- アスリートが活躍する企業・団体・地方公共団体等における取組の把握／事例公開：令和 13 年度までに 15 事例
- 調査研究成果等の活用セミナー実施回数：年２回

【基本施策】

〇企業・団体・地方公共団体等側への調査研究・活用

- アスリートの能力の社会への還元を図るため、アスリートの能力や特性を生かした企業・団体・地方公共団体等における人材育成、業務運営の改善・柔軟化、組織の活性化についての取組の事例収集・調査研究を行い、その成果を活用したセミナー等を実施する。

〇アスリート側への調査研究・活用

- アスリートのキャリア形成支援をより多角的に促進するため、スポーツ分野・スポーツ関連分野・スポーツに関係しない分野それぞれにおけるアスリートの活躍事例の収集・調査分析を行い、その成果を活用したセミナー等を実施する。

〇農業界でのアスリートの活躍の推進

- 農業界及びスポーツ界が連携を深め、スポーツが持つ発信力や求心力も生かしながら、地域に新たな活力を生み出していく。そのため、今後創設される官民連携のプラットフォーム等を活用し、

地域農業ファン層の形成、セカンドキャリアで農業を行うアスリートや地域振興と農業に取り組むチームの事例等の掘り起こし・横展開を推進する。

（４）アスリートの強化活動基盤の確立・強化

①強化戦略に基づく競技力向上支援システムの確立

【背景・現状】

・　我が国の国際競技力向上施策は、ＮＦが策定する中長期の強化戦略プラン[46]を基軸として、アスリートの発掘・育成・強化を一体的に推進する取組を進めてきた。強化戦略プランの策定支援や協働コンサルテーション[47]等を通じ、プランに基づく取組は一定の成果を上げており、今後もこうした取組を継続・発展させていくことが重要である。

・　一方、アスリート育成パスウェイ[48]については、ＮＦごとに取組の進展状況や成熟度に差が見られる。特に、地域や関係機関との連携、データや測定会を活用した発掘・育成の仕組み、パラリンピック競技分野におけるタレント発掘の取組等については、取組の体系化や横断的な共有が一層求められている。

・　今後、少子化の進行や競技環境の高度化を踏まえ、持続可能な国際競技力向上を図るためには、既存のアスリート育成パスウェイ（日本版ＦＴＥＭ[49]等）や各種発掘・育成の取組を前提としつつ、それらが ＮＦの中長期強化戦略の下で一貫して位置付けられ、発掘から育成・強化までが戦略的に連動する形で運用されることが重要である。このため、ＮＦが策定する強化戦略に基づき、発掘・育成・強化の各取組が着実に連携して進められるよう、取組全体を俯瞰した支援の充実が求められている。

【目標】

・　ＮＦが策定する中長期の強化戦略に基づき、アスリートの発掘・育成・強化に関する取組が一貫して実施されるよう、アスリート育成パスウェイの整備や強化戦略プランの実行を支援する仕組みを充実させ、競技力向上に向けた取組の計画性と継続性を高める。

＜数値目標＞

・　オリンピック・パラリンピック開催前年におけるメダルポテンシャルアスリート（ＭＰＡ[50]）数：夏季 250 人、冬季 70 人

※本数値目標は重点課題２（４）②にも記載あり。

46 各中央競技団体（ＮＦ）が直近及び２大会先のオリンピック・パラリンピックにおける成果を見据えて策定する中長期の選手強化のための戦略プラン。

47 ＪＳＣ ＪＯＣ及びＪＰＣにより構成される協働チームと各ＮＦの強化責任者が、強化戦略プランの　目標達成に向けた進捗状況等を確認の上、課題解決のための意見交換や情報提供等を行うもの。

48 年齢や発達段階等に応じて、競技力の基礎形成からトップレベル到達までを体系的・段階的に設計した選手育成の枠組み。

49 アスリートの育成過程を「Foundation、Talent、Elite、Mastery」に分けたオーストラリアのフレームワークを基に、日本の競技スポーツの基盤を踏まえたアスリート育成の在り方を根拠に基づいて段階的に見える化した枠組みとしてＪＳＣが開発したもの。

50 メダル獲得の潜在力を有するアスリート。

【基本施策】

〇強化戦略の実行支援

・　中長期強化戦略の着実な実行に向けて、ＮＦが策定する強化戦略プランについて、アスリートの心身への配慮の観点を含めた課題整理や対応方策の検討等を通じ、戦略に基づく取組が円滑に進むよう支援を行う。

〇アスリート育成パスウェイの整備・高度化

・　発掘から育成・強化までの一貫性確保に向けて、ＮＦにおける競技別パスウェイモデルの構築・改善を支援するとともに、データベースや測定会等を活用した発掘システムの整備を進める。

〇地域・関係機関と連動した発掘基盤の強化

・　地域と一体となった人材発掘の推進に向けて、地方公共団体が行うアスリート発掘の取組を支援するとともに、特にパラリンピック競技分野における関係機関との連携を通じた取組の充実を図る。

〇競技横断的な知見共有の促進

・　競技間での取組の底上げに向けて、協働体制を通じて得られた課題や好事例の共有を進め、ＮＦ間での横断的な活用を促進する。

〇今後の国民スポーツ大会について

・　国民スポーツ大会は、将来有望なアスリートの発掘及び育成を含め、我が国及び地域における競技力向上に資するものであることから、国、ＪＳＰＯ 及び開催地の都道府県が一体となって実施するとともに、2036 年以降の大会が「魅力ある持続可能な大会」となるよう、実現可能な見直しは前倒しの実施も含めて、改革を進める。

※本施策は重点課題２（５）①にも記載あり。

②強化活動体制の充実

【背景・現状】

・　国際競技力向上に向けては、競技会に近い環境での実践や国際レベルの選手・指導者との継続的な接触が不可欠であり、特に冬季競技を中心に、海外合宿や海外滞在型の強化活動が競技力向上に大きく寄与してきた。競技特性や競技環境を踏まえると、国内のみで完結する強化活動には構造的な限界があり、海外を拠点とした計画的な強化活動の重要性は今後更に高まることが見込まれる。

・　また、夏季競技においても、国際競技大会を見据え、国内外を組み合わせた継続的な強化活動が競技力向上に欠かせないものとなっている。

・　こうした強化活動を実効的に進めるためには、海外合宿や国際競技大会派遣の機会を安定的に確保するとともに、滞在期間中の指導・支援体制を含めた活動基盤の充実が必要である。

・　加えて、競技の高度化・専門化に伴い、中長期的な視点から強化活動を統括する強化責任者や、現場で指導を行うコーチ、専門スタッフの役割は一層重要となっている。

・　今後は、競技特性に応じた強化活動を継続的に実施できるよう、人的体制と活動環境の両面から強化活動体制の充実を図っていくことが求められている。

【目標】

・　選手強化活動を支える人材及び活動環境の充実を図り、各競技において中長期的な視点に立った強化活動を安定的に実施できる体制を構築する。

＜数値目標＞

・　オリンピック・パラリンピック開催前年におけるメダルポテンシャルアスリート（ＭＰＡ）数：夏季 250 人、冬季 70 人

※本数値目標は重点課題２（４）①にも記載あり。

【基本施策】

〇競技環境を踏まえた強化活動の充実

・　競技特性に応じた強化活動の実施に向けて、国内外での合宿や大会派遣、海外チームの招待等を通じた実践的な強化活動を支援する。

〇指導者・スタッフ体制の更なる充実

・　選手強化活動の質の向上に向けて、中長期的な強化戦略を統括する強化責任者、現場で指導を行うコーチや、アスリートの発掘・育成・強化を一体的かつ計画的に推進するための人材、スポーツ医・科学、情報分野の専門的知見を有する人材の配置や資質向上に向けた取組等、体制整備を支援する。

（５）地域における競技力向上の観点を含めた、ＨＰＳＣの機能強化

①地域における競技力向上を支える体制の構築

【背景・現状】

・　各地域のスポーツ医・科学センターや大学等の関係団体によるコンソーシアムの形成及びＨＰＳＣとの連携を通じて、居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学のサポートを受けられる環境の整備を推進してきたが、横展開に資する情報の発信や支援内容の質の向上等が課題となっている。

・　ナショナルトレーニングセンター（以下「ＮＴＣ」[51]という。）競技別強化拠点で活動するトップアスリート等へのスポーツ医・科学、情報サポート体制等の整備・充実に向け、ＨＰＳＣ及び地域のスポーツ医・科学センターや大学等との連携を推進するために、ＮＴＣ競技別強化拠点に機能強化ディレクターを配置してきたが、活動が限定的になっており、連携強化を図るための新たな事業展開の検討が必要となっている。

【目標】

・　ＡＩをはじめとしたデジタル技術の活用等により、居住地域等にかかわらず全国でスポーツ医・科学、情報等による個々の選手に適したサポートを受けられる環境を実現するために、地域のスポーツ医・科学センター、大学等と連携をより一層進めるとともに、地域における競技力向上を支える体制の充実や支援内容の質の向上に資する取組を推進する。

・　国際競技力向上に関する既存事業との連携も含め、各ＮＴＣ競技別強化拠点でのスポーツ医・科学、情報等によるサポート支援体制の充実を図る。

[51] 我が国におけるトップレベル競技者の国際競技力の総合的な向上を図るトレーニング施設。

＜数値目標＞

・　ＮＴＣ競技別強化拠点におけるＨＰＳＣ及び地域のスポーツ医・科学センター、大学等と連携したスポーツ医・科学、情報等によるサポート実施回数：スポーツ庁が指定する各ＮＴＣ競技別強化拠点において毎年度１件以上

【基本施策】

〇地域における競技力向上を支える体制の構築

・　国及びＪＳＣは、地域でのアスリート強化活動・育成において、スポーツ医・科学、情報等によるサポートを受けられる体制を整備するため、ＨＰＳＣとＮＴＣ競技別強化拠点や地域のスポーツ医・科学センター、大学等とのネットワークを構築し、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポート体制の充実を図るとともに、ＨＰＳＣ等に蓄積されたスポーツ医・科学、情報等の知見を地域へ繋げ、地域におけるスポーツ医・科学、情報等によるサポートを担う人材の育成を進める。

・　持続可能な国際競技力向上に資するよう、都道府県競技団体（ＰＦ）を含む地域のスポーツ団体、地方公共団体、企業、地域のスポーツ医・科学センター、大学等が連携した地域における競技力向上を支える体制を充実させるとともに、地域におけるスポーツ医・科学支援内容の質の向上に取り組み、これをＮＦにおける選手強化活動に連続させ、地域と一体となったアスリートの育成を進める。

〇今後の国民スポーツ大会について

・　国民スポーツ大会は、将来有望なアスリートの発掘及び育成を含め、我が国及び地域における競技力向上に資するものであることから、国、ＪＳＰＯ及び開催地の都道府県が一体となって実施するとともに、2036 年以降の大会が「魅力ある持続可能な大会」となるよう、実現可能な見直しは前倒しの実施も含めて、改革を進める。

※本施策は重点課題２（４）①にも記載あり。

②ＨＰＳＣの機能強化に向けた在り方の検討

【背景・現状】

・　ＨＰＳＣ内では、ＪＩＳＳ（2001 年開所）の設置後、味の素ナショナルトレーニングセンター屋内トレーニングセンター・ウエスト（2008 年供用開始。通称「ＮＴＣウエスト」。）、味の素ナショナルトレーニングセンターアスリートヴィレッジ（2008 年供用開始・2011 年増築。通称「アスリートヴィレッジ」。）、味の素ナショナルトレーニングセンター屋内トレーニングセンター・イースト（2019 年供用開始。通称「ＮＴＣイースト」。）と段階的に整備され、その時々の状況に応じて、各施設内の環境整備を行ってきた。

・　これらの整備により、トレーニング環境、宿泊機能、スポーツ医・科学、情報サポート機能が一体的に構築され、我が国のトップアスリート強化を支える中核拠点として機能してきた。一方で、各施設は整備時期や目的が異なることから、施設間の機能連携や運用面においては必ずしも最適化されておらず、競技特性やスポーツ医・科学の高度化、データ活用の進展等、近年のハイパフォーマンススポーツを取り巻く環境変化に対して、十分に対応しきれていない側面も見られる。

・　また、国際競技力の更なる向上に向けては、スポーツ医・科学、情報サポートとトレーニング環境のより一層の連携強化等が求められている。

【目標】

・　アスリートがより高度かつ効果的な強化活動を実施できるよう、スポーツ医・科学、情報サポートとトレーニング環境の一体的な体制構築を図る観点から、ＪＩＳＳ及びＮＴＣの各機能の役割分担と連携の在り方を整理し、国際競技力向上のため、効果的・効率的に機能する環境整備を推進する。

＜数値目標＞

・　ＨＰＳＣ内各施設の利用率：ＨＰＳＣ内専用トレーニング場の各年度平均稼働率　85%以上

【基本施策】

〇アスリートが行う効果的・効率的な練習環境・支援体制の在り方の検討

・　ＪＩＳＳにおけるスポーツ医・科学、情報サポート体制の高度化・充実を図るため、研究・分析機能、医療支援機能及びデータ利活用等による一体的なサポート体制の在り方について検討を行う。あわせて、競技特性や国際動向を踏まえた先端的なトレーニング支援やトータルコンディショニング支援の充実を推進することにより、トップアスリートのパフォーマンス最大化を支える基盤整備を実施し、我が国の持続的な国際競技力向上に貢献する。

・　ＮＴＣ各施設の限られた資源を最大限有効活用する観点から、競技特性の違いや国際競技環境の変化、並びに各ＮＦにおける強化活動の高度化を踏まえ、専用トレーニング場の設置の在り方について抜本的な見直しを行う。あわせて、ＮＴＣ競技別強化拠点についても、必要性・有効性を精査し、指定の在り方の抜本的な見直しを行う。これにより、ＮＦが策定する強化戦略プランに基づく選手強化活動を、より戦略的かつ効果的に推進する環境を整備する。

（６）スポーツ団体の組織基盤強化

【背景・現状】

・　ＮＦには、財務的・人材的に余裕がなく、組織基盤が脆弱な団体が依然として多く存在する。

・　ＪＯＣ、ＪＳＰＯ、日本ワールドゲームズ協会加盟団体に関する令和６年度の総収入の中央値は約 4.4 億円であり、正規雇用者数の中央値は４人であった[52]。また、ＪＯＣ、ＪＳＰＯ、ＪＰＣ加盟団体に関する令和６年度の総収入の中央値は約 1.8 億円であった[53]。

・　組織基盤が脆弱なＮＦにおいては、競技団体間の連携・統合も有効な手段として考えうるが、実行に移すことのできている団体は少数にとどまる。

・　令和５年度のスポーツ庁の調査において、121 団体中 29 団体が他の競技団体との連携を、17 団体が他の競技団体との統合を今後検討したいと回答したことが報告されている。もっとも、令和６年度に連携・統合の伴走支援の対象となるＮＦを募集したところ、応募は１団体にとどまった[54]。

52 「中央競技団体現況調査 2024 年度報告書」（令和７年６月　公益財団法人笹川スポーツ財団）

53 「令和７年度スポーツ・インテグリティ推進事業『スポーツ団体ガバナンスコードの実効化に向けた支援』」（令和７年度　スポーツ庁）

54 「令和６年度スポーツ・インテグリティ推進事業『競技団体間の連携・統合に向けた環境整備』」（令和６年度　スポーツ庁）

【目標】

・　ＮＦが真に自立的な組織として運営できるよう、ＮＦの組織基盤を強化する。

＜数値目標＞

・　ＮＦの経常収益の中央値の年間伸び率：11%

【基本施策】

○ＮＦの自立的な運営基盤の確立

・　自立的な運営の実現に向けて、組織運営の方向性を明確化する取組を支援する。

・　ＮＦの組織基盤強化に資する取組の普及及び支援に取り組む。

・　ＮＦが組織基盤強化に取り組むために、スポーツ団体同士の知見の共有や情報交換の機会の確保に取り組む。

重点課題３　スポーツの意義や価値を生かした地域・社会への貢献

（１）スポーツの成長産業化◆

①スポーツコンプレックス[55]の推進◆

【背景・現状】

・　スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナ[56]の実現を目指し、そのモデルとなる施設として 21 拠点を選定してきたところである。しかし、建設費高騰等もある中、今後更に多くの都市まで広げていくためには、単なる施設整備にとどまらず、十分なエリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要である。

・　スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・ＤＸ・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

【目標】

・　その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化及びスポーツ振興を目指す。

・　スポーツを総合的に活用して地域の自律的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

＜数値目標＞

・　スポーツ市場規模：（遅くとも 2030 年までに）15 兆円

※本数値目標は重点課題３（１）②、（２）①にも記載あり。

・　エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数：増加

※本数値目標は重点課題３（２）①にも記載あり。

【基本施策】

〇スポーツコンプレックスの推進

・　地域特性や人口規模などが異なる各地域において、それぞれに適したスポーツコンプレックスが推進されるよう、多種多様な好事例を発掘・促進し、全国的な展開を図る。

・　各地域におけるスポーツコンプレックスの実現に向けて、計画された価値創出が行われているかを定期的に効果検証により確認し、必要に応じ運営方法等の見直しの実施を促進する。

※本施策は重点課題３（２）①にも記載あり。

〇スポーツを活用した自律的地域成長の促進

[55] その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアを指す概念。

[56] プロスポーツを始めとする「みるスポーツ」の価値や潜在力を最大化させる舞台であるとともにライブコンサートやＭＩＣＥ（コンベンション展示、企業イベント等のビジネスイベント）等の多目的利用を通じて 定期的に数千人から数万人を集めるイベントを開催でき、地域のシンボルともなりうる集客施設。

・　スポーツの持つ潜在的な価値を最大化し、地域におけるスポーツ振興を促進しつつ地域活性化に寄与するため、スポーツを通じた経済的価値（ビジネス、宿泊や観光等を含む。）の創出のみならず、社会的価値（健康や医療、防災等を含む。）の創出にも取り組む地域の自律的な成長を促進する。

※本施策は重点課題３（２）①にも記載あり。

②スポーツ団体の収益力・財務基盤強化とスポーツ事業運営人材の獲得・育成◆

【背景・現状】

・　これまでスポーツと他産業の連携による新事業創出・拡大を支援してきた結果、国内においてスポーツを起点とした多様なオープンイノベーションの事例が創出されてきた。一方で、経済的インパクトの高い事業は依然として限定的であり、スポーツ団体が自発的・持続的に取組を推進するためには、収益性の高い先進的モデルを創出し、その普及を図ることが重要である。また、若者のスポーツ離れが進む中、スポーツオープンイノベーションの取組を通じて新たな価値や接点を創出し、スポーツへの関心喚起につなげていくことが求められる。

・　さらに、各地域においてスポーツ団体を中心とした取組が自発的に広がり、スポーツの裾野が拡大していくことが必要である。そのためには、過年度支援団体をはじめ、スポーツオープンイノベーションに取り組む団体、他産業、投資家、地方公共団体等の関係者が連携し、情報共有やマッチングを促進するプラットフォーム機能の強化・拡大が不可欠である。

・　ＭＩＮＥＰＳ[57]や日中韓、日ＡＳＥＡＮ間のスポーツ大臣会合への参画を通じ、アジア地域を中心にスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。

・　スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるＪＳＰＩＮを構築し、先行事例等の発信、ネットワークカンファレンスの開催等により、関心をもつ企業等に対する情報共有の充実やネットワーク形成の支援を推進してきた。しかしながら、ＡＳＥＡＮ等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、国際展開の意欲が高いスポーツテック分野のスタートアップ企業等が国際的に認知される機会が十分ではないなど、実際に事業を展開するための足掛かりの構築が引き続き必要である。

・　スポーツ団体においては競技力強化の取組は進んでいる一方、スポーツに関心の低い層を含めた幅広い国民の関心喚起や参加促進については、なお拡大の余地が大きい。特に、様々なエンターテインメントの台頭により観戦機会が減少する中、海外ではテクノロジーを活用した新規事業の創出・拡大を通じて、新たな収益機会やスポーツとの接点創出を図る動きが進んでいる。

・　また、スポーツホスピタリティ[58]は観戦体験の高度化に加え、リーグ・クラブの収益向上や地域活性化に資する重要な取組であるが、日本においては、専用スペースの不足や文化的基盤、商品設計ノウハウの不足等の課題により、諸外国と比べて取組が十分に進展していない。

・　スポーツ団体においては、他業界と比べ待遇面が劣ること等から優秀な人材の確保が困難であり、

[57] ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議。ユネスコ主催で、ユネスコ加盟国、準加盟国地域のスポーツ担当大臣等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論し実行志向型の提言を発表する会議。

[58] スポーツ観戦と合わせて地元食材を使った独創性溢れる料理やお土産 試合前後の選手等との交流や音楽・映像等のエンターテインメント、ストレスのない入退場等といった付加価値の高いサービス提供を行うこと。

慢性的な人材不足に直面している。特にビジネス系の専門人材不足により収益向上が進まず、待遇改善が遅れるという悪循環が生じている。

・　このため、収益基盤の強化に向けてビジネス人材の流入・交流を促進するとともに、定着を見据えた人事制度や待遇の抜本的な見直しを図ることが求められる。

・　国際競技大会における放映権料の高騰を背景として、収入、年齢、地域等の隔てなく、幅広く国民に対して、スポーツの視聴機会を確保することが重要となっている。

【目標】

・　国内各地域において、スポーツ団体が中心となり、自発的・持続的にスポーツオープンイノベーションの取組が生まれることを目指し、スポーツ庁が進めるプラットフォームへの参画を促す。

・　先進事例となる経済的インパクトのある事例が創出される環境をつくる。

・　スポーツ産業の国際展開に資する知見の共有や、関係する企業・団体間におけるネットワークの形成支援、海外市場との接点の構築を推進し、スポーツ産業の更なる国際展開を促進する。

・　スポーツ団体の従来とは異なる新たな活動を促し、幅広い国民のスポーツへの関心を高め、プロスポーツにおける収益を拡大する。

・　新たな取組の中でも、特にＤＸ推進等による先進事例を複数領域で創出し、スポーツ産業全体のＤＸを推し進める。

・　創意工夫のあるスポーツホスピタリティ事例を創出し、普及促進を図る。

・　プロスポーツチームと民間企業のマッチングを図り、プロスポーツ側の体制整備や、民間企業からの出向を促進する。

・　プロスポーツ界の人事制度等の実態、好事例の調査をすることで、国内のプロスポーツ界全体の人事制度・待遇改革を図る。

＜数値目標＞

・　スポーツ市場規模：（遅くとも 2030 年までに）15 兆円

※本数値目標は重点課題３（１）①、（２）①にも記載あり。

（参考）第二期スポーツ未来開拓会議において、特に成長を期待する分野への施策として、①まちづくりと一体となったスタジアム・アリーナの整備・活用（スポーツコンプレックス）やスポーツ振興、②スポーツと他産業との連携の促進、③スポーツ DX やｅスポーツの推進、④スポーツエンタメ・コンテンツの海外展開の推進、⑤スポーツコンテンツ等の高付加価値化・スポーツツーリズムの拡大、⑥スポーツを通じた健康増進・共生社会の実現等を掲げた。

【基本施策】

（スポーツオープンイノベーションの活性化）

〇スポーツ界と他産業連携による、収益性の高い新規事業創出・拡大の先進的モデル創出

・　収益性の高い事例の創出を通じて、国内におけるスポーツオープンイノベーションの機運を更に高め、より自律的に機能するプラットフォームの構築を目指す。

〇プラットフォーム機能の拡大

・　今後、各地域において、スポーツ団体が中心となり、スポーツオープンイノベーションの取組が生まれることを目指し、スポーツ団体のほか、地方公共団体・他産業・投資家等関係者がつながり、情報交換のできる環境を構築する。

・　プラットフォームの参画に当たっては、過年度支援団体等幅広く参画を促し、プラットフォームに参画する関係者の学びの場となるような環境整備も図る。

（スポーツ産業の国際展開）

〇スポーツ産業の国際展開

・　スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるＪＳＰＩＮを充実させ、先進事例や海外市場等の事業展開に資する情報発信を推進する。

※本施策は重点課題３（３）②にも記載あり。

・　関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して知見の共有や、国内のネットワーク形成を支援する。また、国際的な展示会・商談会等へ我が国の幅広いスポーツ産業の参加を促進する。

※本施策は重点課題３（３）②にも記載あり。

（新たな取組・ビジネスモデルの創出）

〇先進事例となるスポーツ×テクノロジー活用事例の創出

・　「体験価値向上」「利便性向上」「競技力向上」「障害者対応」「省人化・効率化」「ファンマーケティング」等の複数領域を設定し、幅広い領域において先進的モデルの創出を図る。

〇データ利活用を含めたスポーツ団体による新たな取組推進・ビジネスモデルの構築等

・　各種スポーツデータを活用した新たなビジネスモデルをはじめとした、スポーツ団体の新たな取組・ビジネスモデルを構築するための可能性調査や事例創出に取り組む。

〇スポーツホスピタリティの推進

・　ガイドブックを活用したワークショップの実施等により、それぞれの施設の環境面、実施段階の現状を理解し、創意工夫のもと既存施設を最大限活用したスポーツホスピタリティに取り組むモデルを創出し、好事例として普及する。

〇スポーツデータの活用、関連権利に関する検討

・　各種スポーツデータの活用状況や課題としてある肖像権、映像データ、ＩＰ、競技データ等について調査・検討等を行う。

〇視聴機会確保に関する検討

・　スポーツビジネスの動向や海外情勢等の現状を踏まえつつ、スポーツの放映に関し、放送・配信等による国民のスポーツの視聴機会の在り方等について、政策の方向性を検討する。

〇スポーツと企業のパートナーシップ形成促進

・　スポーツ産業への資金循環拡大を目指し、スポーツの有する多様な価値を活用した課題解決型パートナーシップ形成など、他産業・企業との共創に向けた理解醸成や連携を促進する。

（プロスポーツチームの人材基盤強化）

〇民間企業からプロスポーツチームへの人材越境促進のための先進的モデル形成

・　民間企業からプロスポーツチームへの人材流入・交流活性化に向け、双方のニーズにあったマッチングの先進的モデルを創出する。

・　プロスポーツチームへの出向の促進、また持続的な出向受け入れのためのプロスポーツ側の体制整備等を図る。

・　創出した先進的モデルの周知を行い、国内での普及・定着を図る。

〇プロスポーツチームにおける人事制度・待遇改革支援

・　ビジネス業界からプロスポーツチームへの人材流入・交流を活性化させることを目的に、国内のプロスポーツ業界の人事制度の実態及び国内外のプロスポーツチームの好事例の調査を行う。
・　先進事例形成のため、積極的な人事制度・待遇改革を実践するチームの先進的モデル創出を図る。

〇プロスポーツリーグ・クラブにおける経営人材等育成

・　プロスポーツチーム等の事業部経営を担う多様な人材を育成するため、スポーツビジネスに関する国内外の先進事例や専門知識・ノウハウ等の共有・活用を促進し、プロスポーツ業界全体の経営基盤強化と収益力拡大を図る。

（２）地域スポーツ資源の活用◆

①まちづくりと連携したスポーツ環境の整備◆

【背景・現状】

・　スポーツの価値や潜在力を最大限に引き出し、まちづくり・地域活性化の核となるスタジアム・アリーナの実現を目指し、そのモデルとなる施設として 21 拠点を選定してきたところである。
・　一方で、我が国の社会体育施設は、2024 年時点で全国に約４万５千施設存在している。その中には、20 世紀後半を中心に整備がすすめられた施設が多く含まれており、今後、老朽化が進行する施設の割合が増加していくことが見込まれる。
・　このような施設ストックの状況や建築費高騰等の社会状況等を踏まえ、社会体育施設の再整備等について将来を見据えた計画的な検討を進めるとともに、スポーツ施設を人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として位置付け、学校体育施設やオープンスペース等も含めた地域全体のスポーツ環境を捉えた活用の在り方や、エリアとしてのマネジメントの下、官民連携により、一層まちづくりと連携して取り組んでいくことが重要となっている。
・　また、スポーツ実施状況には地域格差があり、背景要因として、気象・地理的条件の違い、スポーツ施設・スポーツ指導者・スポーツ団体・スポーツイベント・地方公共団体による施策・プロスポーツ等の充実度の違いなどが考えられるとともに、全国的にも、施設の老朽化や気候の変動等にも対応した、スポーツができる施設や場所の確保が重要となっている。
・　スポーツを活用した経済活性化・地方創生を全国各地で実現するためには、単なるスポーツ振興のみならず、地域の目指す姿の実現や課題解決に向けて、まちづくり・健康・共生社会・防災・イノベーション創出・ＤＸ・環境等の他の関連施策の観点から、スポーツ資源を最大限活用する必要がある。

【目標】

・　スポーツを通じて自分らしく生きられる社会を実現するため、スポーツ施設のユニバーサルデザイン化[59]を引き続き推進するとともに、スポーツ施設の文化芸術・防災拠点等の多用途利用や、オープンスペースも含めたまちづくりの中での位置付けなど、スポーツによって集まる・つながる空間の創出を目指す。

[59] 身体能力の違いや年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が利用しやすいように作られたデザインの推進。

・　各地域の条件や状況等の実情を踏まえたスポーツ環境の整備・活用を進めていくことにより、スポーツ実施状況に関する地域格差を是正していく。
・　その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリアの実現により、地域活性化及びスポーツ振興を目指す。
・　スポーツを総合的に活用して地域の自立的な成長に取り組むモデルを創出し、全国へ展開することで他地域への波及を目指す。

＜数値目標＞

・　地域住民が利用可能なスポーツ施設現況を横断的に把握できている市区町村の割合：60%
・　年間を通じ平日に学校体育施設を地域で共同利用する学校の割合：100%に近づける
・　避難所等にもなる社会体育施設における構造体の耐震対策完了率：100%【令和 10 年】
・　避難所等にもなる社会体育施設における空調設備の設置完了率：35.7%【令和 12 年】
・　避難所等にもなる公立小中学校の体育館等における空調設備の整備完了率：100%
・　スポーツ市場規模：（遅くとも 2030 年までに）15 兆円
※本数値目標は重点課題３（１）①、②にも記載あり。
・　エリア全体で経済的価値、社会的価値の創出に向けた運営を行っているスポーツコンプレックスの件数：増加
※本数値目標は重点課題３（１）①にも記載あり。
・　都道府県別の週１日以上のスポーツ実施率：平均を引き上げつつ、最大値と最小値の差を縮小
※３年合算による平均値で算出
・　住民のスポーツ実施率について把握をしている市町村の割合：市（指定都市を除く）75%以上、町 35%以上、村 25%以上[60]

【基本施策】

（スポーツによって集まる・つながる空間の創出）

〇スポーツ施設の量的最適化

・　老朽化が進行する施設ストックの状況や地域に存在するスポーツ環境を的確に把握した上で、社会体育施設に加え、学校体育施設やオープンスペース等も含め、まちづくりの視点を踏まえた施設の集約化・複合化等の再編や空間等を有効活用したスポーツの場づくりを地方公共団体に対して促す。

〇スポーツ施設の高質化

・　スポーツが人々のウェルビーイングの向上に資することを踏まえ、スポーツ施設が運動の場にとどまらず、スポーツを観る人や支える人の視点も取り入れて、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。
・　国及び地方公共団体は、スポーツ事故の防止をはじめ、社会体育施設の構造体・非構造部材の安全性確保や耐震化による耐災害性の向上を図るとともに、災害時の避難所機能の強化、猛暑下でのスポーツ活動に伴う熱中症対策、空調設備の設置、通信環境の充実等を通じて、施設の安全性等の

[60] 各地方公共団体における域内住民のスポーツ実施状況の把握に関するアンケート調査（スポーツ庁、令和７年度実施）の結果、スポーツ実施率を把握している市町村の割合は市（指定都市を除く）60.0%、町 12.0%、村 6.6%（令和８年３月日時点）

向上を推進する。

・　避難所等にもなる公立小中学校体育館等の防災機能強化（トイレの洋式化、空調設置やバリアフリー化を含む。）　を図る。

・　国及び地方公共団体は、性別、年齢、障害の有無等にかかわらず誰もがスポーツに親しみやすい環境を確保するため、ユニバーサルデザインの考え方や環境に配慮した持続可能なスポーツ施設等の充実に向けて、官民連携の取組も含め、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。

・　昨今の学校プールを取り巻く状況を踏まえ、持続可能な水泳授業の実施や地域住民の新たなスポーツ活動の場の創出等に向けて、天候に左右されず年間を通じて利用可能な、気候変動に対応し学校と地域が共同利用するプールの屋内化を推進する。

・　国及び地方公共団体は、スポーツ施設の安全確保や環境に配慮した持続可能なスポーツ施設の整備・運営等を推進するため、関係省庁や公益財団法人日本スポーツ施設協会等の関係団体とも連携しながら、先進事例の把握・周知等を通じて、取組を促進する。

・　国及び地方公共団体は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関して、急激な少子化が進む中でも将来にわたって子供たちがスポーツ活動に継続して親しむことができる機会を確保・充実するため、地域クラブ活動等での利用も想定した学校体育施設における動線の確保やスマートロックの導入等の出入口の整備等を推進する。

〇地方公共団体におけるまちづくり施策との連携

・　都市再生特別措置法における立地適正化計画において、スタジアムやアリーナ等を含む集客施設をまちなかへ誘導する対象とすること等により、地域の活性化を図る取組を推進するなど、スポーツに係る環境整備とまちづくりの連携を図る。

・　「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を創出するウォーカブル政策等との連携を促進する。

（まちづくりの核となるスタジアム・アリーナ等のスポーツ施設の価値の最大化）

〇スポーツコンプレックスの推進

・　地域特性や人口規模などが異なる各地域において、それぞれに適したスポーツコンプレックスが推進されるよう、多種多様な好事例を発掘・促進し、全国的な展開を図る。

・　各地域におけるスポーツコンプレックスの実現に向けて、計画された価値創出が行われているかを定期的に効果検証により確認し、必要に応じ運営方法等の見直しの実施を促進する。

※本施策は重点課題３（１）①にも記載あり。

〇スポーツを活用した自律的地域成長の促進

・　スポーツの持つ潜在的な価値を最大化し、地域におけるスポーツ振興を促進しつつ地域活性化に寄与するため、スポーツを通じた経済的価値（ビジネス、宿泊や観光等を含む。）の創出のみならず、社会的価値（健康や医療、防災等を含む。）の創出にも取り組む地域の自律的な成長を促進する。

※本施策は重点課題３（１）①にも記載あり。

（スポーツ実施状況の地域格差是正に向けた環境整備）

〇地域のスポーツ施設の有効活用

・　地域住民のスポーツ推進に向けてＳＩＬコンソーシアムの活用拡大等による地方公共団体同士の連携・経験共有の仕組みを構築する。

・　学校施設（大学や廃校を含む。）、公共スポーツ施設、企業等が所有する施設等の地域のスポーツ施設について、管理運営の多様化による更なる地域利用を促進し、地域住民が身近な場所でスポーツができる環境整備を推進する。
・　地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、公共のスポーツ施設、社会教育施設、民間企業や大学等が保有する施設等の有効活用を促進する。

〇地方公共団体におけるスポーツ実施状況の把握、把握を踏まえた対策の促進

・　地域別のスポーツ実施状況に関する統計情報の収集・整備を行い地方公共団体との情報連携を強化する。
・　スポーツ実施率が低い地域の要因分析と効果的な取組の検証を行う。
・　地方公共団体による多部署連携などの体制整備や、地域全体に波及する効果的な手法による取組を促進する。

〇地域スポーツ環境の整備

・　学校施設や地域スポーツ施設等を有効活用した、部活動の地域展開等の全国的な実施の推進を通じて、地域のスポーツ環境全体の整備・充実を図る。
・　市町村におけるスポーツ活動の充実に向けて、関係者が連携して地域スポーツの課題解決に取り組む体制の整備を図るため、スポーツ推進委員の有効活用を推進する。
・　スポーツ施設が運動の場にとどまらず、人々が集い、交流し、つながる地域の拠点として機能する環境づくりを推進する。
・　「ここスポ」[61]等を活用し、各地域のスポーツの実施場所や実施機会に関する情報を集約化することについて検討を進める。
・　民間スポーツ施設の普及を推進する。
・　誰もが日常的に運動に親しめる空間として、都市公園の整備を促進する。

〇地方公共団体における他分野との連携

・　地域防災の取組との連携強化（スポーツ活動を防災力向上につなげる新たなプログラムの開発と全国展開の取組の実施等）を図る。

（国立スポーツ施設）

〇国立スポーツ施設の利活用促進・機能強化

・　国立スポーツ施設について、周辺自治体も含めた関係者との連携強化によって、スポーツ振興の拠点・まちづくりの中核となり、広く国民から親しまれる場となるように利活用を促進する。
・　国民の安全・安心で継続的な利活用を確保する観点から、インフラ長寿命化対策や予防保全的インフラマネジメントの取組を推進するとともに、多様なスポーツの価値を創出し、社会に還元する施設としての機能強化を図る。
・　秩父宮記念スポーツ博物館・図書館について、スポーツと文化芸術の連携の中核を担い、多様なスポーツの価値や意義を広く普及・発信することを通じて、スポーツに対する国民の関心と理解を深め、スポーツへの国民の参加及び支援を促進する。

[61] 毎日の生活の中で気軽にスポーツを楽しむために役立つ情報をまとめた スポーツ庁が運営するポータルサイト。

②スポーツツーリズム等の地域活性化の取組の推進◆

【背景・現状】

- スポーツツーリズムは、地域経済の活性化、交流人口の拡大、観光消費の拡大のほか、オーバーツーリズム[62]等の観光課題の解決に寄与することが期待される。
- 近年、訪日外国人旅行者数やその消費額が増加傾向[63]にある。また訪日外国人旅行者が次回にしたいこととして、「スキー・スノーボード」や「スポーツ観戦」が今回したことに比べて有意な差がある[64]ことから、特にインバウンドにおいては今後のスポーツツーリズムのニーズを、日本特有の文化ともあわせて効果的に拡大させていくことが求められる。

【目標】

- スポーツツーリズムを戦略的に推進することで、全国各地における「スポーツを通じた地域活性化」を加速する。
- 特に将来的にも増加が見込まれるインバウンドの拡大及び国内を含めた観光客の滞在の延伸を図ること等により消費額の増加を目指す。

＜数値目標＞

- スポーツ目的の訪日外国人旅行者数：340 万人
- 訪日外国人のスポーツツーリズム関連消費額：800 億円

【基本施策】

スポーツツーリズムを推進するため、国は、地域におけるスポーツツーリズムのコンテンツ創出を支援するとともに、共通課題の解決を図る。また、プロモーションを実施して、認知度の向上を図る。

〇一体型スポーツツーリズムの推進

- これまでも重点テーマとしていた「武道」「アウトドア」に加え、スタジアム・アリーナでのプロスポーツ、国際競技大会等の観戦・参加を軸に観光・食・文化体験を組み合わせた一体型スポーツツーリズムを推進し、訪日外国人には長期滞在・広域周遊を、国内では滞在延伸・再訪を促進する。

〇ターゲットに合わせたコンテンツ創出の最適化

- 訪日外国人には、観戦と日本特有のスポーツ体験をかけあわせるなど高付加価値なコンテンツの創出を進め、国内ではスポーツツーリズムの認知度向上を重視し、スポーツチームや競技への興味関心を喚起するとともに、誰もが気軽に参加できるコンテンツの創出を推進する。

〇戦略的プロモーション及び商流の構築

- 検索・動画・公式サイトを軸とした情報発信の強化や、各リーグ・競技団体等と連動したプロモーションの実施、旅行会社等との連携による商品造成・販売導線の整備などを推進することで、認知から予約・実施までの円滑な流れを構築する。

〇 地方誘客及び消費拡大に効果の高い観光コンテンツの充実

62 観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質及び／或いは訪れる旅行者の体験の質に対して観光が過度に与えるネガティブな影響。

63「訪日外客数の推移」（https://statistics.jnto.go.jp/graph/#graph--inbound--travelers--transition）（令和７年４月閲覧 日本政府観光局（ＪＮＴＯ）ホームページ）

64「旅行統計 2025『訪日外国人旅行者が今回したことと次回したいこと』」（https://www.jata-net.or.jp/databank/jata-trend/page-66593/2025_13/）（令和６年８月　一般社団法人日本旅行業協会ホームページ）

・　長期滞在型の国際競争力の高いスノーリゾートの形成を促進することにより、観光消費の地域への還元等地域活性化を図る。さらに、日本政府観光局（ＪＮＴＯ）を通じて、海外への戦略的な情報発信を行う。

〇スポーツ・文化芸術・観光の連携強化

・　スポーツと文化芸術を結びつけた観光振興・地域振興の促進を目的とした「スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定」に基づき、引き続き、スポーツ文化ツーリズムの表彰を通じた優良事例の展開等、三庁による連携・協力を行っていく。

③担い手となる組織の基盤強化◆

【背景・現状】

・　スポーツは地域経済の活性化、健康の増進、地域内外での交流の創出・拡大など、地域活性化等に大きく貢献する。

・　このようなスポーツの価値を最大限高め、「スポーツ・健康まちづくり」[65]の取組を更に推進するためには、地方公共団体が、中長期的な見通しを持った上で、観光業や商工業などの民間企業をはじめとした地域の関係者との連携の下、スポーツ大会・スポーツ合宿の開催・誘致、地域の健康づくり等の取組を実施する必要がある。

・　また、取組実施に当たっては、地域の幅広い関係者を巻き込んだネットワーク組織である「地域スポーツコミッション」[66]の存在も重要であり、これまでその数は順調に増えてきた[67]。

・　一方で、財政面や人材面のリソースの制約等から、あまり取組が進んでいない地域スポーツコミッションも存在する[68]ため、今後は地域スポーツコミッションの更なる拡大を図りつつ、地域スポーツコミッションが自走できるような環境整備・体制整備を行うことが求められる。

【目標】

・　スポーツによる地域・社会への貢献に当たり中心的な役割を担う地方公共団体及び地域スポーツコミッションが中長期的な計画・戦略を持ちつつ、取組を一過性のものではなく、将来も継続的に実施できるよう、環境整備・体制整備への支援を行うことで、地域スポーツコミッション等が「取組実施→評価・改善→人材・財源確保」等の好循環を実現することを目指す。

＜数値目標＞

・　中長期的な計画・戦略を策定している地域スポーツコミッションの割合：60%

【基本施策】

〇スポーツ・健康まちづくりの推進

・　「スポーツ・健康まちづくり」優良自治体表彰制度等を活用し、スポーツを通じた地域課題の解決に取り組む地方公共団体の掘り起しや、表彰自治体への伴走支援等を通じて、より一層の取組の

65 スポーツや運動を通じて、交流人口の拡大や誰でも日常的に出歩き、体を動かし、スポーツができる環境整備等に取り組むことによって、スポーツを活かして他の分野における地域課題の解決、多様性を尊重する社会づくりや地域経済の活性化等を図っていく取組。

66 地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織

67「地域スポーツコミッション基礎調査 2025 報告書」（令和７年３月　一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構）

68「地域スポーツコミッション基礎調査 2025 報告書」（令和７年３月　一般社団法人日本スポーツツーリズム推進機構）

推進・充実を図る。

・　全国で活用されている地域未来交付金、企業版ふるさと納税、地域おこし協力隊等の国の施策における活用事例の周知・展開を図る。

〇地域スポーツコミッションの活動支援

・　地域スポーツコミッションにおいて、法人化等により好循環が創出されるよう、中長期的な戦略策定やネットワークの構築等の必要な環境整備を進める。

・　スポーツ「経営」の観点も持ちつつ中長期的な計画・戦略の策定等を行えるような人材育成等を通じて、地域における継続的な取組の実施や取組の全国的な展開を推進する。

・　リソースの制約等がある中においても、業務の効率化等を通じて取組を着実に実施していくため、ＡＩの有効的な活用等地域スポーツコミッションのＤＸを推進する。

・　地域スポーツスポーツコミッション間・地域の団体間での人材交流の促進やネットワーキングの場の創出等を通じて、地域内外でのネットワークを強化し、取組を促進する。

・　魅力ある農山漁村をスポーツのフィールドの場と捉え、新たな付加価値を生み出す事業を展開することにより、地域活性化に貢献する地域スポーツコミッション等の活動を支援し、多様な地域資源を活用する取組を推進する。

・　食、文化等の地域資源や、防災、福祉等の地域課題の解決とスポーツを掛け合わせた地方公共団体等の取組について、事例の周知・展開を図る。

④部活動の地域展開等の推進を通じた幅広い関係者の連携協働

【背景・現状】

・　少子化の進展等により、部活動においてチームスポーツなどが十分に実施できない状況が生じている。

・　将来にわたって生徒が継続的にスポーツに親しむ機会を確保・充実するため、これまで学校単位で行われてきた部活動を地域全体で関係者が連携して支えることによって新たな価値を創出し、より豊かで幅広い活動を可能とすることを目指し、主に公立の中学校を対象として、部活動の地域展開等を進めている。

・　部活動の地域展開等は着実に進捗しているものの、指導者確保をはじめとした課題解決等に時間を要し、思うように改革が進められていない地方公共団体もあるなど、進捗について地域差が存在している。

【目標】

・　部活動の地域展開等の全国的な実施を推進する　(休日については、令和 13 年度までに原則全ての学校部活動において地域展開の実現を目指す。)。

・　障害の有無や運動の得意・不得意等を問わず全ての生徒がそれぞれの希望に応じた多種多様な活動に参加できるよう、地域の実情等に応じた環境を整備する。

・　地域クラブ活動において、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値を創出するとともに、認定制度を通じて適切な指導の実施体制や安全確保の体制の整備等を含めた質の担保等を図る。

・　生徒のみならず全ての人々のスポーツ活動の充実や地域社会の維持・活性化につなげていく。

※地域ごとに学校部活動を取り巻く状況や地域資源の状況等が異なるため、地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要

＜数値目標＞

・　令和 13 年度までに、休日については、原則全ての学校部活動において地域展開を実現
（中山間地域や離島等で地域展開が困難な場合には、部活動指導員の配置等を推進）

※本数値目標は重点課題１（２）②イにも記載あり。

【基本施策】

〇部活動改革に関する関係者の理解促進

・　部活動の地域展開等の全国的な実施に向け、令和７年 12 月に策定した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」の理解促進を図るとともに、全国の好事例の横展開を進める。

※本施策は重点課題１（２）②イにも記載あり。

〇地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援の実施

・　部活動の地域展開等を円滑に進めるため、休日の地域クラブ活動の活動費等の支援、経済的困窮世帯の生徒への支援など、地方公共団体に対する継続的な財政支援や伴走支援を行う。

・　地域の実情等に応じた多様な改革を進めていくことが重要であり、部活動指導員の配置等について、引き続き地方公共団体に対する支援を行う。

※本施策は重点課題１（２）②イにも記載あり。

〇幅広い関係団体・大学・民間企業等の参加促進に向けた機運醸成

・　部活動の地域展開等を推進するため、指導者の確保・育成、活動場所の確保、資金の確保等の課題に対する課題解決のための各種資源等を有する幅広い関係団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、スポーツ推進委員等）・大学・民間企業等と連携して、関係者の理解促進・改革に向けた機運醸成等に取り組む。

※本施策は重点課題１（２）②イにも記載あり。

（３）スポーツを通じた国際交流・協力の推進◆

①国際貢献人材の育成と国際競技大会の継続的な招致・開催◆

【背景・現状】

・　ＩＦ等における日本人役員は、第３期計画の目標の 37 人を達成し、一定の成果を上げたが、依然としてＩＦ役員ポストを多く有する国々とは差がある。ＮＦとして戦略的なポスト獲得に向けた活動やＩＦにおいて発言力を発揮できる人材を継続的に育成・輩出する方策を検討する必要がある。

・　我が国では、近年、東京 2025 世界陸上競技選手権大会や第 25 回夏季デフリンピック競技大会東京 2025、愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会などを開催してきた。今後我が国では、大規模国際競技大会であるワールドマスターズゲームズ 2027 関西、オリンピック Q シリーズ 2028 東京等が開催される予定である。

・　国際競技大会の招致や開催に当たっては、これまでの大会運営のノウハウを活用しつつ、地域の活性化や世界規模の課題解決への貢献、また、持続可能性の観点でより多くの人々へスポーツの価値を

通じたビジョンやコンセプトを国民に届けることが重要である。

・　また、地方公共団体が持続可能な形で国際競技大会を開催できるようにしていく必要がある。

・　我が国で国際競技大会を開催することは、スポーツの振興や国際交流、国際親善や経済・地域の活性化など、様々な分野において重要な機会となるが、大会がこれらの意義を果たすには、国際競技団体との調整、マーケティングの管理、大会組織委員会等のガバナンス体制の構築、適切な収支計画の策定など、専門性の高い多様な業務を適確に行っていく必要がある。一方で、大規模な国際競技大会の運営の主体となっている地方公共団体やスポーツ団体においては、これらの大会運営に必要な人材が不足している状況が指摘されている。

【目標】

・　国際スポーツ界の意思決定や競技発展に積極的に貢献するため、ＩＦ等の役員ポストの拡大を目指す。

・　国際競技大会の開催を支援することで、我が国の国際競技力向上、国際交流・協力や経済・地域の活性化等に寄与する。

・　国内で開催される大規模な国際競技大会に関して、大会運営の中心的な立場を担い、組織をマネジメントすることができる人材の育成・確保を目指す。

＜数値目標＞

・　ＩＦ等の役員数 46 人、ＡＦの役員数 61 人への拡大を目指す。

（参考）第３期計画期間中の最大値 IF：46 人（令和４年）、AF：61 人（令和５年）

【基本施策】

○国際貢献人材の育成

・　ＩＦ、ＡＦ[69]等の日本人役員の増加及び再選に向けたＮＦの取組を支援する。また、ＪＳＣ、ＪＯＣ、ＪＰＣ及びＮＦと連携し、ＩＦ等で活躍できる人材の発掘・育成、ＮＦ等の職員の関係機関への派遣を推進する。その際、継続的な日本人役員獲得に向けて、次世代役員候補者の育成に係る取組も推進し、人材の裾野を広げていく。

・　ＮＦが国際スポーツ情勢やＩＦの役割を踏まえ、当該ＩＦにおけるポストの獲得やそれによる競技発展への寄与、また、ＩＦにおけるリーダーシップの発揮、さらに、今後の人材育成等を盛り込み作成する国際戦略に基づき、ＮＦ相互の連携の強化を図りつつ、戦略的な支援を行う。

○国際競技大会の招致・開催

・　2027 年のワールドマスターズゲームズ関西や、2028 年のオリンピックＱシリーズを始めとした国際競技大会の円滑な開催、2035 年ラグビーワールドカップ等の新たな招致に向け、大会の開催目的や計画、取組状況等を踏まえ引き続き支援する。

・　開催地及びＮＦが招致・開催する国際競技大会について、その意義や開催規模・ガバナンスの適正性、環境への配慮をはじめとしたＳＤＧｓ[70]や地域社会・経済への貢献に関する指標の設定を含めた開催計画の状況、開催の効率性を勘案しつつ支援する。

・　国際競技大会の招致・開催に取り組む地方公共団体等へ関係団体間の積極的な関係構築やノウハウ共有を促す。

69 アジア競技連盟（Asian Federation）

70 温室効果ガス排出量の把握や削減などの観点も考えられる。

〇国際競技大会運営人材の育成支援

・　今後、国内で開催される大規模な国際競技大会に関して、大会運営業務全般や国際競技団体との調整の中心的な立場を担い、組織をマネジメントすることができる人材の育成・確保を行うために必要な支援を行う。

②官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築◆

【背景・現状】

・　東京 2020 大会のレガシーを継承し、官民連携によりスポーツ国際交流・協力を実施するＳＦＴ事業[71]における、紛争・災害国アスリート支援、国際協力を実施するスポーツ団体等の活動や組織力向上支援等の実施及び政府間会合での合意事項の履行等により、スポーツを通じたＳＤＧｓの達成に貢献し、国際的な信頼関係を構築して、スポーツと開発における日本のプレゼンス向上に寄与した。

・　ＭＩＮＥＰＳや日中韓、日ＡＳＥＡＮ間のスポーツ大臣会合への参画を通じ、アジア地域を中心にスポーツを通じた国際協力に存在感を発揮してきた。

・　スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるＪＳＰＩＮを構築し、先行事例等の発信、ネットワークカンファレンスの開催等により、関心をもつ企業等に対する情報共有の充実やネットワーク形成の支援を推進してきた。しかしながら、ＡＳＥＡＮ等において日本の競技力や健康サービス・製品に対する関心は高いものの、国際展開の意欲が高いスポーツテック分野のスタートアップ企業等が国際的に認知される機会が十分ではないなど、実際に事業を展開するための足掛かりの構築が引き続き必要である。

【目標】

・　ＳＦＴ事業を通じて培われた官民連携コンソーシアム機能を活用し、スポーツを通じた国際交流・協力による国際的な相互理解の促進や社会課題解決への貢献により、日本に対する国際的信頼の維持・向上を目指す。

・　スポーツ産業の国際展開に資する知見の共有や、関係する企業・団体間におけるネットワークの形成支援、海外市場との接点の構築を推進し、スポーツ産業の更なる国際展開を促進する。

※今後、国際交流・協力の在り方を検討する中で、数値目標についても別途検討を進める。

【基本施策】

〇官民連携による国際交流・協力を通じた諸外国との信頼関係の構築

・　ＳＦＴ事業における官民連携体制を活用し、国内外におけるスポーツを通じた国際的な相互理解の促進や社会課題の解決に向けた国際交流・協力を推進する。

・　スポーツ分野の政府間国際協力を引き続き推進する。また、地域間の相互理解を深めるため、人材交流を支援する。

〇スポーツ産業の国際展開

・　スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームであるＪＳＰＩＮを充実させ、先進事例や海外市場等の事業展開に資する情報発信を推進する。

※本施策は重点課題３（１）②にも記載あり。

[71] 東京 2020 大会に向けた国際公約として開始された、スポーツ庁及び外務省を中心とした官民連携により、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する取組。

・　関心のある国内企業やスポーツ団体等に対して知見の共有や、国内外のネットワーク形成を支援する。また、国際的な展示会・商談会等へ我が国の幅広いスポーツ産業の参加を促進する。
※本施策は重点課題３（１）②にも記載あり。
・　スポーツを核としたオープンイノベーションプラットフォーム（ＳＯＩＰ）と連携し、企業や取組事例の国際展開を図る。

〇スポーツ外交の推進

・　相手国との交流を促進し、特にスポーツ関係者や若年層を中心に我が国への関心・理解を促進する。
・　日本の国内競技団体と各国の競技団体との国際交流を活性化させ、日本スポーツのグローバル化及び国際的プレゼンスの向上に貢献する。
・　我が国在外公館と海外政府機関を含むスポーツ関係者との交流の場を提供し、在外公館の人的ネットワークの拡大を図る。

用語解説・索引

ＡＦ
：アジア競技連盟（Asian Federation）。

ＡＳＥＡＮ
：東南アジア諸国連合（Association of South East Asian Nations）。

Ｅｄｕｃａｔｏｒ
：ＷＡＤＡが示す「教育に関する国際基準」に定められた要件に従って、署名当事者であるＪＡＤＡによる研修及び認定を受け、教育を提供するための権限を付与された者をいう。

ＥＳＧ投資
：Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治））を考慮した投資活動。

ＨＰＳＣ
：ハイパフォーマンススポーツセンター。東京都北区・西が丘にある国立スポーツ科学センター（ＪＩＳＳ）とナショナルトレーニングセンター（ＮＴＣ）の機能を一体的に捉えた、独立行政法人日本スポーツ振興センター（ＪＳＣ）が運営する我が国の国際競技力向上の中核拠点。

ＩＦ
：国際競技連盟（International Federation）。

ＪＡＤＡ
：公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（Japan Anti-Doping Agency）。

ＪＩＳＳ
：国立スポーツ科学センター（ Japan Institute of Sports Sciences）。我が国の国際競技力向上に向け、スポーツ医科学 等の分野から支援を行う拠点。

ＪＯＣ
：公益財団法人日本オリンピック委員会（Japanese Olympic Committee）。

ＪＰＳＡ
：公益財団法人日本パラスポーツ協会（Japanese Para Sports Association）。

ＪＰＣ
：公益財団法人日本パラスポーツ協会 日本パラリンピック委員会（ Japanese Paralympic Committee）。

ＪＳＣ
：独立行政法人日本スポーツ振興センター（Japan Sport Council）。

ＪＳＰＯ
：公益財団法人日本スポーツ協会（Japan Sport Association）。

ＪＳＰＩＮ
：日本のスポーツ産業の国際展開を支援するプラットフォーム（ Japan SPorts business INitiative）。

ＭＩＮＥＰＳ
：ユネスコ教育・スポーツ担当大臣等国際会議（International Conference of Ministers and Senior Officials Responsible for Physical Education and Sport）。ユネスコ主催で、ユネスコ加盟国、準加盟国地域のスポーツ担当大臣等が集まり、スポーツにおける国際的重要課題について議論し、実行志向型の提言を発表する会議。

ＮＦ

：中央競技団体（National Federations）。

ＮＴＣ

：味の素ナショナルトレーニングセンター（national training center）。我が国におけるトップレベル競技者の国際競技力の総合的な向上を図るトレーニング施設。

ＰＨＲ

：生涯にわたる個人の保健医療情報（Personal Health Record）。健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル等。

ＱＯＬ

：個人が生活する文化や価値観の中で、目標や期待、基準や関心に関連した自分自身の人生の状況に対する認識（Quality of Life）。

ＰＦ

：都道府県競技団体（Prefectures Federations ）。

ＳＤＧｓ

：持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）。2001 年に策定されたミレニアム開発目標（ＭＤＧｓ）の後継として、2015 年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave none behind）ことが宣言されている。

ＳＦＴ事業

：Sport for Tomorrow 事業は、東京 2020 大会に向けた国際公約として開始された、スポーツ庁及び外務省を中心とした官民連携により、スポーツを通じた国際交流・協力を推進する取組である。スポーツの価値を広く共有するとともに、社会課題の解決に寄与し、日本の国際的な信頼及びプレゼンスの向上に貢献することを目的としている。

ＳＩＬ

：スポーツが生涯を通じて人々の生活の一部となることで、スポーツを通じた「楽しさ」や「喜び」の拡大、共生社会の実現など、一人一人の人生や社会が豊かになるという理念（Sport in Life）。

ＳＩＬコンソーシアム

：ＳＩＬの理念に賛同する民間企業、地方公共団体、スポーツ団体、経済団体等で構成するコンソーシアム。

ＳＯＩＰ

：スポーツオープンイノベーションプラットフォーム（Sports Open Innovation Platform）。スポーツ分野と他産業の融合による新事業創出を目的とする。

ＵＮＩＶＡＳ

：一般社団法人大学スポーツ協会（Japan Association for University Athletics and Sport）。

ＷＡＤＡ

：世界ドーピング防止機構（World Anti-Doping Agency）。

アクティブ・チャイルド・プログラム

：ＪＳＰＯが開発した子供が発達段階に応じて身につけておくことが望ましい動きを習得する運動プログラム。

アスリート育成パスウェイ

：年齢や発達段階等に応じて、競技力の基礎形成からトップレベル到達までを体系的・段階的に設計した選手育成の枠組み。

ウェルビーイング
：身体的・精神的・社会的に良い状態。短期的な幸福のみならず、生きがい人生の意義などのみならず、個人を取り巻く持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

オーバーツーリズム
：観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、及び／或いは訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響。

学習指導要領
：文部科学省が学校教育法に基づいて定める教育課程の大綱的基準。おおむね 10 年ごとに改訂されており、現在（令和８年 11 月 11 日時点）、次期学習指導要領の在り方について検討が進められている。体育科・保健体育科については、全ての児童生徒の「好き」や「楽しい」を豊かに引き出しながら運動やスポーツを多様に楽しむ機会を確保し、心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現することのできる資質・能力の育成を目指す改善の方向性が示されている。また併せて、運動やスポーツを通した学びは共生社会の創り手の育成に大きく貢献することが期待されることや、学校で誰もが運動やスポーツに安心して取り組めるようにするために、全ての児童生徒を視野に入れた基礎的環境整備に取り組むことが重要であること等が指摘されている。

ガバナンスコード
：スポーツ団体ガバナンスコード。スポーツ庁が策定したスポーツ団体が適切な組織運営を行うための原則・規範。

強化戦略プラン
：各中央競技団体（ＮＦ）が直近及び 2 大会先のオリンピック・パラリンピックにおける成果を見据えて策定する中長期の選手強化のための戦略プラン。

協働コンサルテーション
：ＪＳＣ、ＪＯＣ及びＪＰＣにより構成される協働チームと各ＮＦの強化責任者が、強化戦略プランの目標達成に向けた進捗状況等を確認の上、課題解決のための意見交換や情報提供等を行うもの。

クロスアポイントメント
：研究者等が、大学や公的研究機関、民間企業等の間で、それぞれと雇用契約関係を結び、各機関の責任の下で業務を行うことが可能となる仕組み。

コーポレートガバナンス・コード
：株式会社東京証券取引所が定める、実効的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたもの。

ここスポ
：毎日の生活の中で気軽にスポーツを楽しむために役立つ情報をまとめた、スポーツ庁が運営するポータルサイト。

スタジアム・アリーナ
：プロスポーツを始めとする「みるスポーツ」の価値や潜在力を最大化させる舞台であるとともに、ライブコンサートやＭＩＣＥ（コンベンション、展示会、企業イベント等のビジネスイベント）等の多目的利用を通じて、定期的に数千人から数万人を集めるイベントを開催でき、地域のシンボルともなりうる集客施設。

スポーツ
：身体を動かすという人間の本源的な欲求に応え精神的充足をもたらすものである。スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）においてスポーツは「心身の健全な発達、健康及び体力の保持

増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動」と広く捉えられており「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」であるとされている。競技スポーツのみならず、レクリエーショナルスポーツや健康増進活動として楽しめるスポーツとして、フィットネス、ダンス等のエクササイズ、ボウリング等の身体を動かすレジャー、登山・釣り・キャンプ等のアウトドア活動、マリンスポーツ、スケートボード等のアーバンスポーツ、ボッチャ・モルック・ピックルボール等の誰もが気軽に参加しやすいスポーツ、盆踊り等の身体を動かす文化活動、散歩・ウォーキング、サイクリング等の日常的な運動や、モータースポーツなどの観るスポーツなども含まれる。いずれにしても、スポーツに関する活動は、基本法の理念に基づいて実施される必要がある。

スポーツ・インテグリティ

：スポーツが様々な脅威により欠けるところなく、価値ある高潔な状態。脅威の例として、ドーピング、八百長、違法賭博、違法薬物、暴力、各種ハラスメント、人種差別、スポーツ団体のガバナンスの欠如等がある。

スポーツエールカンパニー

：従業員の健康増進のために、スポーツの実施に向けた積極的な取組を行っている企業を「スポーツエールカンパニー」として認定する制度。従業員がスポーツに親しめる環境づくりを進める企業の社会的評価が向上することで、「働き盛り世代」を始めとして、国民全体のスポーツ実施率の向上につなげていくことを目的とする。

スポーツ・健康まちづくり

：スポーツや運動を通じて、交流人口の拡大や、誰でも日常的に出歩き、体を動かし、スポーツができる環境整備等に取り組むことによって、スポーツを活かして他の分野における地域課題の解決、多様性を尊重する社会づくりや地域経済の活性化等を図っていく取組。

スポーツコンプレックス（スタジアム・アリーナ改革を発展させた取組）

：「その地域ならではのまちづくりにおいて、核となるスポーツ施設の価値を最大化することを目的に、周辺のインフラや施設等と面的に連携して形成されるエリア」を指す概念。

スポーツ施設におけるユニバーサルデザイン化

：身体能力の違いや年齢、性別、国籍等に関わらず、すべての人が利用しやすいように作られたデザインの推進。

スポーツ実施率、スポーツ実施時間

：スポーツ庁「スポーツの実施状況等に関する世論調査」に基づくスポーツの実施率、実施時間。

スポーツ仲裁自動応諾条項

：スポーツ紛争を迅速かつ適正に解決するため、日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を活用することを定めるもの。

スポーツホスピタリティ

：スポーツ観戦と合わせて地元食材を使った独創性溢れる料理やお土産、試合前後の選手等との交流や音楽・映像等のエンターテインメント、ストレスのない入退場等といった付加価値の高いサービス提供を行うこと。

スポーツを通じた「健康インフラ」の構築

：「運動・スポーツを活用して経済成長を支える心身の健康の保持・増進の基盤」として整理し、運動・スポーツが持つ心身の健康増進という効果・価値を生かし、成長分野を支える人材の定着、継続的な能力発揮と生産性の維持向上、就労期間の

延伸を図る。

総合型地域スポーツクラブ（総合型クラブ）
：子供から高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。
総合型地域スポーツクラブ登録･認証制度により、地方自治体等とのパートナーシップを構築し公益的な事業体としての役割をはたしていくための要件を満たしたクラブを「登録クラブ」、法人格を有し、部活動の地域展開や障害者のスポーツ推進といったタイプ別の認証基準を具備していると認められた登録クラブを「認証クラブ」として認定を行っている。

地域スポーツコミッション
：地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツツーリズムを中心にスポーツによる地域振興に取り組む組織。

中間支援組織
：総合型クラブ登録・認証制度の運用を通じて総合型クラブの支援を担う都道府県体育・スポーツ協会のこと。

適合性審査
:統括団体が実施し、NF が４年ごとに受審する、スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況に関する審査。

統括団体
：ＪＳＰＯ、ＪＯＣ、ＪＰＳＡ の３団体の総称。

ハイパフォーマンススポーツ
：国際競技大会等での活躍を目指すアスリートによる、スポーツの卓越性を目指すスポーツ活動。

日本版ＦＴＥＭ
:アスリートの育成過程を「Foundation、Talent、Elite、Mastery」に分けたオーストラリアのフレームワークを基に、日本の競技スポーツの基盤を踏まえたアスリート育成の在り方を根拠に基づいて段階的に見える化した枠組みとしてＪＳＣが開発したもの。

部活動の地域展開
：急激な少子化の進展や学校における働き方改革の必要性の高まりを背景に、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実することを目的として、生徒のスポーツ・文化芸術活動を学校部活動から地域クラブ活動に展開すること 。

メダルポテンシャルアスリート（ＭＰＡ）
：メダル獲得の潜在力を有するアスリート。

ライフパフォーマンス
:「困難な状況に陥ったとしてもそれを乗り越える力であり、それぞれのライフステージにおいて、環境変化や心身の変化を知覚し、心身機能を適応させながら、個々の課題解決や目標達成に向けて発揮できる能力」として整理。

レクリエーショナルスポーツ
：スポーツを楽しむことや交流を重視したスポーツ活動。「参加型スポーツ」、「市民スポーツ」などとも呼ばれる。